

令和7年12月17日(水)
第116回公文書管理委員会

資料1-2

令和6年度における公文書等の管理等の状況について

(行政文書の管理の状況)

(法人文書の管理の状況)

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

令和7年12月

内閣府大臣官房公文書管理課

目 次

はじめに	1
○ 令和6年度における行政文書の管理の状況について	2
I 対象機関	2
II 対象期間	3
III 報告の概要	4
1 行政文書ファイル等の作成等の状況	4
(1) 行政文書ファイル等の保有数	
(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別	
2 行政文書ファイル等の管理の状況	9
(1) 保存期間が満了したときの措置の設定状況	
3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	11
(1) 移管	
(2) 廃棄	
4 文書管理に係る研修の実施状況	16
5 点検及び監査の実施状況	16
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 行政文書ファイル等の紛失等の状況	18
(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況	
(2) 職員の処分の状況	
7 秘密文書の管理状況	20
 ＜資料＞ 行政機関別内訳表	
資料 1 行政文書ファイル等の保有数	21
資料 2 保有する行政文書ファイル等の媒体の種別	22
資料 3 令和6年度新規作成・取得行政文書ファイル等の媒体の種別	23
資料 4 〃 (本省庁分)	24
資料 5 保存期間が満了したときの措置の設定状況	25
資料 6 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	26
資料 7 廃棄に係る協議の状況（令和7年3月31日時点）	27
資料 8 研修の実施状況	28
資料 9 点検及び監査の実施状況	29
資料 10 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）	30
資料 11 紛失、誤廃棄等の状況	31
資料 12 その他の不適切な文書管理の状況	32
資料 13 秘密文書の管理状況	33

○ 令和6年度における法人文書の管理の状況について	34
I 対象機関	34
II 対象期間	35
III 報告の概要	35
1 法人文書管理規則の制定及び公表状況	36
2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況	36
3 法人文書ファイル等の管理の状況	37
(1) 法人文書ファイル等の保有数	
(2) 保存期間が満了したときの措置の設定状況	
(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	
4 研修の実施状況	44
5 点検及び監査の実施状況	44
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 法人文書ファイル等の紛失等の状況	47
<資料> 独立行政法人等別内訳表	
資料1 法人文書ファイル等の保有数等	49
資料2 保存期間が満了したときの措置の設定状況	53
資料3 移管又は廃棄等の状況	57
資料4 研修の実施状況	61
資料5 点検・監査の実施状況	65
資料6 紛失等の状況	69
資料7 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）	74

○ 令和6年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について	75
I 対象施設	75
II 対象期間	76
III 報告の概要	76
1 保存の状況	76
(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況	
(2) 利用制限区分の状況	
2 移管等受入れの状況	79
3 利用請求及び処理の状況	80
(1) 利用請求件数	
(2) 利用請求の処理状況	
4 利用決定の状況	82
(1) 利用決定件数	
(2) 利用決定までの期間の状況	
5 利用の状況	86
6 審査請求の状況	87
7 訴訟の状況	88
8 利用の促進の状況	88
(1) 簡便な方法による利用の状況	
(2) 複製物の作成の状況	
(3) デジタルアーカイブの実施状況	
(4) 展示会及び見学会の開催状況	
(5) 特定歴史公文書等の貸出し	
(6) 原本の特別利用の状況	
(7) レファレンスの実施状況	
9 特定歴史公文書等の廃棄の状況	94
10 研修及び講師派遣の状況	95
11 その他の取組状況	97
 ＜資料＞	
資料1 展示会の開催状況	98

は　じ　め　に

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）は、「行政文書」、「法人文書」及び「特定歴史公文書等」を総称して「公文書等」として定義し（第 2 条第 8 項）、この公文書等の管理について、基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることとしており、

これらの状況を把握するため、

- ① 第 9 条においては、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況
その他の行政文書の管理の状況について
- ② 第 12 条においては、独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況
その他の法人文書の管理の状況について
- ③ 第 26 条においては、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び
利用の状況について

それぞれ、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならないと規定しており、内閣総理大臣は、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表することとされている。

本冊子は、上記各条に基づき、令和 6 年度におけるこれらの状況について、各機関からの報告を受け、その概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。

令和 6 年度における行政文書の管理の状況について

I 対象機関

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理条例」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる全ての行政機関（569 機関）

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（30 機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、国土強靭化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、船舶活用医療推進本部、認知症施策推進本部、原子力防災会議、人事院、デジタル庁、復興庁

(注) 本調査結果においては、下線を付した機関は、内閣官房又は内閣府の内数としている。

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（9 機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁

第 3 号 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（31 機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、出入国在留管理

府、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）
＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞
警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（497機関）

＜法務省に置かれる特別の機関＞
検察庁

（注） 公文書管理法においては、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁を、それぞれ一の行政機関としてその対象としているが、本調査結果においては、まとめて1機関としている。

第6号 会計検査院（1機関）

II 対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、令和7年3月31日時点（※）の状況
※ ただし、会計検査院においては、12月31日に保存期間が満了するものが大多数であるため、令和6年12月31日時点の状況。

III 報告の概要

1 行政文書ファイル等の作成等の状況

行政機関の職員は、公文書管理法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（同法第4条）。これに基づき、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有する「行政文書」（同法第2条第4項）は、能率的な事務又は事業の処理及びその適切な保存に資するよう、単独で管理することが適當であると認めるものを除き、適時に、相互に密接な関連を有するものを一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならないとされている（同法第5条第2項）。

(1) 行政文書ファイル等の保有数

各行政機関が保有する行政文書ファイル及び単独で管理する行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の保有数は、表1のとおり、20,126,525ファイルであり、その内訳は、本省庁が1,379,117ファイル（6.9%）、施設等機関が699,149ファイル（3.5%）、特別の機関が7,223,670ファイル（35.9%）、地方支分部局が10,824,589ファイル（53.8%）となっている。

このうち、令和6年度に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等は3,017,166ファイルであり、その内訳は、本省庁が112,865ファイル（3.7%）、施設等機関が118,341ファイル（3.9%）、特別の機関が1,490,313ファイル（49.4%）、地方支分部局が1,295,647ファイル（42.9%）となっている。

令和5年度と比べると、行政文書ファイル等の保有数は1,331,833ファイル（対前年度7.1%）増加している。

なお、本管理状況報告においては、組織の性質を踏まえ、内閣府においては沖縄総合事務局以外の部局を、国土交通省においては自転車活用推進本部を、それぞれ「本省庁」と整理し、報告が行われている。

表1 行政文書ファイル等の保有数

(単位: ファイル、%)

行政文書ファイル等数		総数	本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
令和6年度		20,126,525 (100.0)	1,379,117 (6.9)	699,149 (3.5)	7,223,670 (35.9)	10,824,589 (53.8)
	うち新規	3,017,166 (100.0)	112,865 (3.7)	118,341 (3.9)	1,490,313 (49.4)	1,295,647 (42.9)
令和5年度		18,794,692 (100.0)	1,346,087 (7.2)	662,694 (3.5)	5,989,316 (31.9)	10,796,595 (57.4)
	うち新規	3,099,489 (100.0)	116,988 (3.8)	120,703 (3.9)	1,519,696 (49.0)	1,342,102 (43.3)
令和4年度		19,126,042 (100.0)	1,424,484 (7.4)	655,472 (3.4)	5,906,188 (30.9)	11,139,898 (58.2)
	うち新規	3,097,756 (100.0)	122,053 (3.9)	124,221 (4.0)	1,545,796 (49.9)	1,305,686 (42.1)
令和3年度		18,615,403 (100.0)	1,403,296 (7.5)	639,203 (3.4)	5,865,300 (31.5)	10,707,604 (57.5)
	うち新規	3,184,248 (100.0)	121,623 (3.8)	121,984 (3.8)	1,654,005 (51.9)	1,286,636 (40.4)
令和2年度		19,146,388 (100.0)	1,376,169 (7.2)	693,819 (3.6)	5,605,460 (29.3)	11,470,940 (59.9)
	うち新規	3,293,310 (100.0)	116,485 (3.5)	120,917 (3.7)	1,714,658 (52.1)	1,341,250 (40.7)
令和元年度		19,649,618 (100.0)	1,380,372 (7.0)	763,109 (3.9)	5,993,164 (30.5)	11,512,973 (58.6)
	うち新規	3,406,775 (100.0)	129,508 (3.8)	124,393 (3.7)	1,784,720 (52.4)	1,368,154 (40.2)
平成30年度		18,968,755 (100.0)	1,317,682 (6.9)	824,631 (4.3)	5,215,802 (27.5)	11,610,640 (61.2)
	うち新規	3,179,641 (100.0)	114,862 (3.6)	121,759 (3.8)	1,652,257 (52.0)	1,290,763 (40.6)
平成29年度		18,746,054 (100.0)	1,265,143 (6.7)	906,095 (4.8)	4,759,246 (25.4)	11,815,570 (63.0)
	うち新規	2,729,046 (100.0)	98,809 (3.6)	121,209 (4.4)	1,307,551 (47.9)	1,201,477 (44.0)
平成28年度		18,403,759 (100.0)	1,209,643 (6.6)	850,265 (4.6)	4,450,468 (24.2)	11,893,383 (64.6)
	うち新規	2,716,002 (100.0)	94,814 (3.5)	120,544 (4.4)	1,298,611 (47.8)	1,202,033 (44.3)
平成27年度		18,046,295 (100.0)	1,194,977 (6.6)	947,042 (5.2)	4,010,286 (22.2)	11,893,990 (65.9)
	うち新規	2,668,049 (100.0)	96,895 (3.6)	123,220 (4.6)	1,285,317 (48.2)	1,162,617 (43.6)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 () 内は、行政文書ファイル等数の総数に占める割合を表す。

(参考1) 保有する行政文書ファイル等数が多い行政機関

(単位: ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数				
	(総数)	本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
防衛省	7,119,330 (100.0)	50,267 (0.7)	21,543 (0.3)	6,877,596 (96.6)	169,924 (2.4)
国税庁	3,533,048 (100.0)	34,534 (1.0)	13,285 (0.4)	16,485 (0.5)	3,468,744 (98.2)
国土交通省	2,825,034 (100.0)	94,924 (3.4)	17,765 (0.6)	34,383 (1.2)	2,677,962 (94.8)
厚生労働省	1,766,858 (100.0)	91,419 (5.2)	91,536 (5.2)	0 (0.0)	1,583,903 (89.6)
法務省	1,318,420 (100.0)	57,199 (4.3)	440,950 (33.4)	0 (0.0)	820,271 (62.2)

(注) () 内は、行政文書ファイル等数の総数に占める割合を表す。

(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 20,126,525 ファイルについて、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が 14,103,196 ファイル (70.1%)、電子媒体が 4,929,567 ファイル (24.5%)、電子及び紙が 1,046,205 ファイル (5.2%)、その他の媒体が 47,557 ファイル (0.2%)となつておらず、紙媒体がその大多数を占めている。

一方で、令和5年度と比べると、令和6年度に新規に作成・取得した行政文書ファイル等の電子媒体（「電子及び紙」を含む。）の割合が 43.5%から 51.7%へ増加し、全ての行政文書ファイル等に占める電子媒体（「電子及び紙」を含む。）の割合も 23.7%から 29.7%に増加している。

表2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位: ファイル、%)

行政文書ファイル等数		(総数)	紙	電子	電子及び紙	その他の媒体
令和6年度		20,126,525 (100.0)	14,103,196 (70.1)	4,929,567 (24.5)	1,046,205 (5.2)	47,557 (0.2)
	うち新規	3,017,166 (100.0)	1,454,833 (48.2)	1,345,110 (44.6)	215,619 (7.1)	1,604 (0.1)
令和5年度		18,794,692 (100.0)	14,283,946 (76.0)	3,572,472 (19.0)	884,956 (4.7)	53,318 (0.3)
	うち新規	3,099,489 (100.0)	1,750,256 (56.5)	1,122,385 (36.2)	225,519 (7.3)	1,329 (0.0)
令和4年度		19,126,042 (100.0)	15,315,272 (80.1)	2,948,009 (15.4)	808,915 (4.2)	53,846 (0.3)
	うち新規	3,097,756 (100.0)	1,930,128 (62.3)	954,303 (30.8)	210,447 (6.8)	2,878 (0.1)
令和3年度		18,615,403 (100.0)	15,428,553 (82.9)	2,458,948 (13.2)	677,178 (3.6)	50,724 (0.3)
	うち新規	3,184,248 (100.0)	2,185,612 (68.6)	812,123 (25.5)	183,267 (5.8)	3,246 (0.1)
令和2年度		19,146,388 (100.0)	16,677,393 (87.1)	2,428,409 (12.7)		40,586 (0.2)
	うち新規	3,293,310 (100.0)	2,648,242 (80.4)	644,425 (19.6)		643 (0.0)
令和元年度		19,649,618 (100.0)	17,618,518 (89.7)	1,984,437 (10.1)		46,663 (0.2)
	うち新規	3,406,775 (100.0)	2,890,454 (84.8)	514,819 (15.1)		1,502 (0.0)
平成30年度		18,968,755 (100.0)	17,399,294 (91.7)	1,521,776 (8.0)		47,685 (0.3)
	うち新規	3,179,641 (100.0)	2,830,786 (89.0)	348,068 (10.9)		787 (0.0)
平成29年度		18,746,054 (100.0)	17,447,416 (93.1)	1,247,830 (6.7)		50,808 (0.3)
	うち新規	2,729,046 (100.0)	2,505,421 (91.8)	222,801 (8.2)		824 (0.0)
平成28年度		18,403,759 (100.0)	17,232,568 (93.6)	1,117,972 (6.1)		53,219 (0.3)
	うち新規	2,716,002 (100.0)	2,507,387 (92.3)	207,813 (7.7)		802 (0.0)
平成27年度		18,046,295 (100.0)	16,996,917 (94.2)	996,157 (5.5)		53,221 (0.3)
	うち新規	2,668,049 (100.0)	2,467,453 (92.5)	195,959 (7.3)		4,637 (0.2)

(注) 1 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

2 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

3 () 内は、行政文書ファイル等数の総数に占める割合を表す。

(参考2) 行政文書ファイル等の媒体の種別（組織区分別）

(単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数 (総数)		紙	電子	電子及び紙	その他の媒体
本省	1,379,117 (100.0)	837,085 (60.7)	432,998 (31.4)	99,713 (7.2)	9,321 (0.7)
うち新規	112,865 (100.0)	16,108 (14.3)	82,974 (73.5)	13,684 (12.1)	99 (0.1)
施設等機関	699,149 (100.0)	466,203 (66.7)	116,184 (16.6)	115,916 (16.6)	846 (0.1)
うち新規	118,341 (100.0)	46,358 (39.2)	44,355 (37.5)	27,480 (23.2)	148 (0.1)
特別の機関	7,223,670 (100.0)	4,758,427 (65.9)	2,341,186 (32.4)	119,252 (1.7)	4,805 (0.1)
うち新規	1,490,313 (100.0)	681,192 (45.7)	763,772 (51.2)	44,568 (3.0)	781 (0.1)
地方支分部局	10,824,589 (100.0)	8,041,481 (74.3)	2,039,199 (18.8)	711,324 (6.6)	32,585 (0.3)
うち新規	1,295,647 (100.0)	711,175 (54.9)	454,009 (35.0)	129,887 (10.0)	576 (0.0)
(参考) 全体	20,126,525 (100.0)	14,103,196 (70.1)	4,929,567 (24.5)	1,046,205 (5.2)	47,557 (0.2)
うち新規	3,017,166 (100.0)	1,454,833 (48.2)	1,345,110 (44.6)	215,619 (7.1)	1,604 (0.1)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 () 内は、行政文書ファイル等数の総数に占める割合を表す。

(参考3) 電子媒体による行政文書ファイル等の保有割合が高い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数 (総数)		紙	電子	電子及び紙	その他の媒体
デジタル庁	4,958 (100.0)		400 (8.1)	4,435 (89.5)	117 (2.4)	6 (0.1)
うち新規	795 (100.0)		4 (0.5)	774 (97.4)	17 (2.1)	0 (0.0)
消費者庁	11,631 (100.0)		1,115 (9.6)	9,417 (81.0)	1,099 (9.4)	0 (0.0)
うち新規	1,369 (100.0)		13 (0.9)	1,194 (87.2)	162 (11.8)	0 (0.0)
カジノ管理委員会	1,665 (100.0)		181 (10.9)	1,315 (79.0)	169 (10.2)	0 (0.0)
うち新規	329 (100.0)		17 (5.2)	287 (87.2)	25 (7.6)	0 (0.0)
個人情報保護委員会	1,583 (100.0)		260 (16.4)	914 (57.7)	409 (25.8)	0 (0.0)
うち新規	238 (100.0)		5 (2.1)	192 (80.7)	41 (17.2)	0 (0.0)
消防庁	4,477 (100.0)		780 (17.4)	3,552 (79.3)	144 (3.2)	1 (0.0)
うち新規	570 (100.0)		23 (4.0)	518 (90.9)	29 (5.1)	0 (0.0)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 () 内は、行政文書ファイル等数の総数に占める割合を表す。

3 「電子」と「電子及び紙」の合計ファイル数の行政文書ファイル等数の総数に占める割合が高い行政機関。

2 行政文書ファイル等の管理の状況

行政文書ファイル等は、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている（公文書管理法第5条第1項及び第3項）。また、保存期間が満了したときに、歴史公文書等に該当するものとして国立公文書館等に移管する措置をとるか、それ以外のものとして廃棄する措置をとるかを、保存期間満了前のできる限り早い時期に定めなければならないとされている（同条第5項）。

この保存期間が満了したときの措置は、「行政文書ファイル管理簿」に記載し、公表することとされており（同法第7条）、各行政機関の行政文書ファイル管理簿は、それぞれのホームページ及び電子政府の総合窓口（e-Gov）から閲覧できるようになっている。

（1）保存期間が満了したときの措置の設定状況

公文書管理法では、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするために、行政文書ファイル等の内容を最も熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的として、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めることとされている。

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 20,126,525 ファイルについて保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）の設定状況をみると、表3のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが 19,940,107 ファイル（99.1%）、未設定としているものが 186,418 ファイル（0.9%）となっている。令和5年度と比べると、設定済みファイルの割合が0.3%ポイント増加している。

このうち、令和6年度に新規に作成又は取得した 3,017,166 ファイルについては、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが 3,008,539 ファイル（99.7%）となっている。

表3 保存期間が満了したときの措置の設定状況

(単位: ファイル、%)

行政文書ファイル等数			
		(総数)	設定済みとしているもの
			未設定としているもの
令和6年度		20,126,525 (100.0)	19,940,107 (99.1) 186,418 (0.9)
	うち新規	3,017,166 (100.0)	3,008,539 (99.7) 8,627 (0.3)
令和5年度		18,794,692 (100.0)	18,560,979 (98.8) 233,713 (1.2)
	うち新規	3,099,489 (100.0)	3,088,155 (99.6) 11,334 (0.4)
令和4年度		19,126,042 (100.0)	18,839,304 (98.5) 286,738 (1.5)
	うち新規	3,097,756 (100.0)	3,083,524 (99.5) 14,232 (0.5)
令和3年度		18,615,403 (100.0)	18,254,448 (98.1) 360,955 (1.9)
	うち新規	3,184,248 (100.0)	3,174,361 (99.7) 9,887 (0.3)
令和2年度		19,146,388 (100.0)	18,726,880 (97.8) 419,508 (2.2)
	うち新規	3,293,310 (100.0)	3,288,900 (99.9) 4,410 (0.1)
令和元年度		19,649,618 (100.0)	19,064,418 (97.0) 585,200 (3.0)
	うち新規	3,406,775 (100.0)	3,403,437 (99.9) 3,338 (0.1)
平成30年度		18,968,755 (100.0)	18,206,656 (96.0) 762,099 (4.0)
	うち新規	3,179,641 (100.0)	3,172,631 (99.8) 7,010 (0.2)
平成29年度		18,746,054 (100.0)	17,808,241 (95.0) 937,812 (5.0)
	うち新規	2,729,046 (100.0)	2,727,035 (99.9) 2,011 (0.1)
平成28年度		18,403,759 (100.0)	17,406,194 (94.6) 997,565 (5.4)
	うち新規	2,716,002 (100.0)	2,706,842 (99.7) 9,160 (0.3)
平成27年度		18,046,295 (100.0)	16,925,492 (93.8) 1,120,803 (6.2)
	うち新規	2,668,049 (100.0)	2,664,033 (99.8) 4,016 (0.2)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 () 内は、行政文書ファイル等数の総数に占める割合を表す。

3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、あらかじめ設定された保存期間が満了したときの措置に従い、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている（会計検査院は除く。同条第2項。）。

また、保存期間及び保存期間の満了する日は、公文書管理法第5条第4項及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第9条の規定に基づき、延長することができるとされている。具体的には、行政機関の長は、現に監査、検査等の対象となっているもの、訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があったものといった事情がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで行政文書ファイル等を保存しなければならないこととされており（施行令第9条第1項）、また、行政機関の長が職務の遂行上必要があると認める場合についても、一定の期間を定めて延長することができることとされている（同条第2項）。

各行政機関において、令和6年度に保存期間が満了した（当初満了予定であったが保存期間を延長したものも含む。）行政文書ファイル等は3,676,547ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表4のとおり、「移管」することとされたものが14,799ファイル（0.4%）、「廃棄」することとされたものが3,229,006ファイル（87.8%）、保存期間を「延長」することとされたものが432,742ファイル（11.8%）となっている。

令和5年度と比べると、「移管」することとされたファイル数が1,463ファイル増加、「廃棄」することとされたファイル数が231,184ファイル増加、「延長」することとされたファイル数が308,099ファイル増加している。

表4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄の状況

(単位:ファイル、%)

保存期間満了行政文書ファイル等数				
	(総数)	移 管	廃 棄	延 長
令和6年度	3,676,547 (100.0)	14,799 (0.4)	3,229,006 (87.8)	432,742 (11.8)
令和5年度	3,135,801 (100.0)	13,336 (0.4)	2,997,822 (95.6)	124,643 (4.0)
令和4年度	2,718,534 (100.0)	13,253 (0.5)	2,596,842 (95.5)	108,439 (4.0)
令和3年度	3,075,252 (100.0)	14,026 (0.5)	2,857,050 (92.9)	204,176 (6.6)
令和2年度	3,072,621 (100.0)	13,823 (0.4)	2,849,398 (92.7)	209,400 (6.8)
令和元年度	2,868,362 (100.0)	20,222 (0.7)	2,623,246 (91.5)	224,894 (7.8)
平成30年度	2,821,870 (100.0)	14,102 (0.5)	2,521,683 (89.4)	286,085 (10.1)
平成29年度	2,418,373 (100.0)	8,470 (0.4)	2,058,741 (85.1)	351,162 (14.5)
平成28年度	2,749,534 (100.0)	10,826 (0.4)	2,063,367 (75.0)	675,341 (24.6)
平成27年度	2,896,731 (100.0)	9,614 (0.3)	1,803,778 (62.3)	1,083,339 (37.4)

(注) () 内は、行政文書ファイル等数の総数に占める割合を表す。

(1) 移管

保存期間が満了した行政文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、国立公文書館等に移管しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、宮内庁にあっては宮内庁書陵部図書課宮内公文書館に、外務省にあっては外務省大臣官房総務課外交史料館に、その他の行政機関にあっては独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下「国立公文書館」という。）に移管される。なお、外務大臣が内閣総理大臣と協議して定めるところにより、外務大臣が相当と認める外務省の行政文書ファイル等については、国立公文書館に移管することとされている。

各行政機関において、令和6年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等で国立公文書館等へ移管することとされたものは、14,799 ファイルであり、その移管先は、表5のとおりである。当該ファイルは基本的に令和7年度に移管されることとなる。

なお、令和5年度と比べると、移管するとした行政文書ファイル等数は13,336 ファイルから14,799 ファイルへと増加している。

表5 国立公文書館等への移管ファイル等数

（単位：ファイル）

	国立公文書館	宮内公文書館	外交史料館	合計
令和6年度	14,402	146	251	14,799
令和5年度	13,010	126	200	13,336
令和4年度	12,266	141	846	13,253
令和3年度	12,621	241	1,164	14,026
令和2年度	12,379	247	1,197	13,823
令和元年度	17,899	194	2,129	20,222
平成30年度	11,840	213	2,049	14,102
平成29年度	6,783	507	1,180	8,470
平成28年度	7,887	228	2,711	10,826
平成27年度	6,236	192	3,248	9,676

（注） 国立公文書館への移管は年度単位であり、会計検査院は行政文書ファイル等を曆年で管理しているため、移管ファイル等数の合計は、表4の移管ファイル等数と一致していない年度がある。

(参考4) 国立公文書館等に移管するとしたファイル等数が多い行政機関

(単位: ファイル、%)

行政機関名	移管ファイル等数	令和6年度保存期間満了ファイル等数
気象庁	2,585 (18.5)	13,957 (100.0)
文部科学省	2,132 (4.3)	49,694 (100.0)
防衛省	1,464 (0.1)	2,245,112 (100.0)
厚生労働省	1,064 (0.7)	154,731 (100.0)
経済産業省	1,059 (6.1)	17,395 (100.0)

(注) () 内は、令和6年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考5) 保存期間が満了したファイル等に占める「移管」の割合が多い行政機関

(単位: ファイル、%)

行政機関名	移管ファイル等数	令和6年度保存期間満了ファイル等数
内閣法制局	540 (71.4)	756 (100.0)
復興庁	66 (37.9)	174 (100.0)
個人情報保護委員会	12 (35.3)	34 (100.0)
原子力防災会議	1 (33.3)	3 (100.0)
中小企業庁	184 (29.2)	631 (100.0)

(注) () 内は、令和6年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 廃棄

各行政機関（会計検査院を除く。）において保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることが必要となっている（公文書管理法第8条第2項）。

各行政機関からなされた廃棄に係る協議及び内閣総理大臣の同意の状況をみると、令和6年度に保存期間が満了する行政文書ファイル等については、令和7年3月31日までに廃棄に係る協議がなされたものは3,117,317ファイルとなっており、このうち、同意がなされたものは1,085,647ファイル（34.8%）、廃棄が不適当であるとして同意を得られなかつたものはなかつた。

令和6年度に保存期間が満了し、廃棄することとされた行政文書ファイル等数（3,229,006ファイル：表4参照）と廃棄に係る協議数（3,117,317ファイル）との相違については、保存期間満了後の措置は決定していたものの令和6年度末までに廃棄協議の手続が行われなかつたものがあること、会計検査院は内閣総理大臣への協議が不要であること等によるものである。

なお、令和6年度中に内閣府が廃棄同意を行った行政文書ファイル等の総数は、4,998,069ファイル（令和5年度は2,341,245ファイル）であり、不同意としたものはなかつた。

4 文書管理に係る研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法では、行政機関の長は、職員に必要な研修を行うこととされている（第32条第1項）。

各行政機関における研修の実施状況をみると、表6のとおり、延べ69,595回の研修を実施しており、研修の参加職員数をみると、延べ1,344,895人が参加している。

令和5年度と比べると、研修回数、参加職員数とも増加している。

表6 研修の実施状況

		(単位：回、人)
研修の実施回数		69,595 (56,658)
対象者別	一般職員	26,658
	新規採用職員	4,044
	文書管理者・文書管理担当者	20,981
	その他	17,912
研修の参加職員数		1,344,895 (1,210,706)

(注) ()内は、令和5年度のもの。

5 点検及び監査の実施状況

行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）では、各行政機関における文書管理の実施責任者たる文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている。また、各行政機関における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者たる監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている。

(1) 点検の実施状況

各行政機関の点検の実施状況をみると、表7のとおり、全文書管理者24,493人のうち、24,407人（99.6%）の文書管理者が点検を実施したとしている。

表7 点検の実施状況

(単位：人、%)

文書管理者数		点検を 実施	点検を 実施せず
	(総数)		
令和6年度	24,493 (100.00)	24,407 (99.64)	86 (0.35)
令和5年度	24,859 (100.00)	24,715 (99.42)	144 (0.58)
令和4年度	24,816 (100.00)	24,736 (99.68)	80 (0.32)
令和3年度	24,753 (100.00)	24,632 (99.51)	121 (0.49)
令和2年度	24,153 (100.00)	24,007 (99.40)	146 (0.60)
令和元年度	24,717 (100.00)	24,710 (99.97)	7 (0.03)
平成30年度	24,135 (100.00)	24,135 (100.00)	0 (0.00)
平成29年度	23,955 (100.00)	23,954 (100.00)	1 (0.00)
平成28年度	23,871 (100.00)	23,871 (100.00)	0 (0.00)
平成27年度	23,941 (100.00)	23,938 (99.99)	3 (0.01)

(注) () 内は、文書管理者の総数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

各行政機関における監査の実施状況をみると、48 機関において、文書管理に係る監査が実施されている。そのうち「文書管理担当者が指名されていない」、「行政文書ファイル管理簿への登録誤りが確認された」、「保存期間満了時の措置が「移管」と設定されているが、国立公文書館へ移管されていないものが確認された」などの指摘事項がみられ、改善措置等が行われている（資料10 参照）。

6 行政文書ファイル等の紛失等の状況

(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況

ガイドラインでは、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。

令和6年度においては、各行政機関における文書管理に係る点検の結果、紛失の事案については、202件の紛失が判明し、誤廃棄の事案については、134件の誤廃棄が判明している。

これらの紛失等事案については、各行政機関において、職員への注意喚起・指導、業務手順・マニュアルの見直し等の再発防止措置や復旧措置がとられている。

表8 紛失等の状況

(単位：件)

紛失等事案の件数 (総数)		事案別			再発防止のための措置				復旧措置を行った件数	事案の公表を行った件数
		紛失	誤廃棄	焼失等のき損	関係者等への注意喚起、指導等	行政機関内への注意喚起等	業務手順、マニュアルの見直し	その他		
令和6年度	338	202	134	2	280	269	206	23	116	24
令和5年度	256	125	131	0	201	184	132	12	111	21
令和4年度	286	161	122	3	261	263	124	5	136	25
令和3年度	338	135	203	0	307	286	88	10	119	86
令和2年度	272	126	145	1	253	248	101	11	115	54
令和元年度	289	149	139	1	274	232	130	15	157	22
平成30年度	281	197	83	1	227	195	98	24	119	38
平成29年度	196	139	56	1	176	131	80	12	68	53
平成28年度	197	153	43	1	155	166	65	4	101	36
平成27年度	211	161	50	0	166	137	62	3	79	16

(2) 職員の処分の状況

行政文書ファイル等の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各行政機関において職員の処分を行っている。令和6年度の紛失等事案及び不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表9のとおり、7人（総務省において事務処理遅延等1人、財務省において文書加筆1人・紛失1人、国税庁において個人情報持出等1人、防衛省において誤廃棄3人）に懲戒処分（停職、減給、戒告）が行われ、事案も公表が行われた。

表9 職員の処分の状況

(単位：件)

	処分事案の件数				
	計	紛失	誤廃棄	き損	その他
令和6年度	6	1	2	0	3
処分者数（人）	7	1	3	0	3
令和5年度	4	1	3	0	0
処分者数（人）	8	4	4	0	0
令和4年度	3	0	0	0	3
処分者数（人）	3	0	0	0	3
令和3年度	1	0	0	0	1
処分者数（人）	1	0	0	0	1
令和2年度	2	0	0	0	2
処分者数（人）	2	0	0	0	2
令和元年度	2	0	1	0	1
処分者数（人）	2	0	1	0	1
平成30年度	5	1	1	0	3
処分者数（人）	18	3	3	0	12
平成29年度	2	1	1	0	0
処分者数（人）	4	1	3	0	0
平成28年度	1	1	0	0	0
処分者数（人）	1	1	0	0	0
平成27年度	1	0	0	0	1
処分者数（人）	4	0	0	0	4

(注) 1 「処分」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条に基づく懲戒処分を表す。

2 1事案に2人以上の処分者がある場合は、件数と処分者数が一致しない。

7 秘密文書の管理状況

ガイドラインでは、秘密文書（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書であって、特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。）の管理として、極秘文書（秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書）及び秘文書（極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書）を指定し、秘密文書については、規則及び各行政機関の秘密文書管理要領等に則り管理することとされている。

表10のとおり、令和6年度において新規作成・取得した行政文書ファイル等のうち秘密文書を含む行政文書ファイル等数が23,350ファイルあり、令和5年度と比べると、新規作成・取得した行政文書ファイル等に占める秘密文書を含む行政文書ファイル等の割合は0.1%ポイント減少している。

表10 秘密文書の管理状況

(単位：ファイル、%)

令和6年度新規作成・取得行政文書ファイル等数		うち秘密文書を含む行政文書ファイル等数			
(総数)		うち極秘文書及び秘文書を含む行政文書ファイル等数	うち極秘文書のみを含む行政文書ファイル等数	うち秘文書のみを含む行政文書ファイル等数	
令和6年度	3,017,166 (100.0)	23,350 (0.8)	389 (0.0)	201 (0.0)	22,760 (0.8)
令和5年度	3,099,489 (100.0)	26,933 (0.9)	303 (0.0)	174 (0.0)	26,456 (0.9)
令和4年度	3,097,756 (100.0)	31,662 (1.0)	332 (0.0)	181 (0.0)	31,149 (1.0)
令和3年度	3,184,248 (100.0)	36,647 (1.2)	182 (0.0)	320 (0.0)	36,145 (1.1)
令和2年度	3,293,310 (100.0)	47,067 (1.4)	191 (0.0)	337 (0.0)	46,539 (1.4)
令和元年度	3,406,775 (100.0)	50,520 (1.5)	320 (0.0)	156 (0.0)	50,044 (1.5)
平成30年度	3,179,641 (100.0)	51,016 (1.6)	1,622 (0.1)	516 (0.0)	48,878 (1.5)
平成29年度	2,729,046 (100.0)	55,822 (2.0)	3,224 (0.1)	2,907 (0.1)	49,691 (1.8)
平成28年度	2,716,002 (100.0)	58,032 (2.1)	1,013 (0.0)	1,587 (0.1)	55,432 (2.0)
平成27年度	2,668,049 (100.0)	49,161 (1.8)	277 (0.0)	46 (0.0)	48,838 (1.8)

(注) () 内は、行政文書ファイル等数の総数に占める割合を表す。

(行政文書の管理の状況)

<資料>

行政機関別内訳表

- 資料 1 行政文書ファイル等の保有数
- 資料 2 保有する行政文書ファイル等の媒体の種別
- 資料 3 令和 6 年度新規作成・取得行政文書ファイル等の媒体の種別
- 資料 4 " (本省庁分)
- 資料 5 保存期間が満了したときの措置の設定状況
- 資料 6 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況
- 資料 7 廃棄に係る協議の状況（令和 7 年 3 月 31 日時点）
- 資料 8 研修の実施状況
- 資料 9 点検及び監査の実施状況
- 資料 10 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）
- 資料 11 紛失、誤廃棄等の状況
- 資料 12 その他の不適切な文書管理の状況
- 資料 13 秘密文書の管理状況

資料1 行政文書ファイル等の保有数

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数										
			本省庁		施設等機関		特別の機関		地方支分部局		
			うち新規作成	うち新規作成	うち新規作成	うち新規作成	うち新規作成	うち新規作成	うち新規作成	うち新規作成	
内閣官房	20,483	2,304	20,483	2,304	0	0	0	0	0	0	
内閣法制局	17,999	657	17,999	657	0	0	0	0	0	0	
原子力防災会議	71	6	71	6	0	0	0	0	0	0	
人事院	19,608	2,897	11,651	1,203	935	150	0	0	7,022	1,544	
内閣府	110,146	10,025	56,226	4,528	0	0	0	0	53,920	5,497	
宮内庁	33,624	2,540	29,492	2,078	2,119	287	0	0	2,013	175	
公正取引委員会	13,107	1,931	8,615	1,014	0	0	0	0	4,492	917	
国家公安委員会	240	3	240	3	0	0	0	0	0	0	
警察庁	217,090	26,821	46,212	5,616	18,513	2,817	0	0	152,365	18,388	
個人情報保護委員会	1,583	238	1,583	238	0	0	0	0	0	0	
カジノ管理委員会	1,665	329	1,665	329	0	0	0	0	0	0	
金融庁	29,051	3,421	29,051	3,421	0	0	0	0	0	0	
消費者庁	11,631	1,369	11,631	1,369	0	0	0	0	0	0	
こども家庭庁	10,250	1,212	7,073	909	3,177	303	0	0	0	0	
デジタル庁	4,958	795	4,958	795	0	0	0	0	0	0	
復興庁	3,223	503	2,373	345	0	0	0	0	850	158	
総務省	153,228	14,752	74,413	5,289	2,007	203	5,851	172	70,957	9,088	
公害等調整委員会	1,825	116	1,825	116	0	0	0	0	0	0	
消防庁	4,477	570	3,751	446	726	124	0	0	0	0	
法務省	1,318,420	181,069	57,199	5,064	440,950	83,819	0	0	820,271	92,186	
公安審査委員会	345	32	345	32	0	0	0	0	0	0	
検察庁	239,695	50,137	0	0	0	0	239,695	50,137	0	0	
出入国在留管理庁	46,543	12,478	5,595	843	2,741	611	0	0	38,207	11,024	
公安調査庁	31,099	5,793	5,803	1,026	301	63	0	0	24,995	4,704	
外務省	199,364	13,031	154,308	7,359	0	0	45,056	5,672	0	0	
財務省	664,758	86,882	61,876	5,049	8,637	1,274	0	0	594,245	80,559	
国税庁	3,533,048	508,786	34,534	4,057	13,285	1,852	16,485	2,282	3,468,744	500,595	
文部科学省	76,951	3,314	72,910	2,852	2,591	309	1,450	153	0	0	
スポーツ庁	3,472	261	3,472	261	0	0	0	0	0	0	
文化庁	23,342	939	22,605	906	0	0	737	33	0	0	
厚生労働省	1,766,858	257,923	91,419	7,700	91,536	11,264	0	0	1,583,903	238,959	
中央労働委員会	4,412	334	4,412	334	0	0	0	0	0	0	
農林水産省	266,509	36,674	45,532	5,785	31,215	4,843	2,417	307	187,345	25,739	
林野庁	522,480	30,381	16,202	1,065	358	58	0	0	505,920	29,258	
水産庁	9,352	1,337	6,983	961	0	0	0	0	2,369	376	
経済産業省	145,278	16,380	43,388	5,139	157	32	0	0	101,733	11,209	
資源エネルギー庁	9,442	1,207	9,442	1,207	0	0	0	0	0	0	
特許庁	5,033	1,033	5,033	1,033	0	0	0	0	0	0	
中小企業庁	5,234	602	5,234	602	0	0	0	0	0	0	
国土交通省	2,825,034	216,001	94,924	7,263	17,765	1,926	34,383	4,136	2,677,962	202,676	
運輸安全委員会	9,481	1,419	9,481	1,419	0	0	0	0	0	0	
觀光庁	2,585	493	2,585	493	0	0	0	0	0	0	
気象庁	135,761	12,507	16,114	997	7,907	808	0	0	111,740	10,702	
海上保安庁	240,362	25,867	14,805	1,355	7,059	576	0	0	218,498	23,936	
環境省	75,516	5,822	45,020	2,724	3,382	143	0	0	27,114	2,955	
原子力規制委員会	86,973	2,851	86,444	2,763	529	88	0	0	0	0	
防衛省	7,119,330	1,461,350	50,267	5,186	21,543	3,741	6,877,596	1,427,421	169,924	25,002	
防衛装備庁	61,605	7,250	39,889	4,200	21,716	3,050	0	0	0	0	
会計検査院	43,984	4,524	43,984	4,524	0	0	0	0	0	0	
計 (割合 (%))	20,126,525 (100.0)	3,017,166 (100.0)	1,379,117 (6.9)	112,865 (3.7)	699,149 (3.5)	118,341 (3.9)	7,223,670 (35.9)	1,490,313 (49.4)	10,824,589 (53.8)	1,295,647 (42.9)	

(注) 「うち新規作成」とは、各行政機関が保有する行政文書ファイル等のうち、令和6年度中に新たに作成された行政文書ファイル等の数を表す。

資料2 保有する行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数（保有数）				
	紙	電子	電子及び紙	その他	
内閣官房	20,483	10,801	8,647	908	127
内閣法制局	17,999	17,298	672	29	0
原子力防災会議	71	34	17	20	0
人事院	19,608	9,951	8,858	472	327
内閣府	110,146	71,183	32,862	4,529	1,572
官内庁	33,624	29,392	1,944	2,108	180
公正取引委員会	13,107	5,370	7,714	22	1
国家公安委員会	240	139	97	4	0
警察庁	217,090	158,862	56,673	1,528	27
個人情報保護委員会	1,583	260	914	409	0
カジノ管理委員会	1,665	181	1,315	169	0
金融庁	29,051	13,659	11,344	4,048	0
消費者庁	11,631	1,115	9,417	1,099	0
こども家庭庁	10,250	5,973	3,012	1,249	16
デジタル庁	4,958	400	4,435	117	6
復興庁	3,223	1,100	1,643	480	0
総務省	153,228	40,056	107,296	5,454	422
公害等調整委員会	1,825	1,076	428	321	0
消防庁	4,477	780	3,552	144	1
法務省	1,318,420	981,766	111,062	224,694	898
公安審査委員会	345	310	23	12	0
検察庁	239,695	199,295	28,385	11,847	168
出入国在留管理庁	46,543	32,810	5,753	7,718	262
公安調査庁	31,099	25,325	4,459	1,314	1
外務省	199,364	172,472	26,786	2	104
財務省	664,758	325,682	170,888	168,182	6
国税庁	3,533,048	2,647,942	874,568	771	9,767
文部科学省	76,951	53,058	15,499	3,655	4,739
スポーツ庁	3,472	1,892	1,387	141	52
文化庁	23,342	20,937	1,782	471	152
厚生労働省	1,766,858	1,445,837	180,488	140,007	526
中央労働委員会	4,412	3,534	272	606	0
農林水産省	266,509	118,387	109,025	39,082	15
林野庁	522,480	349,501	54,326	118,555	98
水産庁	9,352	3,361	4,673	1,317	1
経済産業省	145,278	104,164	31,061	10,049	4
資源エネルギー庁	9,442	5,106	4,133	202	1
特許庁	5,033	2,877	1,791	40	325
中小企業庁	5,234	3,247	1,783	201	3
国土交通省	2,825,034	2,278,470	424,820	100,860	20,884
運輸安全委員会	9,481	4,450	2,994	2,035	2
観光庁	2,585	1,034	1,409	142	0
気象庁	135,761	69,312	59,289	6,657	503
海上保安庁	240,362	106,138	122,714	11,196	314
環境省	75,516	52,179	12,701	10,167	469
原子力規制委員会	86,973	74,544	5,492	6,854	83
防衛省	7,119,330	4,600,881	2,368,607	144,785	5,057
防衛装備庁	61,605	31,730	24,396	5,462	17
会計検査院	43,984	19,325	18,161	6,071	427
計 (割合)	20,126,525 (100.0)	14,103,196 (70.1)	4,929,567 (24.5)	1,046,205 (5.2)	47,557 (0.2)

(注) 「他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

資料3 令和6年度新規作成・取得行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル)

行政機関名	令和6年度新規作成・取得行政文書ファイル等数				
	紙	電子	電子及び紙	その他	
内閣官房	2,304	696	1,407	197	4
内閣法制局	657	515	135	7	0
原子力防災会議	6	0	6	0	0
人事院	2,897	239	2,565	90	3
内閣府	10,025	1,090	7,669	1,255	11
官内庁	2,540	1,326	478	736	0
公正取引委員会	1,931	239	1,691	1	0
国家公安委員会	3	0	2	1	0
警察庁	26,821	14,037	11,990	794	0
個人情報保護委員会	238	5	192	41	0
カジノ管理委員会	329	17	287	25	0
金融庁	3,421	359	2,597	465	0
消費者庁	1,369	13	1,194	162	0
こども家庭庁	1,212	320	722	170	0
デジタル庁	795	4	774	17	0
復興庁	503	105	326	72	0
総務省	14,752	769	12,966	1,016	1
公害等調整委員会	116	12	37	67	0
消防庁	570	23	518	29	0
法務省	181,069	85,291	46,366	49,269	143
公安審査委員会	32	24	6	2	0
検察庁	50,137	37,143	9,412	3,579	3
出入国在留管理庁	12,478	7,255	2,517	2,684	22
公安調査庁	5,793	2,838	2,662	293	0
外務省	13,031	6,293	6,738	0	0
財務省	86,882	12,486	63,604	10,792	0
国税庁	508,786	375,998	132,258	283	247
文部科学省	3,314	627	2,190	497	0
スポーツ庁	261	25	202	34	0
文化庁	939	425	433	81	0
厚生労働省	257,923	130,102	89,731	37,959	131
中央労働委員会	334	87	63	184	0
農林水産省	36,674	2,987	29,023	4,663	1
林野庁	30,381	464	18,178	11,739	0
水産庁	1,337	11	1,249	77	0
経済産業省	16,380	3,724	10,581	2,075	0
資源エネルギー庁	1,207	78	1,067	62	0
特許庁	1,033	355	608	15	55
中小企業庁	602	84	490	28	0
国土交通省	216,001	121,109	68,207	26,521	164
運輸安全委員会	1,419	85	820	514	0
観光庁	493	19	440	34	0
気象庁	12,507	1,951	9,507	1,049	0
海上保安庁	25,867	1,464	22,653	1,750	0
環境省	5,822	478	3,652	1,684	8
原子力規制委員会	2,851	310	1,034	1,504	3
防衛省	1,461,350	641,940	767,766	50,836	808
防衛装備庁	7,250	742	5,600	908	0
会計検査院	4,524	669	2,497	1,358	0
計 (割合)	3,017,166 (100.0)	1,454,833 (48.2)	1,345,110 (44.6)	215,619 (7.1)	1,604 (0.1)

(注) 「他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

資料4 令和6年度新規作成・取得行政文書ファイル等の媒体の種別（本省庁分）

(単位：ファイル)

行政機関名	令和6年度新規作成・取得行政文書ファイル等数（本省庁分）				
	紙	電子	電子及び紙	その他	
内閣官房	2,304	696	1,407	197	4
内閣法制局	657	515	135	7	0
原子力防災会議	6	0	6	0	0
人事院	1,203	98	1,091	11	3
内閣府	4,528	373	3,898	249	8
宮内庁	2,078	1,161	404	513	0
公正取引委員会	1,014	132	881	1	0
国家公安委員会	3	0	2	1	0
警察庁	5,616	1,689	3,811	116	0
個人情報保護委員会	238	5	192	41	0
カジノ管理委員会	329	17	287	25	0
金融庁	3,421	359	2,597	465	0
消費者庁	1,369	13	1,194	162	0
こども家庭庁	909	45	699	165	0
デジタル庁	795	4	774	17	0
復興庁	345	36	278	31	0
総務省	5,289	334	4,683	272	0
公害等調整委員会	116	12	37	67	0
消防庁	446	11	425	10	0
法務省	5,064	1,033	2,768	1,263	0
公安審査委員会	32	24	6	2	0
検察庁	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	843	271	311	260	1
公安調査庁	1,026	346	547	133	0
外務省	7,359	1,150	6,209	0	0
財務省	5,049	317	4,253	479	0
国税庁	4,057	970	3,072	8	7
文部科学省	2,852	381	2,027	444	0
スポーツ庁	261	25	202	34	0
文化庁	906	395	432	79	0
厚生労働省	7,700	1,283	4,966	1,446	5
中央労働委員会	334	87	63	184	0
農林水産省	5,785	113	5,352	319	1
林野庁	1,065	13	911	141	0
水産庁	961	1	927	33	0
経済産業省	5,139	437	4,304	398	0
資源エネルギー庁	1,207	78	1,067	62	0
特許庁	1,033	355	608	15	55
中小企業庁	602	84	490	28	0
国土交通省	7,263	801	5,592	869	1
運輸安全委員会	1,419	85	820	514	0
観光庁	493	19	440	34	0
気象庁	997	175	635	187	0
海上保安庁	1,355	101	1,145	109	0
環境省	2,724	187	2,083	449	5
原子力規制委員会	2,763	301	998	1,461	3
防衛省	5,186	497	4,326	357	6
防衛装備庁	4,200	410	3,122	668	0
会計検査院	4,524	669	2,497	1,358	0
計 (割合)	112,865 (100.0)	16,108 (14.3)	82,974 (73.5)	13,684 (12.1)	99 (0.1)

(注) 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

資料5 保存期間が満了したときの措置の設定状況

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数		うち新規作成		
	設定済み	未設定		設定済み	未設定
内閣官房	20,483	20,473	10	2,304	2,299
内閣法制局	17,999	17,992	7	657	656
原子力防災会議	71	71	0	6	6
人事院	19,608	19,580	28	2,897	2,876
内閣府	110,146	106,905	3,241	10,025	9,926
宮内庁	33,624	33,621	3	2,540	2,537
公正取引委員会	13,107	13,107	0	1,931	1,931
国家公安委員会	240	240	0	3	3
警察庁	217,090	216,962	128	26,821	26,811
個人情報保護委員会	1,583	1,583	0	238	238
カジノ管理委員会	1,665	1,659	6	329	329
金融庁	29,051	29,051	0	3,421	3,421
消費者庁	11,631	11,606	25	1,369	1,369
こども家庭庁	10,250	10,199	51	1,212	1,204
デジタル庁	4,958	4,803	155	795	705
復興庁	3,223	3,223	0	503	503
総務省	153,228	148,208	5,020	14,752	14,381
公害等調整委員会	1,825	1,825	0	116	116
消防庁	4,477	4,477	0	570	570
法務省	1,318,420	1,307,928	10,492	181,069	180,576
公安審査委員会	345	345	0	32	32
検察庁	239,695	239,175	520	50,137	50,102
出入国在留管理庁	46,543	46,514	29	12,478	12,462
公安調査庁	31,099	31,099	0	5,793	5,793
外務省	199,364	176,568	22,796	13,031	13,031
財務省	664,758	656,730	8,028	86,882	86,880
国税庁	3,533,048	3,515,950	17,098	508,786	505,282
文部科学省	76,951	69,186	7,765	3,314	3,290
スポーツ庁	3,472	3,439	33	261	261
文化庁	23,342	19,527	3,815	939	893
厚生労働省	1,766,858	1,750,566	16,292	257,923	254,737
中央労働委員会	4,412	4,398	14	334	328
農林水産省	266,509	266,405	104	36,674	36,674
林野庁	522,480	455,913	66,567	30,381	29,830
水産庁	9,352	9,351	1	1,337	1,336
経済産業省	145,278	145,277	1	16,380	16,380
資源エネルギー庁	9,442	9,439	3	1,207	1,205
特許庁	5,033	5,033	0	1,033	1,033
中小企業庁	5,234	5,234	0	602	602
国土交通省	2,825,034	2,806,870	18,164	216,001	215,943
運輸安全委員会	9,481	9,481	0	1,419	1,419
観光庁	2,585	2,584	1	493	493
気象庁	135,761	135,217	544	12,507	12,503
海上保安庁	240,362	240,047	315	25,867	25,857
環境省	75,516	70,354	5,162	5,822	5,741
原子力規制委員会	86,973	86,973	0	2,851	2,851
防衛省	7,119,330	7,119,330	0	1,461,350	1,461,350
防衛装備庁	61,605	61,605	0	7,250	7,250
会計検査院	43,984	43,984	0	4,524	4,524
計 (割合)	20,126,525 (100.0)	19,940,107 (99.1)	186,418 (0.9)	3,017,166 (100.0)	3,008,539 (99.7)
					8,627 (0.3)

資料6 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

(単位：ファイル)

行政機関名	令和6年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数			
	移 管	廃 棄	延 長	
内閣官房	2,298	317	1,492	489
内閣法制局	756	540	173	43
原子力防災会議	3	1	2	0
人事院	3,374	209	3,165	0
内閣府	3,134	338	2,730	66
官内庁	1,907	146	0	1,761
公正取引委員会	1,295	75	1,130	90
国家公安委員会	1	0	1	0
警察庁	27,145	378	26,601	166
個人情報保護委員会	34	12	22	0
カジノ管理委員会	120	1	105	14
金融庁	3,817	225	3,295	297
消費者庁	878	91	775	12
こども家庭庁	1,213	242	963	8
デジタル庁	88	18	70	0
復興庁	174	66	108	0
総務省	10,595	345	10,196	54
公害等調整委員会	108	8	71	29
消防庁	481	36	444	1
法務省	132,945	410	131,579	956
公安審査委員会	38	0	37	1
検察庁	51,148	142	49,454	1,552
出入国在留管理庁	9,250	336	8,849	65
公安調査庁	4,913	9	4,864	40
外務省	2,108	251	286	1,571
財務省	86,723	304	85,808	611
国税庁	547,269	226	546,259	784
文部科学省	49,694	2,132	13,005	34,557
スポーツ庁	2,759	53	1,512	1,194
文化庁	11,904	31	1,574	10,299
厚生労働省	154,731	1,064	153,594	73
中央労働委員会	217	21	194	2
農林水産省	34,726	491	34,227	8
林野庁	25,014	161	24,825	28
水産庁	982	73	909	0
経済産業省	17,395	1,059	15,379	957
資源エネルギー庁	671	37	209	425
特許庁	960	83	877	0
中小企業庁	631	184	447	0
国土交通省	173,279	228	168,590	4,461
運輸安全委員会	1,428	34	1,394	0
観光庁	85	15	70	0
気象庁	13,957	2,585	11,372	0
海上保安庁	25,145	26	25,110	9
環境省	4,246	219	3,994	33
原子力規制委員会	1,411	25	1,386	0
防衛省	2,245,112	1,464	1,874,434	369,214
防衛装備庁	9,577	26	9,327	224
会計検査院	10,808	62	8,098	2,648
計 (割合)	3,676,547 (100.0)	14,799 (0.4)	3,229,006 (87.8)	432,742 (11.8)

資料7 廃棄に係る協議の状況（令和7年3月31日時点）

(単位：ファイル)

行政機関名	廃棄に係る協議数			
		同意	不同意	協議中
内閣官房	1,492	1,218	0	274
内閣法制局	173	167	0	6
原子力防災会議	3	2	0	1
人事院	3,165	3,150	0	15
内閣府	6,766	4,917	0	1,849
官内庁	0	0	0	0
公正取引委員会	1,128	1,122	0	6
国家公安委員会	1	0	0	1
警察庁	6,304	212	0	6,092
個人情報保護委員会	0	0	0	0
カジノ管理委員会	105	100	0	5
金融庁	3,294	3,180	0	114
消費者庁	775	775	0	0
こども家庭庁	169	0	0	169
デジタル庁	70	0	0	70
復興庁	108	0	0	108
総務省	10,041	5,262	0	4,779
公害等調整委員会	71	71	0	0
消防庁	444	419	0	25
法務省	81,795	75,307	0	6,488
公安審査委員会	37	37	0	0
検察庁	25,704	21,385	0	4,319
出入国在留管理庁	8,849	4,977	0	3,872
公安調査庁	4,872	4,859	0	13
外務省	286	5	0	281
財務省	85,808	73,649	0	12,159
国税庁	528,791	523,675	0	5,116
文部科学省	13,005	12,085	0	920
スポーツ庁	1,512	1,508	0	4
文化庁	1,574	1,544	0	30
厚生労働省	178,896	153,650	0	25,246
中央労働委員会	69	69	0	0
農林水産省	34,227	25,701	0	8,526
林野庁	24,825	23,283	0	1,542
水産庁	909	820	0	89
経済産業省	15,379	15,379	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0
特許庁	877	555	0	322
中小企業庁	435	435	0	0
国土交通省	153,542	82,068	0	71,474
運輸安全委員会	1,394	1,353	0	41
観光庁	151	42	0	109
気象庁	11,372	4,261	0	7,111
海上保安庁	20,065	20,065	0	0
環境省	3,992	3,330	0	662
原子力規制委員会	1,386	0	0	1,386
防衛省	1,874,152	10,685	0	1,863,467
防衛装備庁	9,304	4,325	0	4,979
計 (割合)	3,117,317 (100.0)	1,085,647 (34.8)	0 (0.0)	2,031,670 (65.2)

(注) 会計検査院は、廃棄協議が不要であることから、本表には含まれていない。

資料8 研修の実施状況

(単位：回、人)

行政機関名	研修の実施回数	対象者別				研修に 参加した 職員数
		一般職員	新規採用職員	文書管理者	その他	
内閣官房	41	10	12	11	8	4,811
内閣法制局	4	1	1	1	1	85
原子力防災会議	3	1	1	1	0	7
人事院	7	1	1	1	4	714
内閣府	11	2	3	3	3	1,566
宮内庁	24	9	5	9	1	1,308
公正取引委員会	10	1	3	4	2	1,165
国家公安委員会	5	2	1	2	0	31
警察庁	2,624	1,557	257	523	287	29,569
個人情報保護委員会	10	3	3	1	3	297
カジノ管理委員会	8	1	2	2	3	171
金融庁	4	1	1	1	1	2,351
消費者庁	11	3	2	3	3	1,187
こども家庭庁	4	1	1	1	1	128
デジタル庁	3	1	1	1	0	1,411
復興庁	9	1	1	3	4	402
総務省	28	6	10	5	7	6,935
公害等調整委員会	3	1	0	1	1	44
消防庁	6	2	1	2	1	462
法務省	3,148	1,008	534	1,062	544	69,501
公安審査委員会	1	1	0	0	0	4
検察庁	464	73	90	158	143	14,514
出入国在留管理庁	62	31	23	5	3	6,845
公安調査庁	18	3	11	3	1	2,807
外務省	37	27	5	2	3	8,469
財務省	218	54	94	37	33	35,964
国税庁	305	93	52	103	57	66,571
文部科学省	9	1	2	3	3	2,171
スポーツ庁	8	1	2	3	2	127
文化庁	8	1	2	3	2	355
厚生労働省	475	118	109	152	96	67,872
中央労働委員会	3	1	1	1	0	178
農林水産省	29	6	5	9	9	14,613
林野庁	8	1	7	0	0	4,496
水産庁	14	1	5	4	4	556
経済産業省	46	33	4	5	4	7,434
資源エネルギー庁	19	9	4	4	2	659
特許庁	45	39	5	1	0	3,811
中小企業庁	46	26	3	4	13	572
国土交通省	194	78	36	73	7	64,959
運輸安全委員会	5	1	1	2	1	280
観光庁	7	1	1	1	4	305
気象庁	9	1	1	5	2	6,249
海上保安庁	68	29	9	30	0	19,050
環境省	7	1	2	2	2	4,284
原子力規制委員会	27	11	3	6	7	1,649
防衛省	61,470	23,398	2,722	18,715	16,635	882,423
防衛装備庁	8	2	2	3	1	3,568
会計検査院	22	5	3	10	4	1,965
計	69,595	26,658	4,044	20,981	17,912	1,344,895

資料9 点検及び監査の実施状況

行政機関名	点検を実施した文書管理者数	監査の実施状況			
		監査の実施有無	指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
内閣官房	156	○	○	○	
内閣法制局	6	○	○	○	
原子力防災会議	1	○	—	—	
人事院	36	○	○	○	
内閣府	258	○	○	○	
宮内庁	31	○	○	○	
公正取引委員会	57	○	○	○	
国家公安委員会	1	○	—	—	
警察庁	466	○	○	○	
個人情報保護委員会	7	○	○	○	
カジノ管理委員会	11	○	○	○	
金融庁	84	○	○	○	
消費者庁	18	○	○	○	
こども家庭庁	0	—	—	—	
デジタル庁	60	○	○	○	
復興庁	31	○	○	○	
総務省	458	○	○	○	
公害等調整委員会	1	○	—	—	
消防庁	15	○	○	○	
法務省	1,915	○	○	○	
公安審査委員会	1	○	—	—	
検察庁	855	○	○	○	
出入国在留管理庁	244	○	○	○	
公安調査庁	112	○	○	○	
外務省	363	○	○	○	
財務省	1,049	○	○	○	
国税庁	3,255	○	○	○	
文部科学省	92	○	○	○	
スポーツ庁	7	○	○	○	
文化庁	14	○	○	○	
厚生労働省	2,068	○	○	○	
中央労働委員会	11	○	○	○	
農林水産省	271	○	○	○	※
林野庁	133	○	○	○	※
水産庁	21	○	○	○	※
経済産業省	465	○	○	○	
資源エネルギー庁	23	○	○	○	
特許庁	21	○	○	○	
中小企業庁	17	○	○	○	
国土交通省	4,840	○	○	○	※
運輸安全委員会	13	○	○	○	※
観光庁	11	○	○	○	※
気象庁	229	○	○	○	※
海上保安庁	1,125	○	○	○	※
環境省	150	○	○	○	
原子力規制委員会	42	○	○	○	
防衛省	5,242	○	○	○	
防衛装備庁	69	○	○	○	
会計検査院	52	○	○	○	
計 (割合)	24,407 (99.6)	48	44	44	

(注) 1 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は当該項目に該当がないものを表す。

2 ※は本省に設置された監督責任者が監査対象としている機関。

資料10 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）

区分	指摘事項	改善等措置状況
管理	文書管理者が置かれており、かつ行政文書ファイルを多数保有しているにも関わらず、文書管理担当者が指名されていない。	令和6年11月の文書・情報管理月間において文書管理担当者の指名状況の点検を実施。
作成	外部の者との打合せ等に係る相手方による確認について、相手方の確認結果（例：相手方未確認）の記載がなされていない文書があった。	今後、外部の者との打合せ結果等を作成するに当たっては、相手方の確認結果を記載するよう指導した。
	意思決定に至る重要な経緯等に該当する行政文書は、適切に保存することとされているが、関係機関等の相手方へ送付した行政文書の写しなど、その経緯等に係る行政文書が適切に編綴されていない事例があった。	研修資料等を用いて、意思決定に至る重要な経緯等に該当する行政文書を適切に保存するよう、改めて周知徹底を図った。
	審議会等に係る行政文書ファイルに議事録がまとめられていないものや施行文書の発生する決裁文書に係る行政文書ファイルに施行文書の写しがまとめられていないものが見受けられた。	行政文書ファイルにまとめるべき文書（議事録や施行文書の写し）について当該行政文書ファイルにまとめ、文書管理システムに登録を行った。
整理	複数の文書管理者の保存期間表において、人事院規則における改正が反映されていない箇所があったため、適切に改正、公表を行う必要がある。	標準文書保存期間基準に定めている保存期間を人事院規則に則った期間に改正し、公表した。
	共有フォルダについて、構造を行政文書ファイル管理簿上の分類に従った階層構造にする等、行政文書ファイル等を管理しやすいものとすべきところ、していないものがある。	文書管理者の指示のもと、文書管理担当者から課内職員に対し、共有フォルダについて、構造を行政文書ファイル管理簿上の分類に従った階層構造にする等、行政文書ファイル等が管理しやすいものとなるよう注意喚起を行うとともに、文書管理担当者において、共有フォルダが適切に管理がされているか確認を行った。
	行政文書ファイルの名称に、特定の担当者しか分からぬ表現・用語、あまり意味をもたない用語を使用しているものがあった。	行政文書ファイル等の名称について、他の職員や国民も容易に理解でき、行政文書ファイルの内容を端的に示す分かりやすいものとするよう指導した。
保存	事務室内で保管している行政文書ファイルは当年度のものと前年度以前のものを区分すべきところ、区分されていなかった。	編てつされていた行政文書を作成年度別に再度ファイリングし直すとともに、職員に対し、同じ小分類であっても作成年度が異なる場合は同一のファイルに編てつすることは適当でない旨を改めて注意喚起した。
	電子の行政文書ファイルの保存場所である共有フォルダが階層構造となっておらず、検討中の行政文書ファイルと保存中の行政文書ファイルが混在していた。	電子の行政文書の保存場所として、共有フォルダについては、それぞれの用途に合わせて検討中フォルダや記録用フォルダに保存し、さらに記録用フォルダにあっては、分類毎のフォルダを作成して、階層構造で管理することを指導し、速やかに是正させた。
引継手続	人事異動等により文書管理者及び文書管理担当者の変更があつた際、課室内における行政文書管理について必要な引継を行つていなかつた。	文書管理者及び文書管理担当者の変更があつた際には必要な引継ぎを行うよう指導し、そのとおり対応がなされたことを確認済。
行政文書 ファイル 管理簿	行政文書ファイル管理簿の記載が適切でない。	保存期間表に定めた分類、保存期間及び保存期間満了時の措置と一致させるよう指摘。また、作成・取得者や管理者、媒体種別や保存場所、起算日を適切に記載するよう指摘。
	行政文書ファイル管理簿（文書管理システム）への登録誤り（保存期間満了時期・媒体種別・保存場所等の入力誤り）が確認された。	文書管理システムの登録内容を修正するよう指導した。また、文書管理システムの登録に係る誤りやすい事例の周知・研修資料へ盛り込むなど、職員の理解度の向上を図ったほか、文書管理システムデータを活用した自主点検の実施を指示した。
移管、廃棄又は保存期間の延長	廃棄同意が得られている行政文書について、廃棄処理が行われていないものが確認された。	速やかに廃棄処理を行うよう指導した。
	既に保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「移管」と設定されているが、独立行政法人国立公文書館へ移管されていないものが確認された。	移管手続きが滞りなくできるようにするために、漏れや不備がないことをしっかりと確認するよう研修や会議で職員に周知している。
	保存期間の延長を行っているものの、行政文書ファイル管理簿の記載、ファーリング用具の背表紙の保存期間及び保存期間満了日を修正していないものがあつた。	保存期間の延長を行った行政文書ファイルについては、すみやかにファイル管理簿や背表紙を修正するよう指導した。
研修	基礎的な研修については、所属職員が漏れなく受講する状況が全庁的に浸透してきたが、なお、受講率の低い課室も残っていた。受講率の低い課室における理由のひとつに、業務過多のなかで国立公文書館の7時間以上の受講時間を確保できない状況があつた。他方、受講率の高い課室においては、研修内容を凝縮した課室独自の研修を実施するなどの好事例も見られた。	受講率の低い課室に対しては、課室独自の研修を実施する好事例を紹介するなどの横展開を促した。また、令和7年度から、CRO室でも「レベル0」と称して、国立公文書館の研修1に橋渡しする基礎的な研修（1時間程度）を実施。同研修では具体的な保存方法などデモンストレーションを交えて説明し、「文書管理に対する理解が深まった」等、受講者から好評を得ている。

資料11 紛失、誤廃棄等の状況

(単位：件)

行政機関名	紛失等事案の発生件数			事案への対応								処分者数(人)	
	紛失	誤廃棄	き損	再発防止のための措置				復旧措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数			
				関係者等への注意喚起、指導等	行政機関内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			本人	監督者		
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	5	0	5	0	5	0	4	4	1	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	4	3	1	0	4	1	1	0	2	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	3	3	0	0	1	2	1	0	2	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	15	5	10	0	13	15	5	0	5	0	0	0	0
出入国在留管理庁	44	38	6	0	18	10	28	9	11	0	0	0	0
公安調査庁	2	2	0	0	2	2	1	0	2	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	37	11	26	0	31	32	33	4	10	4	1	1	0
国税庁	91	53	38	0	91	91	41	0	41	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	76	58	18	0	72	74	65	4	25	16	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	4	3	1	0	4	4	4	0	2	1	0	0	0
林野庁	4	3	0	1	4	4	4	0	0	0	0	0	0
水産庁	3	3	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0
経済産業省	5	3	2	0	5	5	0	0	3	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
国土交通省	7	4	3	0	7	7	3	0	0	1	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	2	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	30	11	18	1	13	13	10	1	11	2	2	2	1
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	2	0	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
計	338	202	134	2	280	269	206	23	116	24	3	3	1

資料12 その他の不適切な文書管理の状況

(単位：件)

行政機関名	「不適切な文書管理（紛失等を除く。）に対して懲戒処分を行った件数」			事案への対応					処分者数（人）	
				再発防止のための措置				事案の公表を行った件数		
	文書作成義務違反	その他不適切文書管理	関係者等への注意喚起、指導等	行政機関内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	本人	監督者		
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0
国税庁	1	0	1	1	1	0	0	1	1	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	0	3	3	3	2	0	3	3	0

資料13 秘密文書の管理状況

(単位：件)

行政機関名	令和6年度に新規作成・取得した行政文書ファイル等のうち、秘密文書を含む行政文書ファイル等数			
	うち極秘文書及び秘文書を含む行政文書ファイル等数	うち極秘文書のみを含む行政文書ファイル等数	うち秘文書のみを含む行政文書ファイル等数	
内閣官房	72	8	17	47
内閣法制局	1	0	0	1
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	24	0	0	24
内閣府	5	1	0	4
宮内庁	0	0	0	0
公正取引委員会	1	0	0	1
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	335	122	13	200
個人情報保護委員会	1	0	0	1
カジノ管理委員会	2	0	0	2
金融庁	3	1	0	2
消費者庁	0	0	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0
総務省	67	0	2	65
公害等調整委員会	0	0	0	0
消防庁	1	0	0	1
法務省	14	0	0	14
公安審査委員会	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0
出入国在留管理庁	3	1	0	2
公安調査庁	102	6	90	6
外務省	1,236	114	2	1,120
財務省	2	0	0	2
国税庁	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	1
スポーツ庁	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0
厚生労働省	20	6	1	13
中央労働委員会	0	0	0	0
農林水産省	6	0	0	6
林野庁	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0
経済産業省	10	0	0	10
資源エネルギー庁	1	0	0	1
特許庁	0	0	0	0
中小企業庁	2	0	0	2
国土交通省	137	60	0	77
運輸安全委員会	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0
海上保安庁	2,545	70	74	2,401
環境省	3	0	0	3
原子力規制委員会	234	0	2	232
防衛省	18,452	0	0	18,452
防衛装備庁	68	0	0	68
会計検査院	2	0	0	2
計	23,350	389	201	22,760

令和6年度における法人文書の管理の状況について

I 対象機関

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第2項に掲げる以下の独立行政法人等（191法人）

【独立行政法人（87法人）】

奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、海技教育機構、海上・港湾・航空技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教職員支援機構、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、製品評価技術基盤機構、造幣局、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センター、地域医療機能推進機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、年金積立金管理運用独立行政法人、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、理化学研究所、量子科学技術研究開発機構、労働者健康安全機構、労働政策研究・研修機構

【国立大学法人（81法人）】

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工业大学、北海道国立大学機構、旭川医科大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技术大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京外国语大学、東京科学大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技术科学大学、上

越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、静岡大学、浜松医科大学、東海国立大学機構、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良国立大学機構、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

【大学共同利用機関法人（4法人）】

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

【特殊法人（11法人）】

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、新関西国際空港株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園

【認可法人（7法人）】

外国人技能実習機構、金融経済教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

【その他の法人（1法人）】

日本司法支援センター

II 対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、令和7年3月31日時点の状況

III 報告の概要

独立行政法人等は、行政機関と同様に、公的性質の強い業務を行っており、その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務がある（公文書管理法第1条）ことから、独立行政法人等が作成・保有する法人文書についても、行政機関と同様に、適正に管理されることが必要である。

このため、公文書管理法では、独立行政法人等の国民への説明責任や適切な文書管理を十全に確保する観点から、法人文書ファイル管理簿の整備・公表（第11

条第2項及び第3項)、歴史公文書等に該当する法人文書ファイル等(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。)の国立公文書館等への移管(同条第4項)、管理状況の報告(第12条)について、独立行政法人等に直接的に義務が課されている。

一方、独立行政法人等の行う業務は多岐にわたっており、その業務運営の過程において作成・保有する法人文書に関しては、法人文書の性格、内容等に応じて、当該独立行政法人等の自律性・自主性等も踏まえ、行政文書に係る規定(第4条から第6条まで)に準じて適正に管理することとされている(第11条第1項)。

また、独立行政法人等は、これらの規定に基づき法人文書の管理が適正に行われることを確保するため、行政機関における行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規則」という。)に記載すべき事項を定めた同法第10条第2項の規定を参照して、法人文書の管理に関する定め(以下「法人文書管理規則」という。)を設け、これを公表しなければならないとされている(第13条)。なお、行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定。令和7年2月14日一部改正。以下「ガイドライン」という。)において、行政文書管理規則の規定例が示されている。

1 法人文書管理規則の制定及び公表状況

令和6年度における公文書管理法第13条に基づく法人文書管理規則の制定及び公表状況をみると、全ての独立行政法人等がそれぞれの法人文書管理規則を制定し、うち190法人(99.5%)がホームページ等で公表している。

2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況

法人文書ファイル等を適切に管理するため、公文書管理法第11条第2項及び公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。)第15条において、法人文書ファイル管理簿の記載事項として11事項(①分類、②名称、③保存期間、④保存期間の満了する日、⑤保存期間が満了したときの措置、⑥保存場所、⑦法人文書を作成し、又は取得した日の属する年度その他これに準ずる期間、⑧前号の日(法人文書を作成し、又は取得した日)における文書管理者、⑨保存期間の起算日、⑩媒体の種別、⑪法人文書ファイル等に係る文書管理者)が定められている。

なお、公文書管理法施行令第15条第1項第7号から第11号までに定める5事項(上記⑦~⑪)については、情報システムの整備に相当の期間を要する等記載することが困難な場合は、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができることとされている(同施行令附則第5条)。

また、独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿を事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならないこととされている（同法第11条第3項）。

これらの規定に基づき、全ての独立行政法人等が法人文書ファイル管理簿を整備し、うち188法人（98.4%）がホームページ等において公表している。

3 法人文書ファイル等の管理の状況

(1) 法人文書ファイル等の保有数

令和6年度における独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等の保有数は、表1のとおり、6,988,047ファイルで、その媒体の種別をみると、紙媒体が5,939,000ファイル（85.0%）、電子媒体が778,316ファイル（11.1%）、電子及び紙が220,636ファイル（3.2%）、その他の媒体（マイクロフィルム等）が50,095ファイル（0.7%）となっている。

なお、令和6年度に新規に作成又は取得されたものは、675,490ファイル（全保有数の9.7%）となっている。そのうち、電子媒体で作成・取得したものは、172,168ファイル（25.5%）となっており、電子及び紙を合わせれば、216,828ファイル（32.1%）となっている。

令和5年度と比べると、保有ファイル数が17,190ファイル（対前年度比0.2%）減少している。

表1 法人文書ファイル等の保有数及び媒体の種別数

（単位：ファイル、%）

	法人文書ファイル等数				
	(総数)	紙	電子	電子及び紙	その他の媒体
令和6年度	6,988,047 (100.0)	5,939,000 (85.0)	778,316 (11.1)	220,636 (3.2)	50,095 (0.7)
うち令和6年度新規作成・取得したもの	675,490 (100.0)	458,527 (67.9)	172,168 (25.5)	44,660 (6.6)	135 (0.0)
令和5年度	7,005,237 (100.0)	6,124,420 (87.4)	653,476 (9.3)	176,905 (2.5)	50,436 (0.7)
令和4年度	7,037,722 (100.0)	6,326,399 (89.9)	520,801 (7.4)	139,905 (2.0)	50,617 (0.7)
令和3年度	7,045,233 (100.0)	6,453,776 (91.6)	429,827 (6.1)	111,240 (1.6)	50,390 (0.7)
令和2年度	7,009,062 (100.0)	6,553,908 (93.5)	407,895 (5.8)	—	47,259 (0.7)

令和元年度	6,899,284 (100.0)	6,517,007 (94.5)	334,685 (4.9)	—	47,592 (0.7)
平成30年度	6,857,573 (100.0)	6,510,765 (94.9)	298,493 (4.4)	—	48,315 (0.7)
平成29年度	6,905,066 (100.0)	6,544,119 (94.8)	308,367 (4.5)	—	52,580 (0.8)
平成28年度	6,753,235 (100.0)	6,418,181 (95.0)	281,342 (4.2)	—	53,712 (0.8)
平成27年度	6,745,314 (100.0)	6,399,396 (94.9)	290,696 (4.3)	—	55,222 (0.8)

(注) 1 「その他の媒体」は、マイクロフィルム、写真フィルム、スライド、映画フィルム、録音テープ、ビデオテープ等で管理される法人文書ファイル等を表す。

2 () 内は、法人文書ファイル等の総数に占める割合を表す。

(参考1) 保有する法人文書ファイル等数の多い独立行政法人等

(単位: ファイル)

独立行政法人等	法人文書ファイル等数
都市再生機構	1,230,007
日本年金機構	579,069
宇宙航空研究開発機構	327,947
国際協力機構	192,879
高齢・障害・求職者雇用支援機構	187,341

(参考2) 電子媒体による法人文書ファイル等の保有割合が高い独立行政法人等

(単位: ファイル、 %)

独立行政法人等名	法人文書ファイル等数				
	(総数)	紙	電子	電子及び紙	その他の媒体
金融経済教育推進機構	973 (100.0)	1 (0.1)	972 (99.9)	0 (-)	0 (-)
うち令和6年度新規作成・取得したもの	973 (100.0)	1 (0.1)	972 (99.9)	0 (-)	0 (-)
情報処理推進機構	32,736 (100.0)	1,170 (3.6)	31,566 (96.4)	0 (-)	0 (-)
うち令和6年度新規作成・取得したもの	6,855 (100.0)	76 (1.1)	6,779 (98.9)	0 (-)	0 (-)

福島国際研究教育機構	192 (100.0)	0 (-)	179 (93.2)	13 (6.8)	0 (-)
うち令和6年度新規作成・取得したもの	114 (100.0)	0 (-)	106 (93.0)	8 (7.0)	0 (-)
年金積立金管理運用独立行政法人	2,537 (100.0)	658 (25.9)	1,879 (74.1)	0 (-)	0 (-)
うち令和6年度新規作成・取得したもの	333 (100.0)	0 (-)	333 (100.0)	0 (-)	0 (-)
株式会社国際協力銀行	43,871 (100.0)	12,082 (27.5)	31,789 (72.5)	0 (-)	0 (-)
うち令和6年度新規作成・取得したもの	5,022 (100.0)	1,644 (32.7)	3,378 (67.3)	0 (-)	0 (-)

(注) () 内は、法人文書ファイル等の総数に占める割合を表す。

(2) 保存期間が満了したときの措置の設定状況

独立行政法人等は、行政文書ファイル等に係る公文書管理法第5条第5項の規定に準じて、その保有する法人文書ファイル等について、保存期間の満了前でのできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない（法第11条第1項）こととされ、その措置について法人文書ファイル管理簿に記載しなければならないこととされている（同条第2項）。

令和6年度における独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等6,988,047ファイルについて、保存期間が満了したときの措置の設定状況をみると、表2のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが6,667,357ファイル（95.4%）、未設定としているものが320,690ファイル（4.6%）となっている。

また、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしている6,667,357ファイルについて、措置区分を「移管」としているものが334,465ファイル（5.0%）、措置区分を「廃棄」としているものが6,332,892ファイル（95.0%）となっているが、令和5年度と比べると移管としているものが1,648ファイル減少している（参考3参照）。

表2 保存期間が満了したときの措置の設定状況

(単位：ファイル、%)

	法人文書ファイル等数（再掲）		
	(総数)	設定済み	未設定
令和6年度	6,988,047 (100.0)	6,667,357 (95.4)	320,690 (4.6)
うち令和6年度新規作成・取得したもの	675,490 (100.0)	662,176 (98.0)	13,314 (2.0)
令和5年度	7,005,237 (100.0)	6,686,163 (95.4)	319,074 (4.6)
令和4年度	7,037,722 (100.0)	6,735,878 (95.7)	301,844 (4.3)
令和3年度	7,045,233 (100.0)	6,750,160 (95.8)	295,073 (4.2)
令和2年度	7,009,062 (100.0)	6,713,495 (95.8)	295,567 (4.2)
令和元年度	6,899,284 (100.0)	6,606,465 (95.8)	292,819 (4.2)
平成30年度	6,857,573 (100.0)	6,561,781 (95.7)	295,792 (4.3)
平成29年度	6,905,066 (100.0)	6,610,415 (95.7)	294,651 (4.3)
平成28年度	6,753,235 (100.0)	6,453,251 (95.6)	299,984 (4.4)
平成27年度	6,745,314 (100.0)	6,013,550 (89.2)	731,764 (10.8)

(注) () 内は、法人文書ファイル等の総数に占める割合を表す。

(参考3) 保存期間が満了したときの措置を設定済みとしている法人文書ファイル等の措置区分状況

(単位：ファイル、%)

	設定済みとしている法人文書ファイル等数		
	(総数)	移管	廃棄
令和6年度	6,667,357 (100.0)	334,465 (5.0)	6,332,892 (95.0)
令和5年度	6,686,163 (100.0)	336,113 (5.0)	6,350,050 (95.0)

令和4年度	6,735,878 (100.0)	330,796 (4.9)	6,405,082 (95.1)
令和3年度	6,750,160 (100.0)	323,686 (4.8)	6,426,474 (95.2)
令和2年度	6,713,495 (100.0)	290,997 (4.3)	6,422,498 (95.7)
令和元年度	6,606,465 (100.0)	284,826 (4.3)	6,321,639 (95.7)
平成30年度	6,561,781 (100.0)	274,270 (4.2)	6,287,511 (95.8)
平成29年度	6,610,415 (100.0)	264,814 (4.0)	6,345,601 (96.0)
平成28年度	6,453,251 (100.0)	248,287 (3.8)	6,204,964 (96.2)
平成27年度	6,013,550 (100.0)	235,206 (3.9)	5,778,344 (96.1)

(注) () 内は、法人文書ファイル等の総数に占める割合を表す。

(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあっては国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあっては廃棄することとされている（公文書管理法第11条第4項）。

各独立行政法人等において、令和6年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）は、表3のとおり933,025ファイルで、このうち、国立公文書館等に「移管」することとされたものは7,151ファイル（0.8%）、「廃棄」することとされたものは700,511ファイル（75.1%）となっている。残る225,363ファイル（24.2%）は、保存期間を「延長」し、新たに設定した保存期間が満了するまで保有を継続することとされている。

表3 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

（単位：ファイル、%）

保存期間が満了した法人文書ファイル等数				
	(総数)	移管としたもの	廃棄としたもの	延長したもの
令和6年度	933,025 (100.0)	7,151 (0.8)	700,511 (75.1)	225,363 (24.2)
令和5年度	1,103,915 (100.0)	6,853 (0.6)	695,178 (63.0)	401,884 (36.4)

令和4年度	1,059,271 (100.0)	6,565 (0.6)	663,114 (62.6)	389,592 (36.8)
令和3年度	1,113,412 (100.0)	7,315 (0.7)	702,718 (63.1)	403,379 (36.2)
令和2年度	1,210,456 (100.0)	10,131 (0.8)	705,647 (58.3)	494,678 (40.9)
令和元年度	1,142,775 (100.0)	9,025 (0.8)	684,966 (59.9)	448,784 (39.3)
平成30年度	1,146,068 (100.0)	9,400 (0.8)	744,664 (65.0)	392,004 (34.2)
平成29年度	1,009,635 (100.0)	10,902 (1.1)	717,347 (71.1)	281,386 (27.9)
平成28年度	991,492 (100.0)	8,759 (0.9)	742,740 (74.9)	239,993 (24.2)
平成27年度	912,278 (100.0)	12,124 (1.3)	706,524 (77.4)	193,630 (21.2)

(注) () 内は、保存期間が満了した法人文書ファイル等の総数に占める割合を表す。

保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管先の国立公文書館等としては、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）のほかに、内閣総理大臣の指定（公文書管理法施行令第2条第1項第3号）を受けた施設（13施設）がある。内閣総理大臣の指定を受けた施設を設置した独立行政法人等においては、保存期間が満了した当該法人の保有する法人文書ファイル等を当該施設へ移管し、その他の独立行政法人等は国立公文書館へ移管することとされている（同施行令第18条）。

令和6年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等のうち移管することとされた7,151ファイルの移管先をみると、表4のとおり、国立公文書館へ移管することとされたものは304ファイルであり、それ以外は、内閣総理大臣の指定を受けた施設を設置した独立行政法人等から当該施設へ移管することとされている。

なお、国立公文書館へ法人文書ファイル等を移管することとした法人数は40法人となっている。

表4 移管先及び移管とした数

(単位：ファイル)

国立公文書館等 (移管先)	移管とした数									
	令和						平成			
	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
国立公文書館	304	115	95	33	6	15	6	6	9	5
北海道大学大学文書館公文書室	0 (54)	0 (119)	0 (122)	0 (60)	51	42	88	205	30	—
東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室	696	696	605	658	481	509	479	451	373	224
筑波大学アーカイブズ	0 (291)	0 (368)	0 (203)	0 (196)	352	132	108	107	—	—
東京大学文書館	450	450	522	425	457	111	365	205	263	2,721
東京外国語大学文書館	318	174	193	197	169	204	0	0	0	—
東京科学大学博物館資料館運営室公文書室	278	104	82	190	45	25	355	41	13	7
東海国立大学機構大学文書資料室	568	601	693	621	473	647	455	486	400	498
京都大学大学文書館	718	657	482	996	2,724	3,574	3,435	3,478	3,027	4,322
大阪大学アーカイブズ	1,393	1,385	1,439	1,542	1,300	1,133	1,304	1,423	1,430	931
神戸大学大学文書史料室	657	702	913	700	1,293	514	560	439	567	601
広島大学文書館	0 (379)	0 (466)	0 (380)	0 (261)	314	223	322	1,936	530	847
九州大学大学文書館	129	147	29	455	601	489	441	457	290	85
日本銀行金融研究所アーカイブ	1,640	1,822	1,512	1,498	1,865	1,407	1,482	1,668	1,827	1,883
計	7,151	6,853	6,565	7,315	10,131	9,025	9,400	10,902	8,759	12,124

(注) 1 実際の移管受入は基本的に翌年度に行われる。

2 北海道大学、筑波大学、広島大学においては、保存期間満了後に移管対象文書の審査を行っているため、令和6年度末に保存期間が満了した文書で移管とした文書は、0ファイルと報告されているが、令和5年度末に保存期間が満了し、その後、令和6年度中に移管した法人文書ファイル等数を（ ）内に記載している。

4 研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解するとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法第32条第1項では、独立行政法人等は職員に必要な研修を行うこととされている。

令和6年度における各独立行政法人等における研修の実施状況を見ると、表5のとおり、他の機関が実施する研修への参加も含め190法人(99.5%)が研修を実施しており、研修に参加した人数は、延べ191,477人となっている。

表5 研修の実施状況

(単位：法人、回、人)

研修の実施法人数（他の機関への参加を含む。）	令和6年度	190 法人
	令和5年度	187 法人
	令和4年度	186 法人
	令和3年度	178 法人
	令和2年度	182 法人
	令和元年度	183 法人
	平成30年度	187 法人
	平成29年度	187 法人
	平成28年度	187 法人
	平成27年度	192 法人
各独立行政法人等が行う研修の実施回数		3,709回
一般職員		1,314回
新規採用職員		866回
文書管理者・文書管理担当者		974回
その他		555回
研修に参加した職員数		191,477人

5 点検及び監査の実施状況

ガイドラインでは、各行政機関における文書管理の実施責任者たる文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている。また、各行政機関における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者たる監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている。

(1) 点検の実施状況

令和 6 年度における各独立行政法人等の点検の実施状況をみると、表 6 のとおり、191 法人に設置されている文書管理者 14,751 人のうち、全 191 法人の 14,623 人（99.1%）の文書管理者が点検を実施したとしている。点検の内容としては、「作成すべき法人文書が適切に作成されているか」、「法人文書ファイル等の保存場所は適切か」、「保存場所において法人文書と個人文書の混在はないか」、「保存期間満了時の措置が適切か」、「保存期間延長が適切か」、「法人文書ファイル管理簿に分類、名称等が適切に記載されているか」などである。

一方、点検を実施しなかった文書管理者は 11 法人の 128 人（0.9%）であった。

表 6 点検の実施状況

（単位：人、%）

文書管理者数（総数）		
	点検を実施	点検を実施せず
令和 6 年度 14,751 (100.0)	14,623 (99.1)	128 (0.9)
令和 5 年度 14,683 (100.0)	14,508 (98.8)	175 (1.2)
令和 4 年度 14,588 (100.0)	14,420 (98.8)	187 (1.3)
令和 3 年度 14,682 (100.0)	14,529 (99.0)	153 (1.0)
令和 2 年度 14,746 (100.0)	14,394 (97.6)	352 (2.4)
令和元年度 14,612 (100.0)	14,416 (98.7)	196 (1.3)
平成 30 年度 14,565 (100.0)	14,395 (98.8)	170 (1.2)
平成 29 年度 14,723 (100.0)	14,510 (98.6)	213 (1.4)
平成 28 年度 13,318 (100.0)	13,148 (98.7)	170 (1.3)
平成 27 年度 12,992 (100.0)	12,711 (97.8)	281 (2.2)

（注）（ ）内は、文書管理者の総数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

令和 6 年度における各独立行政法人等における監査の実施状況をみると、表 7 のとおり、188 法人（98.4%）で文書管理に係る監査が実施されたとしている。実施しなかった理由として、以下の理由が挙げられている。

- ・他の監査実施の兼ね合いで、日程的に実施が困難であった。
- ・令和 6 年 5 月の公文書管理自己点検用チェックシートの改訂を受け、当該チェックシートの監査への活用のため、当法人の文書管理規則との対応やチェック項目等の精査を行ったが、本対応について時間を要したことから、令和 6 年度の監査は実施しなかった。
- ・これまで内部監査部門が主体となって実施していた法人文書管理に関する監査について、2025 年度からは法令・コンプライアンス部門との合同実施に向けた体制変更を予定している。そのため、2024 年度は監査実施ではなく、体制の見直しや計画策定、準備等に注力したことから、監査の実施には至らなかった。

実施した監査の結果、法人文書ファイル管理簿への誤記載・記載漏れがある、法人文書ファイル背表紙の記載内容の情報が不足又は不正確である、個人の執務参考資料が共用の書棚で保存されている、保存期間が満了している文書が廃棄されていなかつたなどの指摘事項があり、これら指摘事項に対して改善措置等が行われたとしている（資料 7 参照）。なお、いずれの法人も、監査はおおむね年 1 回実施されていた。

表 7 監査の実施状況

（単位：法人）

監査を実施した法人 (()) 内は全法人数)	令和 6 年度	188 法人(191 法人)
	令和 5 年度	187 法人(190 法人)
	令和 4 年度	188 法人(189 法人)
	令和 3 年度	186 法人(192 法人)
	令和 2 年度	185 法人(192 法人)
	令和元年度	187 法人(193 法人)
	平成 30 年度	187 法人(193 法人)
	平成 29 年度	183 法人(193 法人)
	平成 28 年度	179 法人(193 法人)
	平成 27 年度	182 法人(202 法人)

6 法人文書ファイル等の紛失等の状況

ガイドラインでは、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者及び公文書監理官に報告することとされており、独立行政法人等においても、法人文書ファイル等の紛失、誤廃棄等が判明した場合には、同様に措置されることが望ましい。

令和6年度に独立行政法人等において、法人文書ファイル等の紛失・誤廃棄等があったとして各独立行政法人等の総括文書管理者に報告された事案は、表8のとおり、29件である。これらの事案は、点検等の結果、ファイルの紛失が判明したものや、保存期間が満了した文書を廃棄する際、誤って期間が過ぎていない文書も廃棄してしまった等であり、いずれも各独立行政法人等において、関係者等への注意喚起、指導等の再発防止のための措置がとられたとしている(表6参照)。

表8 紛失等の状況

(単位：件、人)

紛失等事案の件数		紛失	誤廃棄	焼失等 の毀損	その他 (文書の不 適切管理)	職員の処分者数	
						本人	監督者
令和6年度	29	10	18	1	1	1	0
令和5年度	29	12	16	1	1	1	0
令和4年度	51	12	39	0	0	0	0
令和3年度	50	25	23	1	1	1	2
令和2年度	34	8	26	0	0	0	0
令和元年度	46	12	34	0	0	1	0
平成30年度	38	13	24	0	1	1	0
平成29年度	35	19	14	2	0	1	0
平成28年度	50	22	28	0	0	0	0
平成27年度	53	23	30	0	0	0	0

(注)「処分」とは、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条による懲戒処分及び懲戒処分相当によるものを表す。

表9 事案への対応

(単位：件)

紛失等事案の件数	紛失等事案 数	再発防止のための措置				復旧措 置を行 った件 数	事案の 公表を行 った件 数
		関係者等へ の注意喚起、 指導等	法人内への 注意喚起、適 正管理の徹 底周知等	業務手順、マ ニュアル等 の見直し	その他		
令和 6 年度	29	26	16	16	2	13	4
令和 5 年度	29	28	19	10	3	6	3
令和 4 年度	51	46	36	10	0	12	6
令和 3 年度	50	32	37	16	0	5	10
令和 2 年度	34	30	20	13	2	11	4
令和元年度	46	45	24	23	1	20	9
平成 30 年度	38	38	16	14	4	11	9
平成 29 年度	35	34	25	20	6	12	3
平成 28 年度	50	50	33	30	5	17	1
平成 27 年度	53	53	27	28	0	15	1

(法人文書の管理の状況)

<資料>

独立行政法人等別内訳表

資料1 法人文書ファイル等の保有数等

資料2 保存期間が満了したときの措置の設定状況

資料3 移管又は廃棄等の状況

資料4 研修の実施状況

資料5 点検・監査の実施状況

資料6 紛失等の状況

資料7 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）

資料1 法人文書ファイル等の保有数等(1/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等	媒体の種別				うち令和6 年度新規作 成・取得し た法人文書 ファイル等
		紙	電子	電子及び紙	その他の媒 体	
奄美群島振興開発基金	489	439	50	0	0	87
医薬基盤・健康・栄養研究所	1,790	1,592	168	30	0	266
医薬品医療機器総合機構	17,512	10,616	5,997	899	0	1,267
宇宙航空研究開発機構	327,947	233,776	51,505	0	42,666	8,586
エネルギー・金属鉱物資源機構	28,914	21,342	7,558	2	12	2,858
海技教育機構	11,457	10,701	750	6	0	1,552
海上・港湾・航空技術研究所	5,116	4,539	514	63	0	597
海洋研究開発機構	23,454	18,866	4,348	61	179	1,795
科学技術振興機構	72,985	65,972	6,950	0	63	4,487
家畜改良センター	11,176	10,868	298	10	0	1,203
環境再生保全機構	5,885	4,577	511	797	0	710
教職員支援機構	933	369	447	117	0	262
勤労者退職金共済機構	20,583	19,924	239	420	0	1,445
空港周辺整備機構	1,084	834	250	0	0	131
経済産業研究所	1,481	737	693	51	0	137
建築研究所	2,224	1,909	237	78	0	230
工業所有権情報・研修館	1,197	554	523	120	0	243
航空大学校	2,972	2,706	241	25	0	420
高齢・障害・求職者雇用支援機構	187,341	178,752	5,459	3,116	14	30,914
国際観光振興機構	5,313	2,190	2,600	523	0	1,322
国際協力機構	192,879	185,950	5,869	1,052	8	13,795
国際交流基金	37,375	32,255	1,745	3,291	84	2,267
国際農林水産業研究センター	1,878	1,869	9	0	0	188
国民生活センター	2,773	2,124	604	45	0	325
国立印刷局	20,729	13,013	5,835	1,881	0	3,281
国立科学博物館	3,115	3,069	46	0	0	297
国立環境研究所	5,638	3,215	2,201	222	0	1,247
国立がん研究センター	8,872	7,274	1,433	165	0	1,243
国立高等専門学校機構	156,331	147,421	6,545	2,358	7	17,069
国立公文書館	2,772	2,150	469	153	0	323
国立国際医療研究センター	3,628	3,139	472	17	0	776
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	821	695	57	69	0	167
国立循環器病研究センター	1,857	1,241	479	137	0	388
国立女性教育会館	1,375	1,174	45	79	77	204
国立成育医療研究センター	1,798	1,686	112	0	0	237
国立青少年教育振興機構	26,074	25,816	198	55	5	3,471
国立精神・神経医療研究センター	1,087	1,043	12	32	0	226
国立長寿医療研究センター	1,031	902	129	0	0	219
国立特別支援教育総合研究所	2,111	1,723	383	0	5	273
国立美術館	7,629	7,320	146	163	0	733
国立病院機構	125,153	116,066	7,216	1,860	11	24,120
国立文化財機構	14,150	13,686	266	51	147	1,632
産業技術総合研究所	118,949	115,632	3,174	143	0	5,815
自動車技術総合機構	34,001	25,089	8,371	541	0	5,195
自動車事故対策機構	13,751	12,070	1,533	148	0	1,962
住宅金融支援機構	29,601	10,981	18,619	0	1	5,282
酒類総合研究所	1,226	1,214	12	0	0	178
情報処理推進機構	32,736	1,170	31,566	0	0	6,855
情報通信研究機構	21,637	12,120	9,493	24	0	1,340
新エネルギー・産業技術総合開発機構	26,579	16,523	4,303	5,634	119	4,400
森林研究・整備機構	98,391	16,112	17,587	64,692	0	8,516
水産研究・教育機構	14,330	8,951	3,642	1,737	0	2,525
製品評価技術基盤機構	9,440	4,516	3,850	1,074	0	1,287
造幣局	10,275	8,355	753	1,167	0	1,267
大学改革支援・学位授与機構	4,098	2,485	1,142	471	0	560

資料1 法人文書ファイル等の保有数等(2/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等	媒体の種別				うち令和6 年度新規作 成・取得し た法人文書 ファイル等
		紙	電子	電子及び紙	その他の媒 体	
大学入試センター	3,362	3,190	172	0	0	404
地域医療機能推進機構	53,739	47,803	4,450	1,423	63	9,540
中小企業基盤整備機構	145,767	124,669	20,898	0	200	4,893
駐留軍等労働者労務管理機構	7,254	2,264	2,800	2,190	0	1,118
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	26,950	21,925	3,288	1,731	6	2,522
統計センター	3,156	862	1,289	1,005	0	536
都市再生機構	1,230,007	1,084,170	140,767	5,070	0	42,854
土木研究所	10,819	7,342	1,025	2,452	0	1,522
日本医療研究開発機構	18,836	13,516	5,320	0	0	2,586
日本学術振興会	5,576	4,835	734	7	0	742
日本学生支援機構	9,269	4,192	1,743	3,334	0	1,361
日本芸術文化振興会	7,836	6,822	612	359	43	382
日本原子力研究開発機構	95,201	83,158	6,234	5,794	15	8,736
日本高速道路保有・債務返済機構	1,965	1,061	904	0	0	216
日本スポーツ振興センター	11,087	6,349	1,764	2,974	0	1,295
日本貿易振興機構	33,421	25,724	7,581	0	116	4,963
年金積立金管理運用独立行政法人	2,537	658	1,879	0	0	333
農業者年金基金	2,932	1,835	0	0	1,097	212
農業・食品産業技術総合研究機構	27,922	20,815	4,885	2,222	0	3,852
農畜産業振興機構	5,554	4,035	0	1,519	0	805
農林漁業信用基金	2,164	1,154	802	131	77	175
農林水産消費安全技術センター	20,404	18,461	1,357	586	0	1,190
福祉医療機構	143,466	139,349	4,063	0	54	3,222
物質・材料研究機構	23,883	11,924	11,922	37	0	2,576
防災科学技術研究所	13,049	12,978	71	0	0	1,274
北方領土問題対策協会	1,263	1,256	7	0	0	170
水資源機構	148,414	84,537	62,748	0	1,129	14,318
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	17,954	15,751	469	198	1,536	883
理化学研究所	21,116	11,156	6,612	3,312	36	2,263
量子科学技術研究開発機構	17,184	13,894	3,232	14	44	1,967
労働者健康安全機構	113,652	109,853	3,110	548	141	13,160
労働政策研究・研修機構	3,508	2,910	598	0	0	197
北海道大学	75,088	67,091	5,032	2,962	3	8,272
北海道教育大学	24,518	20,608	1,520	2,390	0	2,975
室蘭工業大学	5,398	5,152	209	36	1	659
北海道国立大学機構	13,675	10,137	1,339	2,196	3	1,751
旭川医科大学	6,720	6,364	315	39	2	1,042
弘前大学	27,205	25,465	1,468	270	2	2,554
岩手大学	10,977	9,830	689	458	0	1,474
東北大学	68,384	58,442	6,779	3,159	4	10,220
宮城教育大学	4,525	4,132	267	126	0	447
秋田大学	19,653	18,476	827	350	0	2,343
山形大学	14,114	12,820	513	781	0	1,802
福島大学	9,078	8,517	464	97	0	878
茨城大学	19,969	19,575	382	12	0	2,279
筑波大学	31,210	28,385	288	2,537	0	3,296
筑波技術大学	6,599	5,853	593	151	2	632
宇都宮大学	10,765	9,290	1,088	387	0	1,167
群馬大学	34,354	33,731	623	0	0	4,003
埼玉大学	10,253	6,878	3,370	1	4	1,462
千葉大学	28,793	28,004	720	67	2	2,705
東京大学	85,182	79,284	5,856	0	42	4,999
東京外国语大学	7,158	6,959	197	2	0	792
東京科学大学	29,213	20,097	6,939	2,177	0	3,883
東京学芸大学	11,429	10,650	712	66	1	1,444

資料1 法人文書ファイル等の保有数等(3/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等	媒体の種別				うち令和6 年度新規作 成・取得し た法人文書 ファイル等
		紙	電子	電子及び紙	その他の媒 体	
東京農工大学	11,600	11,160	246	194	0	1,184
東京芸術大学	9,105	8,928	156	21	0	778
東京海洋大学	6,976	6,455	355	166	0	862
お茶の水女子大学	7,409	6,824	281	304	0	602
電気通信大学	4,690	4,094	596	0	0	470
一橋大学	11,977	11,382	570	25	0	1,385
横浜国立大学	15,337	13,608	1,236	493	0	1,480
新潟大学	34,930	29,568	2,835	2,491	36	4,930
長岡技術科学大学	6,910	5,955	746	209	0	1,067
上越教育大学	7,614	7,578	36	0	0	688
富山大学	39,754	33,390	3,474	2,884	6	4,133
金沢大学	29,907	22,266	5,312	2,328	1	2,910
福井大学	13,190	7,193	4,524	1,472	1	1,933
山梨大学	15,207	11,001	1,277	2,921	8	1,733
信州大学	16,539	13,086	2,357	1,095	1	2,219
静岡大学	22,705	22,219	482	4	0	2,292
浜松医科大学	10,012	9,539	471	2	0	1,020
東海国立大学機構	97,603	91,938	4,732	905	28	8,640
愛知教育大学	15,051	14,094	512	445	0	1,729
名古屋工業大学	8,286	5,413	1,650	1,222	1	990
豊橋技術科学大学	7,299	7,112	185	2	0	820
三重大学	18,856	16,114	1,619	1,123	0	1,560
滋賀大学	14,234	14,045	140	49	0	1,288
滋賀医科大学	18,175	17,621	547	7	0	2,317
京都大学	138,011	137,747	243	0	21	8,746
京都教育大学	6,815	6,704	111	0	0	776
京都工芸繊維大学	10,338	10,054	191	85	8	1,065
大阪大学	106,450	89,126	11,855	5,444	25	13,163
大阪教育大学	12,979	12,177	748	49	5	1,637
兵庫教育大学	6,766	6,424	313	29	0	936
神戸大学	32,588	31,669	793	126	0	4,040
奈良国立大学機構	11,306	11,165	91	50	0	1,321
和歌山大学	8,871	7,302	991	578	0	991
鳥取大学	18,345	17,513	631	201	0	2,420
島根大学	32,796	22,940	2,492	7,363	1	4,297
岡山大学	31,413	26,318	4,253	842	0	3,559
広島大学	56,522	45,092	5,963	5,442	25	4,241
山口大学	28,416	25,739	1,530	915	232	3,067
徳島大学	30,561	24,362	2,596	3,603	0	4,502
鳴門教育大学	9,493	8,219	978	294	2	1,239
香川大学	15,917	15,884	24	9	0	2,093
愛媛大学	16,124	13,657	1,717	750	0	2,208
高知大学	19,810	16,124	1,479	2,092	115	2,797
福岡教育大学	9,703	9,492	136	75	0	1,259
九州大学	74,489	60,002	13,743	744	0	7,449
九州工業大学	9,125	5,705	2,121	1,299	0	1,813
佐賀大学	17,337	14,553	1,401	1,336	47	2,228
長崎大学	52,599	51,161	887	528	23	6,459
熊本大学	48,651	44,621	4,020	0	10	5,796
大分大学	22,716	21,591	756	369	0	3,917
宮崎大学	19,845	16,680	1,718	1,447	0	2,446
鹿児島大学	31,130	29,614	1,462	54	0	3,976
鹿屋体育大学	4,103	4,037	66	0	0	494
琉球大学	38,644	27,806	3,911	6,927	0	4,844
政策研究大学院大学	2,724	1,356	454	914	0	321

資料1 法人文書ファイル等の保有数等(4/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等	媒体の種別				うち令和6 年度新規作 成・取得し た法人文書 ファイル等
		紙	電子	電子及び紙	その他の媒 体	
総合研究大学院大学	6,280	6,148	132	0	0	563
北陸先端科学技術大学院大学	5,861	5,591	237	7	26	720
奈良先端科学技術大学院大学	8,064	6,196	110	1,758	0	999
人間文化研究機構	16,906	15,903	677	326	0	2,064
自然科学研究機構	21,329	19,789	1,385	111	44	2,038
高エネルギー加速器研究機構	5,913	4,886	996	31	0	759
情報・システム研究機構	11,143	9,389	1,687	67	0	1,162
沖縄科学技術大学院大学学園	5,733	2,297	1,510	1,713	213	379
沖縄振興開発金融公庫	12,581	12,118	140	302	21	2,235
株式会社国際協力銀行	43,871	12,082	31,789	0	0	5,022
株式会社日本政策金融公庫	28,106	17,802	8,486	1,807	11	5,301
株式会社日本貿易保険	22,777	22,468	309	0	0	1,398
新関西国際空港株式会社	3,347	2,841	502	4	0	24
日本私立学校振興・共済事業団	2,576	2,575	1	0	0	369
日本中央競馬会	42,403	36,505	1,758	4,140	0	5,317
日本年金機構	579,069	553,066	24,009	1,994	0	86,333
福島国際研究教育機構	192	0	179	13	0	114
放送大学学園	26,676	25,881	774	21	0	3,629
外国人技能実習機構	6,940	6,200	709	31	0	1,252
金融経済教育推進機構	973	1	972	0	0	973
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	1,127	875	252	0	0	155
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	20	13	7	0	0	20
日本銀行	160,145	132,620	26,362	0	1,163	26,846
農水産業協同組合貯金保険機構	725	627	93	5	0	102
預金保険機構	6,218	4,349	1,544	325	0	762
日本司法支援センター	53,669	49,861	2,503	1,305	0	8,303
計	6,988,047	5,939,000	778,316	220,636	50,095	675,490

資料2 保存期間が満了したときの措置の設定状況(1/4)

(単位 : ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等 数	保存期間満了時の措置の設定状況			未設定	
		区分				
		移管	廃棄			
奄美群島振興開発基金	489	489	0	489	0	
医薬基盤・健康・栄養研究所	1,790	1,790	0	1,790	0	
医薬品医療機器総合機構	17,512	17,512	722	16,790	0	
宇宙航空研究開発機構	327,947	156,688	512	156,176	171,259	
エネルギー・金属鉱物資源機構	28,914	28,914	3	28,911	0	
海技教育機構	11,457	11,457	24	11,433	0	
海上・港湾・航空技術研究所	5,116	5,116	11	5,105	0	
海洋研究開発機構	23,454	23,454	13	23,441	0	
科学技術振興機構	72,985	72,985	168	72,817	0	
家畜改良センター	11,176	11,176	5	11,171	0	
環境再生保全機構	5,885	5,885	4	5,881	0	
教職員支援機構	933	927	40	887	6	
勤労者退職金共済機構	20,583	20,583	0	20,583	0	
空港周辺整備機構	1,084	1,084	7	1,077	0	
経済産業研究所	1,481	1,481	25	1,456	0	
建築研究所	2,224	2,224	2	2,222	0	
工業所有権情報・研修館	1,197	1,197	0	1,197	0	
航空大学校	2,972	2,972	0	2,972	0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	187,341	187,341	0	187,341	0	
国際観光振興機構	5,313	5,313	6	5,307	0	
国際協力機構	192,879	192,879	256	192,623	0	
国際交流基金	37,375	37,375	62	37,313	0	
国際農林水産業研究センター	1,878	1,878	13	1,865	0	
国民生活センター	2,773	2,773	30	2,743	0	
国立印刷局	20,729	20,729	182	20,547	0	
国立科学博物館	3,115	2,487	24	2,463	628	
国立環境研究所	5,638	5,638	37	5,601	0	
国立がん研究センター	8,872	6,381	3	6,378	2,491	
国立高等専門学校機構	156,331	153,959	6,709	147,250	2,372	
国立公文書館	2,772	2,772	390	2,382	0	
国立国際医療研究センター	3,628	3,400	0	3,400	228	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	821	821	10	811	0	
国立循環器病研究センター	1,857	1,857	0	1,857	0	
国立女性教育会館	1,375	1,375	12	1,363	0	
国立成育医療研究センター	1,798	1,753	13	1,740	45	
国立青少年教育振興機構	26,074	26,064	115	25,949	10	
国立精神・神経医療研究センター	1,087	1,087	0	1,087	0	
国立長寿医療研究センター	1,031	998	1	997	33	
国立特別支援教育総合研究所	2,111	2,111	0	2,111	0	
国立美術館	7,629	7,629	19	7,610	0	
国立病院機構	125,153	125,153	4	125,149	0	
国立文化財機構	14,150	14,150	149	14,001	0	
産業技術総合研究所	118,949	118,949	31	118,918	0	
自動車技術総合機構	34,001	34,001	90	33,911	0	
自動車事故対策機構	13,751	13,751	4	13,747	0	
住宅金融支援機構	29,601	29,601	0	29,601	0	
酒類総合研究所	1,226	1,225	75	1,150	1	
情報処理推進機構	32,736	32,650	9	32,641	86	
情報通信研究機構	21,637	21,637	37	21,600	0	

資料2 保存期間が満了したときの措置の設定状況(2/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等 数	保存期間満了時の措置の設定状況			未設定	
		区分				
		移管	廃棄			
新エネルギー・産業技術総合開発機構	26,579	26,524	7	26,517	55	
森林研究・整備機構	98,391	98,391	3	98,388	0	
水産研究・教育機構	14,330	14,330	34	14,296	0	
製品評価技術基盤機構	9,440	9,440	62	9,378	0	
造幣局	10,275	10,275	66	10,209	0	
大学改革支援・学位授与機構	4,098	4,098	15	4,083	0	
大学入試センター	3,362	3,252	100	3,152	110	
地域医療機能推進機構	53,739	53,739	0	53,739	0	
中小企業基盤整備機構	145,767	145,767	21	145,746	0	
駐留軍等労働者労務管理機構	7,254	7,254	50	7,204	0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	26,950	26,950	148	26,802	0	
統計センター	3,156	3,156	23	3,133	0	
都市再生機構	1,230,007	1,230,007	13,445	1,216,562	0	
土木研究所	10,819	10,819	31	10,788	0	
日本医療研究開発機構	18,836	18,836	214	18,622	0	
日本学術振興会	5,576	5,576	76	5,500	0	
日本学生支援機構	9,269	9,132	8	9,124	137	
日本芸術文化振興会	7,836	7,836	94	7,742	0	
日本原子力研究開発機構	95,201	95,201	9,269	85,932	0	
日本高速道路保有・債務返済機構	1,965	1,965	30	1,935	0	
日本スポーツ振興センター	11,087	11,076	343	10,733	11	
日本貿易振興機構	33,421	33,421	82	33,339	0	
年金積立金管理運用独立行政法人	2,537	2,537	93	2,444	0	
農業者年金基金	2,932	2,932	13	2,919	0	
農業・食品産業技術総合研究機構	27,922	27,922	27	27,895	0	
農畜産業振興機構	5,554	5,554	0	5,554	0	
農林漁業信用基金	2,164	2,164	0	2,164	0	
農林水産消費安全技術センター	20,404	20,404	60	20,344	0	
福祉医療機構	143,466	143,466	6	143,460	0	
物質・材料研究機構	23,883	23,883	231	23,652	0	
防災科学技術研究所	13,049	13,049	24	13,025	0	
北方領土問題対策協会	1,263	1,263	0	1,263	0	
水資源機構	148,414	148,414	1	148,413	0	
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	17,954	17,954	98	17,856	0	
理化学研究所	21,116	21,116	227	20,889	0	
量子科学技術研究開発機構	17,184	17,184	17,073	111	0	
労働者健康安全機構	113,652	113,652	18	113,634	0	
労働政策研究・研修機構	3,508	3,508	35	3,473	0	
北海道大学	75,088	44,069	0	44,069	31,019	
北海道教育大学	24,518	24,518	27	24,491	0	
室蘭工業大学	5,398	5,398	38	5,360	0	
北海道国立大学機構	13,675	13,188	114	13,074	487	
旭川医科大学	6,720	6,720	1	6,719	0	
弘前大学	27,205	27,205	4	27,201	0	
岩手大学	10,977	10,977	84	10,893	0	
東北大学	68,384	6,012	823	5,189	62,372	
宮城教育大学	4,525	4,525	68	4,457	0	
秋田大学	19,653	19,489	1	19,488	164	
山形大学	14,114	14,114	15	14,099	0	

資料2 保存期間が満了したときの措置の設定状況(3/4)

(単位 : ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等 数	保存期間満了時の措置の設定状況			未設定	
		区分				
		移管	廃棄			
福島大学	9,078	9,075	135	8,940	3	
茨城大学	19,969	19,969	11	19,958	0	
筑波大学	31,210	31,175	3,721	27,454	35	
筑波技術大学	6,599	6,119	2,484	3,635	480	
宇都宮大学	10,765	10,765	0	10,765	0	
群馬大学	34,354	34,354	15	34,339	0	
埼玉大学	10,253	10,253	61	10,192	0	
千葉大学	28,793	27,317	128	27,189	1,476	
東京大学	85,182	81,497	4,359	77,138	3,685	
東京外国語大学	7,158	6,152	2,320	3,832	1,006	
東京科学大学	29,213	28,267	1,457	26,810	946	
東京学芸大学	11,429	11,429	64	11,365	0	
東京農工大学	11,600	11,600	68	11,532	0	
東京芸術大学	9,105	9,105	0	9,105	0	
東京海洋大学	6,976	6,976	20	6,956	0	
お茶の水女子大学	7,409	6,694	10	6,684	715	
電気通信大学	4,690	4,056	28	4,028	634	
一橋大学	11,977	11,977	76	11,901	0	
横浜国立大学	15,337	15,337	55	15,282	0	
新潟大学	34,930	34,930	714	34,216	0	
長岡技術科学大学	6,910	6,900	8	6,892	10	
上越教育大学	7,614	7,335	61	7,274	279	
富山大学	39,754	39,754	463	39,291	0	
金沢大学	29,907	29,907	78	29,829	0	
福井大学	13,190	13,190	1,305	11,885	0	
山梨大学	15,207	14,613	146	14,467	594	
信州大学	16,539	16,539	68	16,471	0	
静岡大学	22,705	22,705	54	22,651	0	
浜松医科大学	10,012	10,012	34	9,978	0	
東海国立大学機構	97,603	97,603	18,973	78,630	0	
愛知教育大学	15,051	15,051	84	14,967	0	
名古屋工業大学	8,286	8,286	5	8,281	0	
豊橋技術科学大学	7,299	7,299	82	7,217	0	
三重大学	18,856	18,856	75	18,781	0	
滋賀大学	14,234	14,232	3,859	10,373	2	
滋賀医科大学	18,175	18,175	252	17,923	0	
京都大学	138,011	138,011	117,650	20,361	0	
京都教育大学	6,815	6,815	120	6,695	0	
京都工芸繊維大学	10,338	10,338	253	10,085	0	
大阪大学	106,450	106,450	32,672	73,778	0	
大阪教育大学	12,979	10,601	122	10,479	2,378	
兵庫教育大学	6,766	6,766	0	6,766	0	
神戸大学	32,588	28,405	6,135	22,270	4,183	
奈良国立大学機構	11,306	9,478	25	9,453	1,828	
和歌山大学	8,871	8,871	2	8,869	0	
鳥取大学	18,345	16,941	57	16,884	1,404	
島根大学	32,796	32,564	216	32,348	232	
岡山大学	31,413	31,412	422	30,990	1	
広島大学	56,522	56,522	27,445	29,077	0	

資料2 保存期間が満了したときの措置の設定状況(4/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等 数	保存期間満了時の措置の設定状況			未設定	
		区分				
		移管	廃棄			
山口大学	28,416	20,465	0	20,465	7,951	
徳島大学	30,561	30,561	241	30,320	0	
鳴門教育大学	9,493	9,493	45	9,448	0	
香川大学	15,917	15,917	108	15,809	0	
愛媛大学	16,124	16,124	6	16,118	0	
高知大学	19,810	19,810	70	19,740	0	
福岡教育大学	9,703	9,703	0	9,703	0	
九州大学	74,489	55,104	4,420	50,684	19,385	
九州工業大学	9,125	9,125	187	8,938	0	
佐賀大学	17,337	17,337	48	17,289	0	
長崎大学	52,599	52,599	408	52,191	0	
熊本大学	48,651	48,651	6	48,645	0	
大分大学	22,716	22,149	94	22,055	567	
宮崎大学	19,845	19,739	32	19,707	106	
鹿児島大学	31,130	31,130	57	31,073	0	
鹿屋体育大学	4,103	4,103	3	4,100	0	
琉球大学	38,644	38,644	194	38,450	0	
政策研究大学院大学	2,724	2,724	5	2,719	0	
総合研究大学院大学	6,280	6,280	687	5,593	0	
北陸先端科学技術大学院大学	5,861	5,861	130	5,731	0	
奈良先端科学技術大学院大学	8,064	8,064	65	7,999	0	
人間文化研究機構	16,906	16,881	18	16,863	25	
自然科学研究機構	21,329	21,329	1,699	19,630	0	
高エネルギー加速器研究機構	5,913	5,913	41	5,872	0	
情報・システム研究機構	11,143	10,760	33	10,727	383	
沖縄科学技術大学院大学学園	5,733	5,733	98	5,635	0	
沖縄振興開発金融公庫	12,581	12,581	95	12,486	0	
株式会社国際協力銀行	43,871	43,871	7	43,864	0	
株式会社日本政策金融公庫	28,106	28,106	278	27,828	0	
株式会社日本貿易保険	22,777	22,777	1	22,776	0	
新関西国際空港株式会社	3,347	3,347	667	2,680	0	
日本私立学校振興・共済事業団	2,576	2,576	26	2,550	0	
日本中央競馬会	42,403	42,403	6	42,397	0	
日本年金機構	579,069	578,201	1,302	576,899	868	
福島国際研究教育機構	192	192	1	191	0	
放送大学学園	26,676	26,676	22	26,654	0	
外国人技能実習機構	6,940	6,940	11	6,929	0	
金融経済教育推進機構	973	973	0	973	0	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	1,127	1,127	14	1,113	0	
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	20	20	0	20	0	
日本銀行	160,145	160,145	43,496	116,649	0	
農水産業協同組合貯金保険機構	725	725	101	624	0	
預金保険機構	6,218	6,218	314	5,904	0	
日本司法支援センター	53,669	53,669	18	53,651	0	
計	6,988,047	6,667,357	334,465	6,332,892	320,690	

資料3 移管又は廃棄等の状況(1/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	令和6年度に保存期間が満了した 法人文書ファイル等数			
	移管としたもの	廃棄としたもの	保存期間を延長 したもの	
奄美群島振興開発基金	78	0	78	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	264	0	264	0
医薬品医療機器総合機構	3,605	18	3,205	382
宇宙航空研究開発機構	53,918	2	34,552	19,364
エネルギー・金属鉱物資源機構	10,441	0	1,854	8,587
海技教育機構	1,531	0	1,530	1
海上・港湾・航空技術研究所	806	0	806	0
海洋研究開発機構	1,928	0	1,802	126
科学技術振興機構	8,304	0	7,510	794
家畜改良センター	1,313	1	1,312	0
環境再生保全機構	1,338	0	651	687
教職員支援機構	103	4	99	0
勤労者退職金共済機構	1,588	0	1,095	493
空港周辺整備機構	131	0	131	0
経済産業研究所	170	0	140	30
建築研究所	294	0	294	0
工業所有権情報・研修館	240	0	240	0
航空大학교	355	0	355	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	27,070	0	26,283	787
国際観光振興機構	568	0	404	164
国際協力機構	22,654	0	18,654	4,000
国際交流基金	3,989	0	2,783	1,206
国際農林水産業研究センター	173	0	173	0
国民生活センター	401	0	324	77
国立印刷局	1,838	0	1,780	58
国立科学博物館	334	0	272	62
国立環境研究所	547	0	540	7
国立がん研究センター	870	0	870	0
国立高等専門学校機構	16,077	8	15,527	542
国立公文書館	412	7	286	119
国立国際医療研究センター	531	0	529	2
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	176	0	153	23
国立循環器病研究センター	250	0	250	0
国立女性教育会館	158	0	158	0
国立成育医療研究センター	209	0	162	47
国立青少年教育振興機構	3,845	0	3,845	0
国立精神・神経医療研究センター	224	0	224	0
国立長寿医療研究センター	207	0	207	0
国立特別支援教育総合研究所	286	0	265	21
国立美術館	763	0	648	115
国立病院機構	23,620	0	23,573	47
国立文化財機構	1,023	0	978	45
産業技術総合研究所	11,723	1	11,367	355
自動車技術総合機構	4,478	0	4,477	1
自動車事故対策機構	1,631	0	1,533	98
住宅金融支援機構	5,493	8	4,950	535
酒類総合研究所	169	0	169	0
情報処理推進機構	5,959	1	4,689	1,269
情報通信研究機構	2,098	18	1,702	378
新エネルギー・産業技術総合開発機構	3,524	0	3,075	449
森林研究・整備機構	7,746	0	7,645	101
水産研究・教育機構	1,280	1	1,271	8

資料3 移管又は廃棄等の状況(2/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	令和6年度に保存期間が満了した 法人文書ファイル等数		
	移管としたもの	廃棄としたもの	保存期間を延長 したもの
製品評価技術基盤機構	1,633	0	1,503
造幣局	354	64	290
大学改革支援・学位授与機構	463	0	463
大学入試センター	775	0	759
地域医療機能推進機構	9,711	0	9,711
中小企業基盤整備機構	11,005	0	8,247
駐留軍等労働者労務管理機構	1,006	0	999
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,642	2	2,603
統計センター	341	1	331
都市再生機構	77,671	5	47,888
土木研究所	1,568	0	1,475
日本医療研究開発機構	382	0	282
日本学術振興会	752	9	728
日本学生支援機構	1,148	0	1,142
日本芸術文化振興会	670	15	592
日本原子力研究開発機構	6,658	0	6,654
日本高速道路保有・債務返済機構	209	0	86
日本スポーツ振興センター	2,130	42	1,178
日本貿易振興機構	5,062	0	4,590
年金積立金管理運用独立行政法人	323	0	319
農業者年金基金	202	0	148
農業・食品産業技術総合研究機構	4,449	0	4,323
農畜産業振興機構	888	0	641
農林漁業信用基金	169	0	169
農林水産消費安全技術センター	1,382	0	1,374
福祉医療機構	5,201	0	5,196
物質・材料研究機構	1,530	0	1,527
防災科学技術研究所	1,707	0	1,598
北方領土問題対策協会	156	0	156
水資源機構	13,557	0	12,343
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	844	0	844
理化学研究所	2,749	0	1,966
量子科学技術研究開発機構	2,070	3	2,067
労働者健康安全機構	16,942	0	13,725
労働政策研究・研修機構	295	0	293
北海道大学	7,069	0	6,659
北海道教育大学	2,498	0	2,473
室蘭工業大学	632	0	632
北海道国立大学機構	1,276	0	1,275
旭川医科大学	714	0	705
弘前大学	3,370	0	3,062
岩手大学	1,227	0	1,214
東北大	6,814	696	6,021
宮城教育大学	454	0	450
秋田大学	2,448	0	2,379
山形大学	1,711	0	1,703
福島大学	1,641	0	795
茨城大学	2,242	0	2,242
筑波大	2,482	0	0
筑波技術大学	578	0	570
宇都宮大学	1,324	0	1,324
群馬大学	4,019	0	4,015

資料3 移管又は廃棄等の状況(3/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	令和6年度に保存期間が満了した 法人文書ファイル等数		
	移管としたもの	廃棄としたもの	保存期間を延長 したもの
埼玉大学	1,296	1	1,269
千葉大学	2,641	0	2,638
東京大学	15,760	450	5,513
東京外国語大学	1,044	318	564
東京科学大学	4,302	278	4,006
東京学芸大学	1,635	0	1,635
東京農工大学	1,003	0	998
東京芸術大学	946	0	715
東京海洋大学	664	0	664
お茶の水女子大学	1,785	0	662
電気通信大学	521	0	495
一橋大学	1,203	0	1,203
横浜国立大学	1,990	0	1,663
新潟大学	4,021	6	4,015
長岡技術科学大学	852	1	851
上越教育大学	689	1	688
富山大学	3,791	0	3,791
金沢大学	2,607	0	2,554
福井大学	1,728	6	1,702
山梨大学	1,562	0	1,562
信州大学	1,903	1	1,902
静岡大学	2,330	0	1,843
浜松医科大学	907	1	906
東海国立大学機構	12,516	568	11,763
愛知教育大学	1,579	0	1,566
名古屋工業大学	1,056	0	1,051
豊橋技術科学大学	842	0	842
三重大学	1,957	0	1,957
滋賀大学	1,563	0	834
滋賀医科大学	1,623	0	1,623
京都大学	17,835	718	13,786
京都教育大学	1,055	1	1,054
京都工芸繊維大学	1,050	0	1,050
大阪大学	15,441	1,393	10,025
大阪教育大学	1,567	0	1,558
兵庫教育大学	944	0	877
神戸大学	3,612	657	2,807
奈良国立大学機構	1,224	1	1,217
和歌山大学	1,177	0	1,177
鳥取大学	2,263	0	2,263
島根大学	4,413	0	4,199
岡山大学	3,159	3	3,009
広島大学	6,402	0	0
山口大学	2,890	0	2,882
徳島大学	3,745	0	3,744
鳴門教育大学	961	0	959
香川大学	2,126	0	1,982
愛媛大学	1,690	0	1,641
高知大学	2,705	1	2,651
福岡教育大学	1,302	0	1,301
九州大学	6,986	129	6,044
九州工業大学	578	0	578

資料3 移管又は廃棄等の状況(4/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	令和6年度に保存期間が満了した 法人文書ファイル等数		
	移管としたもの	廃棄としたもの	保存期間を延長 したもの
佐賀大学	1,994	52	1,939
長崎大学	5,276	0	5,276
熊本大学	2,692	0	2,677
大分大学	3,037	2	3,018
宮崎大学	1,633	0	1,595
鹿児島大学	4,319	0	4,318
鹿屋体育大学	451	0	448
琉球大学	3,775	2	3,745
政策研究大学院大学	306	0	292
総合研究大学院大学	769	0	682
北陸先端科学技術大学院大学	699	0	699
奈良先端科学技術大学院大学	778	1	679
人間文化研究機構	1,450	1	1,449
自然科学研究機構	1,562	1	1,555
高エネルギー加速器研究機構	649	0	649
情報・システム研究機構	1,119	1	1,118
沖縄科学技術大学院大学学園	403	0	367
沖縄振興開発金融公庫	2,244	3	2,227
株式会社国際協力銀行	9,363	0	7,786
株式会社日本政策金融公庫	5,873	7	5,346
株式会社日本貿易保険	688	0	660
新関西国際空港株式会社	201	0	201
日本私立学校振興・共済事業団	210	0	130
日本中央競馬会	6,218	0	6,011
日本年金機構	210,790	0	111,041
福島国際研究教育機構	3	0	3
放送大学学園	3,696	0	3,672
外国人技能実習機構	1,009	1	1,008
金融経済教育推進機構	0	0	0
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	100	0	99
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	0	0	0
日本銀行	36,806	1,640	26,973
農水産業協同組合貯金保険機構	101	0	88
預金保険機構	1,279	0	853
日本司法支援センター	10,215	0	10,215
計	933,025	7,151	700,511
			225,363

(注) 太字の独立行政法人等は、国立公文書館等が設置されている法人等である。

資料4 研修の実施状況(1/4)

(単位：回、人)

独立行政法人等	研修の実施回数	研修の実施状況					研修に参加した職員数	
		対象者別						
		一般職員	新規採用職員	文書管理者・文書管理担当者	その他			
奄美群島振興開発基金	4	2	2	0	0	4		
医薬基盤・健康・栄養研究所	3	1	1	1	0	65		
医薬品医療機器総合機構	1	0	1	0	0	86		
宇宙航空研究開発機構	16	11	5	0	0	432		
エネルギー・金属鉱物資源機構	12	3	3	3	3	1,971		
海技教育機構	3	1	1	1	0	22		
海上・港湾・航空技術研究所	4	1	1	1	1	535		
海洋研究開発機構	2	0	2	0	0	48		
科学技術振興機構	8	2	2	2	2	989		
家畜改良センター	3	2	1	0	0	14		
環境再生保全機構	6	4	1	1	0	248		
教職員支援機構	6	2	2	2	0	67		
労働者退職金共済機構	6	1	4	1	0	417		
空港周辺整備機構	7	1	1	2	3	40		
経済産業研究所	7	1	1	2	3	120		
建築研究所	8	1	2	2	3	190		
工業所有権情報・研修館	7	1	1	2	3	131		
航空大学校	2	0	1	1	0	25		
高齢・障害・求職者雇用支援機構	4	1	1	1	1	6,387		
国際観光振興機構	21	11	8	1	1	503		
国際協力機構	7	7	0	0	0	46		
国際交流基金	35	12	1	6	16	388		
国際農林水産業研究センター	1	1	0	0	0	1		
国民生活センター	9	1	3	2	3	162		
国立印刷局	34	7	1	26	0	6,371		
国立科学博物館	7	1	1	2	3	116		
国立環境研究所	4	1	1	1	1	964		
国立がん研究センター	3	1	1	1	0	1,265		
国立高等専門学校機構	81	27	16	31	7	9,435		
国立公文書館	6	1	1	2	2	198		
国立国際医療研究センター	1	1	0	0	0	1,784		
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0	0	0	0	0	1		
国立循環器病研究センター	1	0	1	0	0	206		
国立女性教育会館	10	1	3	3	3	22		
国立成育医療研究センター	3	1	1	1	0	539		
国立青少年教育振興機構	7	5	2	0	0	176		
国立精神・神経医療研究センター	1	0	0	1	0	2		
国立長寿医療研究センター	1	0	0	1	0	1		
国立特別支援教育総合研究所	4	1	1	1	1	88		
国立美術館	6	1	1	2	2	360		
国立病院機構	213	33	104	65	11	9,244		
国立文化財機構	7	2	2	1	2	1,026		
産業技術総合研究所	4	1	1	1	1	6,461		
自動車技術総合機構	7	1	1	2	3	1,085		
自動車事故対策機構	3	1	1	1	0	586		
住宅金融支援機構	11	2	3	3	3	2,408		
酒類総合研究所	2	1	1	0	0	78		
情報処理推進機構	6	1	1	2	2	436		
情報通信研究機構	3	1	1	1	0	1,556		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	13	1	12	0	0	1,937		

資料4 研修の実施状況(2/4)

(単位：回、人)

独立行政法人等	研修の実施回数	研修の実施状況					研修に参加した職員数	
		対象者別						
		一般職員	新規採用職員	文書管理者・文書管理担当者	その他			
森林研究・整備機構	24	5	3	10	6	1, 203		
水産研究・教育機構	4	1	1	1	1	42		
製品評価技術基盤機構	6	1	2	2	1	562		
造幣局	11	7	2	2	0	129		
大学改革支援・学位授与機構	12	6	1	2	3	191		
大学入試センター	8	1	1	5	1	148		
地域医療機能推進機構	34	11	4	19	0	722		
中小企業基盤整備機構	4	1	1	1	1	21		
駐留軍等労働者労務管理機構	5	1	2	1	1	320		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	10	3	3	3	1	2, 031		
統計センター	8	1	2	2	3	17		
都市再生機構	10	7	1	1	1	6, 379		
土木研究所	10	2	5	2	1	603		
日本医療研究開発機構	4	1	1	1	1	747		
日本学術振興会	10	2	2	3	3	273		
日本学生支援機構	8	1	1	3	3	818		
日本芸術文化振興会	2	1	0	1	0	340		
日本原子力研究開発機構	7	2	2	2	1	4, 353		
日本高速道路保有・債務返済機構	7	1	1	5	0	75		
日本スポーツ振興センター	20	4	5	6	5	1, 059		
日本貿易振興機構	29	15	2	11	1	3, 858		
年金積立金管理運用独立行政法人	10	0	10	0	0	26		
農業者年金基金	1	1	0	0	0	80		
農業・食品産業技術総合研究機構	3	1	0	1	1	4, 655		
農畜産業振興機構	12	0	11	1	0	12		
農林漁業信用基金	8	0	8	0	0	8		
農林水産消費安全技術センター	7	1	1	2	3	746		
福祉医療機構	3	1	1	1	0	308		
物質・材料研究機構	1	1	0	0	0	77		
防災科学技術研究所	4	1	1	1	1	116		
北方領土問題対策協会	9	1	3	2	3	46		
水資源機構	11	1	7	2	1	1, 514		
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	2	1	1	0	0	63		
理化学研究所	2	0	1	1	0	328		
量子科学技術研究開発機構	17	1	2	6	8	1, 725		
労働者健康安全機構	190	47	18	125	0	4, 551		
労働政策研究・研修機構	4	1	1	2	0	160		
北海道大学	6	2	2	1	1	2, 916		
北海道教育大学	8	1	2	2	3	451		
室蘭工業大学	1	1	0	0	0	2		
北海道国立大学機構	5	1	2	2	0	36		
旭川医科大学	7	0	7	0	0	8		
弘前大学	4	1	1	1	1	5		
岩手大学	2	1	1	0	0	9		
東北大学	5	1	2	1	1	115		
宮城教育大学	3	1	1	1	0	73		
秋田大学	7	2	3	2	0	4, 147		
山形大学	7	1	1	2	3	534		
福島大学	3	1	0	2	0	607		
茨城大学	6	1	2	2	1	255		

資料4 研修の実施状況(3/4)

(単位：回、人)

独立行政法人等	研修の実施状況						研修に参加した職員数	
	研修の実施回数	対象者別				その他		
		一般職員	新規採用職員	文書管理者・文書管理担当者				
筑波大学	8	1	2	1		4	1,355	
筑波技術大学	4	4	0	0		0	8	
宇都宮大学	6	2	2	2		0	6	
群馬大学	5	1	2	1		1	541	
埼玉大学	8	1	3	2		2	508	
千葉大学	2	1	0	1		0	1,015	
東京大学	1	0	0	1		0	107	
東京外国語大学	4	1	1	1		1	28	
東京科学大学	2	1	0	1		0	82	
東京学芸大学	1	0	1	0		0	25	
東京農工大学	6	1	1	2		2	184	
東京芸術大学	3	1	1	0		1	39	
東京海洋大学	7	1	1	2		3	110	
お茶の水女子大学	14	2	2	7		3	96	
電気通信大学	11	1	1	2		7	231	
一橋大学	11	1	1	7		2	478	
横浜国立大学	7	1	2	2		2	904	
新潟大学	6	1	3	1		1	795	
長岡技術科学大学	4	1	1	1		1	294	
上越教育大学	6	1	1	2		2	201	
富山大学	1	0	0	1		0	125	
金沢大学	8	1	2	2		3	3,197	
福井大学	4	1	2	1		0	595	
山梨大学	5	1	2	1		1	351	
信州大学	5	2	1	2		0	33	
静岡大学	4	1	1	1		1	847	
浜松医科大学	8	2	2	2		2	6	
東海国立大学機構	5	1	2	1		1	1,530	
愛知教育大学	7	3	1	3		0	304	
名古屋工業大学	4	1	1	1		1	498	
豊橋技術科学大学	4	1	2	1		0	38	
三重大学	6	1	1	2		2	33	
滋賀大学	7	1	1	2		3	711	
滋賀医科大学	4	1	1	1		1	110	
京都大学	4	1	1	1		1	411	
京都教育大学	1	1	0	0		0	1	
京都工芸繊維大学	8	1	2	2		3	221	
大阪大学	6	1	1	2		2	2,357	
大阪教育大学	7	1	1	2		3	360	
兵庫教育大学	2	1	1	0		0	45	
神戸大学	4	1	1	1		1	100	
奈良国立大学機構	6	1	1	2		2	325	
和歌山大学	7	1	1	2		3	24	
鳥取大学	6	5	1	0		0	239	
島根大学	4	1	1	1		1	2,895	
岡山大学	4	1	2	1		0	1,725	
広島大学	2	1	1	0		0	134	
山口大学	3	1	1	1		0	412	
徳島大学	5	1	1	2		1	1,606	
鳴門教育大学	5	1	2	2		0	412	

資料4 研修の実施状況(4/4)

(単位：回、人)

独立行政法人等	研修の実施状況						研修に参加した職員数	
	研修の実施回数	対象者別				その他		
		一般職員	新規採用職員	文書管理者・文書管理担当者				
香川大学	4	1	1	1		1	109	
愛媛大学	7	1	1	2		3	1,087	
高知大学	4	1	1	1		1	2,626	
福岡教育大学	9	5	0	2		2	218	
九州大学	10	3	2	2		3	128	
九州工業大学	3	1	1	1		0	378	
佐賀大学	2	1	1	0		0	22	
長崎大学	4	1	1	1		1	220	
熊本大学	6	1	2	1		2	670	
大分大学	1	0	1	0		0	17	
宮崎大学	3	1	1	1		0	330	
鹿児島大学	3	1	1	1		0	1,589	
鹿屋体育大学	6	1	2	2		1	107	
琉球大学	4	1	2	1		0	538	
政策研究大学院大学	10	3	3	4		0	42	
総合研究大学院大学	2	2	0	0		0	5	
北陸先端科学技術大学院大学	8	1	2	2		3	207	
奈良先端科学技術大学院大学	7	1	1	2		3	192	
人間文化研究機構	3	0	1	1		1	77	
自然科学研究機構	15	5	3	4		3	1,192	
高エネルギー加速器研究機構	14	4	3	4		3	381	
情報・システム研究機構	0	0	0	0		0	0	
沖縄科学技術大学院大学学園	6	1	1	2		2	655	
沖縄振興開発金融公庫	3	1	1	1		0	281	
株式会社国際協力銀行	5	1	2	1		1	926	
株式会社日本政策金融公庫	215	206	5	3		1	7,743	
株式会社日本貿易保険	4	1	1	1		1	192	
新関西国際空港株式会社	1	0	0	1		0	1	
日本私立学校振興・共済事業団	6	1	1	2		2	296	
日本中央競馬会	7	1	2	4		0	2,011	
日本年金機構	1,457	458	349	415		235	23,334	
福島国際研究教育機構	4	1	1	1		1	76	
放送大学学園	7	1	2	1		3	804	
外国人技能実習機構	12	2	4	3		3	883	
金融経済教育推進機構	4	1	0	2		1	100	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	1	1	0	0		0	150	
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	1	1	0	0		0	15	
日本銀行	383	235	69	6		73	9,988	
農水産業協同組合貯金保険機構	2	1	1	0		0	21	
預金保険機構	3	1	2	0		0	514	
日本司法支援センター	15	5	4	5		1	1,196	
計	3,709	1,314	866	974		555	191,477	

資料5 点検・監査の実施状況(1/4)

(単位：件、人)

独立行政法人等	点検				監査		
	文書管理者数	令和6年度に点検を実施した文書管理者数	不適切事例が認められたものの 何ら問題が認められなかつたもの	未実施数 (令和6年度に点検を実施しなかつた文書管理者数)	令和6年度監査の実施状況（実施は1、未実施は0）	指摘事項の有無	改善措置の有無
奄美群島振興開発基金	5	5	0	5	0	1	—
医薬基盤・健康・栄養研究所	41	41	0	41	0	1	—
医薬品医療機器総合機構	74	74	0	74	0	1	○ ○
宇宙航空研究開発機構	30	30	0	30	0	1	—
エネルギー・金属鉱物資源機構	64	64	0	64	0	1	—
海技教育機構	52	52	0	52	0	1	○ ○
海上・港湾・航空技術研究所	30	30	0	30	0	1	—
海洋研究開発機構	42	42	0	42	0	1	—
科学技術振興機構	140	140	0	140	0	1	—
家畜改良センター	12	12	0	12	0	1	—
環境再生保全機構	23	23	0	23	0	1	—
教職員支援機構	6	6	0	6	0	1	—
勤労者退職金共済機構	33	33	0	33	0	1	—
空港周辺整備機構	3	3	0	3	0	1	—
経済産業研究所	15	15	0	15	0	1	—
建築研究所	12	12	0	12	0	1	—
工業所有権情報・研修館	11	11	0	11	0	1	—
航空大学校	16	16	0	16	0	1	—
高齢・障害・求職者雇用支援機構	478	478	115	363	0	1	—
国際観光振興機構	33	33	0	33	0	1	—
国際協力機構	298	298	3	295	0	1	○ ○
国際交流基金	61	61	0	61	0	1	—
国際農林水産業研究センター	2	2	0	2	0	1	—
国民生活センター	12	12	0	12	0	1	—
国立印刷局	17	17	6	11	0	1	○ ○
国立科学博物館	11	11	0	11	0	1	—
国立環境研究所	16	16	0	16	0	1	—
国立がん研究センター	58	58	0	58	0	1	—
国立高等専門学校機構	377	377	0	377	0	1	○ ○
国立公文書館	6	6	0	6	0	1	—
国立国際医療研究センター	38	38	0	38	0	1	○ ○
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	7	7	0	7	0	1	—
国立循環器病研究センター	21	21	0	21	0	1	○ ○
国立女性教育会館	5	5	0	5	0	1	—
国立成育医療研究センター	20	20	0	20	0	1	—
国立青少年教育振興機構	39	39	0	39	0	1	○ ○
国立精神・神経医療研究センター	14	14	0	14	0	0	—
国立長寿医療研究センター	18	18	0	18	0	1	○ ○
国立特別支援教育総合研究所	28	28	0	28	0	0	—
国立美術館	22	22	0	22	0	1	—
国立病院機構	1,327	1,327	0	1,327	0	1	○ ○
国立文化財機構	49	49	0	49	0	1	—
産業技術総合研究所	118	118	0	118	0	1	—
自動車技術総合機構	107	107	0	107	0	1	○ ○
自動車事故対策機構	77	77	0	77	0	1	○ ○
住宅金融支援機構	116	116	6	110	0	1	○ ○
酒類総合研究所	7	7	0	7	0	1	—
情報処理推進機構	23	23	0	23	0	1	—
情報通信研究機構	237	237	0	237	0	1	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構	27	27	0	27	0	1	—
森林研究・整備機構	92	92	0	92	0	1	○ ○
水産研究・教育機構	12	12	5	7	0	1	○ ○
製品評価技術基盤機構	66	66	29	37	0	1	—
造幣局	42	42	0	42	0	1	—
大学改革支援・学位授与機構	18	16	0	16	2	1	—
大学入試センター	7	7	0	7	0	1	○ ○
地域医療機能推進機構	653	653	0	653	0	1	○ ○
中小企業基盤整備機構	116	116	0	116	0	1	○ ○
駐留軍等労働者労務管理機構	23	23	0	23	0	1	—

資料5 点検・監査の実施状況(2/4)

(単位：件、人)

独立行政法人等	点検				監査			
	文書管理者数	令和6年度に点検を実施した文書管理者数	不適切事例が認められたものの数	何ら問題が認められなかつたもの	未実施数 (令和6年度に点検を実施しなかつた文書管理者数)	令和6年度監査の実施状況（実施は1、未実施は0）	指摘事項の有無	改善措置の有無
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	203	203	0	203	0	1	○	○
統計センター	16	16	0	16	0	1	—	—
都市再生機構	75	75	0	75	0	1	—	—
土木研究所	28	28	0	28	0	1	—	—
日本医療研究開発機構	36	36	0	36	0	1	—	—
日本学術振興会	22	22	0	22	0	1	○	○
日本学生支援機構	21	21	3	18	0	1	○	○
日本芸術文化振興会	47	47	0	47	0	1	○	○
日本原子力研究開発機構	338	338	69	269	0	1	○	○
日本高速道路保有・債務返済機構	8	8	0	8	0	1	—	—
日本スポーツ振興センター	70	70	52	18	0	1	○	○
日本貿易振興機構	198	180	2	178	18	1	○	○
年金積立金管理運用独立行政法人	21	21	2	19	0	1	—	—
農業者年金基金	9	9	0	9	0	1	—	—
農業・食品産業技術総合研究機構	47	47	2	45	0	1	○	○
農畜産業振興機構	36	36	0	36	0	1	○	○
農林漁業信用基金	10	10	0	10	0	1	—	—
農林水産消費安全技術センター	8	8	5	3	0	1	—	—
福祉医療機構	38	38	0	38	0	1	○	○
物質・材料研究機構	31	31	0	31	0	1	—	—
防災科学技術研究所	30	30	0	30	0	1	—	—
北方領土問題対策協会	4	4	0	4	0	1	—	—
水資源機構	244	244	0	244	0	1	—	—
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	8	8	0	8	0	1	—	—
理化学研究所	73	73	0	73	0	1	—	—
量子科学技術研究開発機構	186	186	0	186	0	1	○	○
労働者健康安全機構	754	754	0	754	0	1	○	○
労働政策研究・研修機構	10	10	0	10	0	1	○	○
北海道大学	168	168	0	168	0	1	—	—
北海道教育大学	46	37	0	37	9	1	○	○
室蘭工業大学	34	11	0	11	23	1	○	○
北海道国立大学機構	28	28	0	28	0	1	○	○
旭川医科大学	11	11	0	11	0	1	—	—
弘前大学	105	105	0	105	0	1	—	—
岩手大学	26	26	0	26	0	1	—	—
東北大学	94	94	49	45	0	1	○	○
宮城教育大学	40	40	0	40	0	1	—	—
秋田大学	55	55	8	47	0	1	○	○
山形大学	37	37	3	34	0	1	○	○
福島大学	43	43	0	43	0	1	○	○
茨城大学	23	23	0	23	0	1	○	○
筑波大学	56	54	0	54	2	1	—	—
筑波技術大学	4	4	0	4	0	1	○	○
宇都宮大学	15	15	5	10	0	1	○	○
群馬大学	25	25	7	18	0	1	○	○
埼玉大学	24	24	0	24	0	1	○	○
千葉大学	66	66	0	66	0	1	○	○
東京大学	151	151	0	151	0	1	—	—
東京外国语大学	16	16	1	15	0	1	○	○
東京科学大学	82	82	0	82	0	1	○	○
東京学芸大学	36	36	0	36	0	1	○	○
東京農工大学	29	29	0	29	0	1	—	—
東京芸術大学	13	13	0	13	0	1	—	—
東京海洋大学	16	16	0	16	0	1	○	○
お茶の水女子大学	17	17	9	8	0	1	○	○
電気通信大学	12	12	0	12	0	1	○	○
一橋大学	25	25	0	25	0	1	—	—
横浜国立大学	20	20	0	20	0	1	○	○
新潟大学	46	46	0	46	0	1	○	○

資料5 点検・監査の実施状況(3/4)

(単位：件、人)

独立行政法人等	点検					監査		
	文書管理者数	令和6年度に点検を実施した文書管理者数	不適切事例が認められたものの 何ら問題が認められなかつたもの	未実施数 (令和6年度に点検を実施しなかつた文書管理者数)	令和6年度監査の実施状況（実施は1、未実施は0）	指摘事項の有無	改善措置の有無	
長岡技術科学大学	23	13	0	13	10	1	○	○
上越教育大学	35	35	0	35	0	1	—	—
富山大学	34	34	21	13	0	1	○	○
金沢大学	74	74	0	74	0	1	—	—
福井大学	69	69	1	68	0	1	○	○
山梨大学	30	30	0	30	0	1	—	—
信州大学	27	27	0	27	0	1	○	○
静岡大学	81	81	0	81	0	1	—	—
浜松医科大学	13	13	0	13	0	1	—	—
東海国立大学機構	85	85	0	85	0	1	○	○
愛知教育大学	22	22	7	15	0	1	○	○
名古屋工業大学	17	17	5	12	0	1	○	○
豊橋技術科学大学	11	11	0	11	0	1	—	—
三重大学	54	39	8	31	15	1	○	○
滋賀大学	15	15	0	15	0	1	—	—
滋賀医科大学	14	14	0	14	0	1	○	○
京都大学	167	167	0	167	0	1	○	○
京都教育大学	38	38	9	29	0	1	—	—
京都工芸繊維大学	11	11	0	11	0	1	—	—
大阪大学	84	84	0	84	0	1	○	○
大阪教育大学	39	39	0	39	0	1	—	—
兵庫教育大学	24	24	0	24	0	1	—	—
神戸大学	50	50	0	50	0	1	○	○
奈良国立大学機構	46	46	0	46	0	1	—	—
和歌山大学	15	15	0	15	0	1	—	—
鳥取大学	35	35	0	35	0	1	○	○
島根大学	47	47	0	47	0	1	—	—
岡山大学	88	69	0	69	19	1	○	○
広島大学	63	63	0	63	0	1	○	○
山口大学	38	38	0	38	0	1	○	○
徳島大学	58	58	2	56	0	1	○	○
鳴門教育大学	30	30	0	30	0	1	—	—
香川大学	35	35	0	35	0	1	—	—
愛媛大学	42	42	0	42	0	1	—	—
高知大学	48	48	0	48	0	1	—	—
福岡教育大学	12	12	0	12	0	1	○	○
九州大学	186	186	0	186	0	1	—	—
九州工業大学	20	20	0	20	0	1	—	—
佐賀大学	60	60	0	60	0	1	○	○
長崎大学	41	41	0	41	0	1	○	○
熊本大学	67	67	0	67	0	1	○	○
大分大学	41	41	0	41	0	1	○	○
宮崎大学	28	28	0	28	0	1	○	○
鹿児島大学	39	39	0	39	0	1	○	○
鹿屋体育大学	9	9	0	9	0	1	—	—
琉球大学	37	37	0	37	0	1	○	○
政策研究大学院大学	6	6	0	6	0	1	—	—
総合研究大学院大学	6	6	2	4	0	1	○	○
北陸先端科学技術大学院大学	42	15	0	15	27	1	—	—
奈良先端科学技術大学院大学	22	21	0	21	1	1	○	○
人間文化研究機構	33	33	0	33	0	1	—	—
自然科学研究機構	153	153	0	153	0	1	—	—
高エネルギー加速器研究機構	29	29	0	29	0	1	○	○
情報・システム研究機構	26	26	0	26	0	1	—	—
沖縄科学技術大学院大学学園	175	175	0	175	0	0	—	—
沖縄振興開発金融公庫	18	18	0	18	0	1	—	—
株式会社国際協力銀行	50	48	0	48	2	1	—	—
株式会社日本政策金融公庫	402	402	18	384	0	1	—	—
株式会社日本貿易保険	40	40	0	40	0	1	—	—

資料5 点検・監査の実施状況(4/4)

(単位：件、人)

独立行政法人等	文書管理者数	点検			未実施数 (令和6年度に点検を実施しなかつた文書管理者数)	監査		
		令和6年度に点検を実施した文書管理者数	不適切事例が認められたものの数	何ら問題が認められなかつたもの		令和6年度監査の実施状況（実施は1、未実施は0）	指摘事項の有無	改善措置の有無
新関西国際空港株式会社	7	7	0	7	0	1	—	—
日本私立学校振興・共済事業団	29	29	0	29	0	1	—	—
日本中央競馬会	224	224	0	224	0	1	—	—
日本年金機構	1,770	1,770	26	1,744	0	1	—	—
福島国際研究教育機構	19	19	0	19	0	1	○	○
放送大学学園	68	68	2	66	0	1	○	○
外国人技能実習機構	24	24	12	12	0	1	○	○
金融経済教育推進機構	7	7	0	7	0	1	—	—
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	9	9	0	9	0	1	○	○
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	5	5	0	5	0	1	—	—
日本銀行	114	114	27	87	0	1	○	○
農水産業協同組合貯金保険機構	5	5	0	5	0	1	○	○
預金保険機構	53	53	4	49	0	1	○	○
日本司法支援センター	72	72	0	72	0	1	○	○
計	14,751	14,623	525	14,098	128	188	88	88

(単位：件)

独立行政法人等	紛失等事案の件数												不適切な文書管理（紛失等を除く。）に対して懲戒処分を行った事案の件数		事案への対応	
	事案の内容			事案への対応												
	紛失	誤廃棄	毀損	再発防止のための措置			関係者等への注意喚起、指導等	法人内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	復旧措置を行った事案の件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った事案の件数			事案への対応
				関係者等への注意喚起、指導等	法人内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し							本人	監督者		
奄美群島振興開発基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品医療機器総合機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇宙航空研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エネルギー・金属鉱物資源機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海技教育機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上・港湾・航空技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海洋研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
科学技術振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家畜改良センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境再生保全機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教職員支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者退職金共済機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空港周辺整備機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建築研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業所有権情報・研修館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航空大学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際観光振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際協力機構	3	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際交流基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民生活センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立科学博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立がん研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立高等専門学校機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立国際医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立循環器病研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立女性教育会館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立成育医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立青少年教育振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立精神・神経医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立長寿医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立特別支援教育総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立美術館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立病院機構	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0
国立文化財機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業技術総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車技術総合機構	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車事故対策機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅金融支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

独立行政法人等	紛失等事案の件数												不適切な文書管理（紛失等を除く。）に対して懲戒処分を行った事案の件数				
	事案の内容			事案への対応													
	紛失	誤廃棄	毀損	再発防止のための措置				復旧措置を行った事案の件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った事案の件数		处分者数					
				関係者等への注意喚起、指導等	法人内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			本人	監督者						
酒類総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
情報処理推進機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
情報通信研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
森林研究・整備機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水産研究・教育機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大学改革支援・学位授与機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大学入試センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域医療機能推進機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中小企業基盤整備機構	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市再生機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
土木研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本医療研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本学術振興会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本学生支援機構	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
日本芸術文化振興会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本原子力研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本高速道路保有・債務返済機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本スポーツ振興センター	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
日本貿易振興機構	3	1	2	0	3	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
年金積立金管理運用独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業者年金基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業・食品産業技術総合研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農畜産業振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農林漁業信用基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農林水産消費安全技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉医療機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物質・材料研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
防災科学技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北方領土問題対策協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水資源機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
理化学研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
量子科学技術研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働者健康安全機構	1	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
労働政策研究・研修機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北海道大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北海道教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
室蘭工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北海道国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旭川医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
弘前大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

独立行政法人等	紛失等事案の件数												不適切な文書管理（紛失等を除く。）に対して懲戒処分を行った事案の件数				
	事案の内容			事案への対応													
	紛失	誤廃棄	毀損	再発防止のための措置				復旧措置を行った事案の件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った事案の件数							
				関係者等への注意喚起、指導等	法人内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			処分者数							
				本人	監督者	本人	監督者			本人	監督者	本人	監督者	本人	監督者		
岩手大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮城教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
秋田大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山形大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
茨城大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
筑波技術大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宇都宮大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
群馬大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
埼玉大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
千葉大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京学芸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京農工大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京芸術大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京海洋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
お茶の水女子大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
電気通信大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一橋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
横浜国立大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新潟大学	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
長岡技術科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
上越教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
富山大学	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
金沢大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福井大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山梨大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
信州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
静岡大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
浜松医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛知教育大学	2	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
名古屋工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
豊橋技術科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
三重大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
滋賀大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
滋賀医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
京都教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
京都工芸繊維大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大阪大学	2	1	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0		
大阪教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
兵庫教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

独立行政法人等	紛失等事案の件数												不適切な文書管理（紛失等を除く。）に対して懲戒処分を行った事案の件数				
	事案の内容			事案への対応													
	紛失	誤廃棄	毀損	再発防止のための措置				復旧措置を行った事案の件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った事案の件数		处分者数					
				関係者等への注意喚起、指導等	法人内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			本人	監督者						
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山口大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳴門教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛大学	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
高知大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
九州大学	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
九州工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐賀大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮崎大学	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿屋体育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
琉球大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
政策研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北陸先端科学技術大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良先端科学技術大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人間文化研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自然科学研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高エネルギー加速器研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
情報・システム研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄科学技術大学院大学学園	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄振興開発金融公庫	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
株式会社国際協力銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式会社日本政策金融公庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式会社日本貿易保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟西国際空港株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本私立学校振興・共済事業団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本中央競馬会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本年金機構	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島国際研究教育機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
放送大学学園	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
外国人技能実習機構	3	1	2	0	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
金融経済教育推進機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資料6 紛失等の状況(5/5)

独立行政法人等	紛失等事案の件数													不適切な文書管理（紛失等を除く。）に対して懲戒処分を行った事案の件数				
	事案の内容			事案への対応														
	紛失	誤廃棄	毀損	再発防止のための措置				復旧措置を行った事案の件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った事案の件数		事案への対応						
				関係者等への注意喚起、指導等	法人内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			处分者数	本人	監督者	処分者数					
	日本銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
農水産業協同組合貯金保険機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
預金保険機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日本司法支援センター	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
計	29	10	18	1	26	16	16	2	13	4	0	0	0	1	1	0		

(注) 件数は、総括文書管理者に同時期に報告したものを1件とカウントしている。

資料7 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）

区分	指摘事項	改善等措置状況
管理体制	文書管理担当者を指名した場合の文書管理者の総括文書管理者への報告が実施されていない。	文書管理者の総括文書管理者への届出について、フローを作成し周知を行った。
整理	法人文書ファイルの背表紙の記載が、法人文書ファイル管理簿の情報と一致していない。	法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿の記載内容を一致させるよう周知徹底を行った。
	法人文書の保存期間基準（法人文書分類基準表）が未整備のものがあった。	速やかに基準表を修正するよう依頼し、その後修正したことを見認めた。
	保存期間表と異なる保存期間が設定された法人文書ファイルがある。	法人文書ファイルの管理状況を再点検し、法人文書ファイルの保存期間を正しい保存期間に修正した。保存期間が適切でない場合には、保存期間表の修正を行った。
	保存期間が異なる等密接な関連を有するとは言えない法人文書をまとめている法人文書ファイルがあつた。	保存期間が同一の密接な関連を有する法人文書ごとにファイルをまとめるよう指示し、その後改善状況を確認した。
	複数年まとめて編綴しているが管理簿への記載なし。	複数年まとめて編綴している旨を管理簿に記載するよう指導し、その後改善状況を確認した。
	分冊となっている法人文書ファイルについて、法人文書ファイル管理簿及び当該文書ファイルの背表紙に分冊である旨の表示がなかつた。	法人文書ファイル管理簿及び当該文書ファイルの背表紙に分冊である旨表示した。
	標準文書保存期間基準に照らし、本来は年度管理すべきと思われる内容の文書を保存期間「常用」として取り扱っていた。	標準文書保存期間基準、法人文書ファイル管理簿及び当該文書ファイルの背表紙を修正した。
保存	特定日の設定が必要な文書について、特定日の管理がされていないことを確認した。	特定日を迎えた文書については特定日を入力し、適切な管理を行うよう指示した。また、その後保管期限が到来した文書については、法人文書管理規程に則り、廃棄等の適切な管理を行うよう指示した。
	検討中フォルダ以外のフォルダで、法人文書の作成や一時保存が行われている状況が見受けられた。	検討中フォルダの意義を改めて説明し、検討中フォルダ内の法人文書の作成や、法人文書分類基準に基づく整理を徹底するとともに、組織的な検討を経た法人文書の記録用フォルダへの移動、引継ぎ等を確実に実施するよう指導した。
	法人文書ファイルを収納する書棚に番号やファイル名称を付す等の所在管理が行われていない。	法人文書ファイルの保管場所が客観的に判別できるような改善の依頼を行った。
	紙媒体の法人文書と個人的な執務の参考資料が、区別なく同じ場所に保管されていた。	紙媒体の法人文書は、共用（事務室、書庫等）の保存場所に、個人的な執務の参考資料は、個人用であることを明記するとともに職員各自の机周辺で管理するように指示し、その後改善状況を確認した。
法人文書ファイル管理簿	法人文書ファイルの管理状況や保管場所等について、適切に引継ぎが行われていない。	異動に伴う事務の引継ぎの際に、法人文書ファイルの管理状況や保管場所等について、確実に引き継ぐよう周知徹底を行った。
	作成した法人文書ファイルを、法人文書ファイル管理簿に記載していなかった。	未記載の法人文書ファイルを法人文書ファイル管理簿へ記載するよう指示し、その後改善状況を確認した。
移管又は廃棄	法人文書ファイル管理簿に、法人文書ファイルの重複記載や存在しない法人文書ファイルの記載がある。	速やかに法人文書ファイル管理簿の記載を修正するよう指示するとともに、法人文書ファイルの現況と法人文書ファイル管理簿の記載内容に齟齬がないか確認を徹底するよう指導した。
	保存期間の満了している文書が廃棄されていなかった。	法人文書ファイルを再確認し、速やかに該当する文書を廃棄した。
	移管された法人文書の移管・廃棄簿への記載漏れ。	移管・廃棄簿へ記載するよう指導し、その後改善状況を確認した。
	電子決裁フォルダに保存されている法人文書（電子ファイル）を複数人で確認せず廃棄（削除）していた。	法人文書廃棄時は複数人にて立会、確認を行い廃棄する旨を職員に周知した。
秘密文書	30年以上前に作成された文書ファイルが複数書庫に配架されている。	環境が整っていない書庫では、文書ファイルが劣化するため、積極的に大学文書館に移管するよう促した。
	機密性の高い文書を保存している書庫において、施錠がされていない箇所があつた。	鍵付きキャビネットを購入し、機密性の高い法人文書ファイルや個人情報に該当する文書を保管、施錠することとした。
研修	秘密文書の識別表示の不足	秘密文書であることの表示がなかつたため、該当する法人文書に対して秘密文書の区分を含め、識別表示を行った。
	職員に研修を受講させていない部局があつた。	学内会議において、各部局の文書管理者に対して、研修を受講していない職員に積極的な受講を促すよう依頼した。

令和6年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理条例」という。）第2条第3項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理条例施行令」という。）第2条第1項各号に規定する「国立公文書館等」（16施設）

- 公文書管理条例第2条第3項第1号

独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）

- 公文書管理条例第2条第3項第2号

行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

（公文書管理条例第2条第1項）

第1号 宮内庁の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）

第2号 外務省の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの

外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）

第3号 独立行政法人等の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第2条第3項第1号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの

国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室（以下「北海道大学」という。）

国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室（以下「東北大学」という。）

国立大学法人筑波大学アーカイブズ（以下「筑波大学」という。）

国立大学法人東京大学文書館（以下「東京大学」という。）

国立大学法人東京外国語大学文書館（以下「東京外国語大学」という。）

国立大学法人東京科学大学博物館資料館運営室公文書室（以下「東京科学大学」という。）

国立大学法人東海国立大学機構大学文書資料室（以下「東海国立大学機構」という。）

国立大学法人京都大学大学文書館（以下「京都大学」という。）

国立大学法人大阪大学アーカイブズ（以下「大阪大学」という。）

国立大学法人神戸大学大学文書史料室（以下「神戸大学」という。）

国立大学法人広島大学文書館（以下「広島大学」という。）

国立大学法人九州大学大学文書館（以下「九州大学」という。）

日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「日銀アーカイブ」という。）

II 対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

時点を問うものは、令和7年3月31日時点の状況

III 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第8条第1項）
- ② 独立行政法人等からの移管（第11条第4項）
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第14条第4項）
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（第2条第7項第4号）による受入れ

を行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

1 保存の状況

(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項及び第2項）。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「特定歴史公文書等ガイドライン」という。）では、行政機関及び独立行政法人等から受入れを行った歴史公文書等は、生物被害への対処、簡単な措置（例えば、ドライクリーニング、しわ伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し、綴じ直し）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行うこととされている（第2章第1節第3条（留意事項））。また、法人若し

くはその他の団体又は個人から受入れを行った歴史公文書等については、利用の制限に関する設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受け入れた場合と同様、生物被害への対処、簡単な措置（綴じ直し、しわ伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し等）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施し、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行うこととされている（第2章第1節第4条（留意事項））。

令和7年3月31日時点において、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表1のとおり、合計で2,431,033件である。このうち、2,385,207件（98.1%）は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が2,366,668件（99.2%）と大多数を占めており、「電磁的記録」は17,717件（0.7%）となっている。

令和5年度と比べると、総所蔵数が68,991件（対前年度比2.9%）の増加、目録に記載され排架されているものが67,655件（対前年度比2.9%）の増加となり、そのうち媒体別では「文書又は図画」が64,855件（対前年度比2.8%）、「電磁的記録」は2,766件（対前年度比18.5%）の増加となっている。

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが45,826件（1.9%）ある。目録に記載されていない理由としては、外部から寄贈・寄託された文書の分類・整理や目録の作成に時間を要していることや、令和6年度に移管されたものであって、令和7年3月31日時点では受入れからまだ1年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っていることなどがある。

表1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数	目録に記載された件数			媒体の種別	目録未記載の件数	うち令和6年度 移管等受入れ			
		文書又は図画	電磁的記録							
			その他							
国立公文書館	1,746,980	1,727,498	1,717,077	10,238	183	19,482	19,482			
宮内公文書館	96,045	96,045	96,036	9	0	0	0			
外交史料館	116,412	116,412	116,412	0	0	0	0			
北海道大学	16,017	15,898	15,898	0	0	119	119			
東北大学	14,428	14,428	14,303	125	0	0	0			
筑波大学	19,225	17,706	17,169	499	38	1,519	1,519			
東京大学	17,204	15,351	15,099	239	13	1,853	69			
東京外国语大学	23,862	8,228	8,099	129	0	15,634	1,078			
東京科学大学	1,048	1,048	1,035	13	0	0	0			
東海国立大学機構	39,862	39,862	39,708	154	0	0	0			
京都大学	100,287	93,395	93,395	0	0	6,892	2,792			
大阪大学	18,349	18,349	18,203	146	0	0	0			
神戸大学	65,023	65,023	62,562	1,987	474	0	0			
広島大学	23,743	23,743	23,187	552	4	0	0			
九州大学	16,381	16,055	15,947	0	108	326	326			
日銀アーカイブ	116,167	116,166	112,538	3,626	2	1	1			
令和6年度合計	2,431,033	2,385,207	2,366,668	17,717	822	45,826	25,386			
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.1%	—	—	—	1.9%	1.0%			
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.2%	0.7%	0.0%	—	—			
令和5年度合計	2,362,042	2,317,552	2,301,813	14,951	788	44,490	29,671			
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.1%	—	—	—	1.9%	1.3%			
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.3%	0.6%	0.0%	—	—			

(注)「その他」は写真原板、パネル等である。

(2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、特定歴史公文書等ガイドラインに基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」（事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの）文書等の審査を行い、隨時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 2,385,207 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは 1,040,237 件 (43.6%)、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは 56,742 件 (2.4%)、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの）とされているものは 88,447 件 (3.7%) であり、合計 1,185,426 件 (49.7%) が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 1,199,781 件 (50.3%) となっている。

なお、令和5年度と比べ、審査済みの件数は、7,903 件（対前年度比 1.0%）

の増加となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位:件)

施設名	目録に記載された件数(再掲)	利用制限区分の別				要審査	
		審査済み					
		全部利用	一部利用	全部利用制限	(総計)		
国立公文書館	1,727,498	866,395	9,089	83,052	958,536	768,962	
宮内公文書館	96,045	54,944	2,418	108	57,470	38,575	
外交史料館	116,412	65,113	9,458	2	74,573	41,839	
北海道大学	15,898	2,151	118	1	2,270	13,628	
東北大学	14,428	1,322	70	0	1,392	13,036	
筑波大学	17,706	3,864	5,500	94	9,458	8,248	
東京大学	15,351	3,071	415	1,020	4,506	10,845	
東京外国語大学	8,228	748	0	0	748	7,480	
東京科学大学	1,048	77	262	0	339	709	
東海国立大学機構	39,862	1,506	170	12	1,688	38,174	
京都大学	93,395	5,380	17,539	4	22,923	70,472	
大阪大学	18,349	407	39	0	446	17,903	
神戸大学	65,023	31,260	11,257	3,747	46,264	18,759	
広島大学	23,743	1,522	266	0	1,788	21,955	
九州大学	16,055	1,385	22	407	1,814	14,241	
日銀アーカイブ	116,166	1,092	119	0	1,211	114,955	
令和6年度合計	2,385,207	1,040,237	56,742	88,447	1,185,426	1,199,781	
(割合)	100.0%	43.6%	2.4%	3.7%	49.7%	50.3%	
令和5年度合計	2,317,552	1,033,623	54,194	89,706	1,177,523	1,140,029	
(割合)	100.0%	44.6%	2.3%	3.9%	50.8%	49.2%	

(注) 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

2 移管等受入れの状況

令和6年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、67,153件（総所蔵件数の2.8%）となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが44,870件(66.8%)、②独立行政法人等から移管されたものが13,096件(19.5%)、③司法機関から移管されたものが1,706件(2.5%)、④民間その他の団体等から寄贈・寄託されたものが7,481件(11.1%)であった。

表3 移管等受入れ件数

(単位：件)

施設名	移管等受入れ件数	移管元機関の別			
		行政機関	独立行政法人等	司法機関	民間その他の団体等
国立公文書館	48,889	43,780	130	1,706	3,273
宮内公文書館	260	210			50
外交史料館	880	880			0
北海道大学	119		119		0
東北大学	787		787		0
筑波大学	1,624		1,168		456
東京大学	942		942		0
東京外国語大学	1,248		1,099		149
東京科学大学	84		84		0
東海国立大学機構	703		703		0
京都大学	3,438		646		2,792
大阪大学	1,678		1,678		0
神戸大学	2,489		2,199		290
広島大学	379		379		0
九州大学	326		326		0
日銀アーカイブ	3,307		2,836		471
令和6年度合計	67,153	44,870	13,096	1,706	7,481
(割合)	100.0%	66.8%	19.5%	2.5%	11.1%
令和5年度合計	66,246	48,529	10,851	1,490	5,376
(割合)	100.0%	73.3%	16.4%	2.2%	8.1%

(注) 1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。

4 行政機関等からの報告による「行政文書の管理の状況」「法人文書の管理の状況」上の移管数との相違については、行政機関等では行政(法人)文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位(識別番号単位)ごとに計上しているためである。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

令和6年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、10,162件であり、令和5年度と比べて1,335件(対前年度比15.1%)の増加となっている。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本

人から利用請求があった場合については、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは11件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求は5,080件となっている。

表4 利用請求件数

(単位：件)

施設名	利用請求件数（移管元行政機関等による利用の特例を除く）		(参考) 移管元行政機関等による利用の特例の件数	
	うち本人からの利用請求の件数			
年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
国立公文書館	2,934	2,857	11	12
宮内公文書館	1,065	625	0	0
外交史料館	1,961	1,793	0	0
北海道大学	268	96	0	0
東北大学	31	50	0	0
筑波大学	27	175	0	0
東京大学	169	153	0	0
東京外国語大学	277	116	0	0
東京科学大学	112	83	0	0
東海国立大学機構	46	127	0	0
京都大学	2,125	1,796	0	0
大阪大学	49	322	0	0
神戸大学	446	302	0	0
広島大学	225	7	0	0
九州大学	190	130	0	0
日銀アーカイブ	237	195	0	0
合計	10,162	8,827	11	12
			5,080	6,579

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定(利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。)を行うこととなる。

表5のとおり、令和6年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があつたもので処理中であった12,189件に対し、9,503件(78.0%)が利用決定によりその処理を完了(処理済み)しており、令和7年3月31日時点において、処理が完了していないもの(処理中)は2,264件(18.6%)となっている。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	令和5年度に利用 請求があり、繰り越 されたもの	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	2,934	675	2,940	32	637
宮内公文書館	1,065	58	1,047	45	31
外交史料館	1,961	1,265	1,399	327	1,500
北海道大学	268	0	268	0	0
東北大学	31	0	31	0	0
筑波大学	27	0	27	0	0
東京大学	169	11	136	18	26
東京外国語大学	277	0	277	0	0
東京科学大学	112	0	112	0	0
東海国立大学機構	46	0	42	0	4
京都大学	2,125	0	2,125	0	0
大阪大学	49	0	11	0	38
神戸大学	446	0	446	0	0
広島大学	225	0	225	0	0
九州大学	190	0	190	0	0
日銀アーカイブ	237	18	227	0	28
令和6年度合計	12,189	9,503	422	2,264	
(割合)	100.0%	78.0%	3.5%	18.6%	
令和5年度合計	10,880	8,577	276	2,027	
(割合)	100.0%	78.8%	2.5%	18.6%	

(注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数（繰り越されたものを含む。）に占める割合を表す。

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

令和6年度には、表6のとおり、9,670件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は7,197件(74.4%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は2,465件(25.5%)となっている。また、全部利用制限とした決定が8件(0.1%)あった。

一部利用決定がなされた2,465件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第16条第1項第1号イ及び第2号イ)が1,904件(77.2%)と最も多く、次いで国の安全等に関する情報(同項第1号ハ)596件(24.2%)、法人等に関する情報(同項第1号ロ及び第2号ロ)252件(10.2%)、公共の安全等に関する情報(同項第1号ニ)178件(7.2%)となっている。

表6 利用決定の状況

(単位:件)

施設名	利用決定件数																					
	全部利用決定	一部利用決定										全部利用制限										
		利用制限事由(法16条該当性)										利用制限事由(法16条該当性)										
		1号	2号	3号	4号	5号	1号	2号	3号	4号	5号	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	ハ	ニ			
イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	ハ	ニ			
国立公文書館	3,107	2,411	696	565	128	38	11	2	2	11	1	39	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮内公文書館	1,047	894	147	111	19	6	65					0	13	6	6	0	0	0	0	0	0	
外交史料館	1,399	634	765	372	95	552	102					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北海道大学	268	213	55					55	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
東北大学	31	27	4					4	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
筑波大学	27	25	2					2	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
東京大学	136	85	50					47	3			0	0	1			1	0	0	0	0	
東京外国语大学	277	277	0					0	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
東京科学大学	112	6	106					106	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
東海国立大学機構	42	33	9					9	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
京都大学	2,125	1,678	446					446	0			0	0	1			1	0	0	0	0	
大阪大学	11	3	8					8	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
神戸大学	446	304	142					142	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
広島大学	225	225	0					0	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
九州大学	190	190	0					0	0			0	0	0			0	0	0	0	0	
日銀アーカイブ	227	192	35					35	5			0	0	0			0	0	0	0	0	
令和6年度合計	9,670	7,197	2,465	1,048	242	596	178	856	10	11	1	52	8	6	0	0	0	2	0	0	0	
(割合)	100.0%	74.4%	25.5%										0.1%									
令和5年度合計	8,728	6,246	2,455	955	244	666	193	809	240	16	2	18	92	2	0	0	0	0	0	24	0	
(割合)	100.0%	71.6%	28.1%										1.1%									66

(注) 1 1文書に複数の利用制限事由が含まれる場合があるため、利用制限事由欄の数の合計と、一部利用決定の数は、必ずしも一致しない。

2 1件の利用請求に対し複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は表5の処理済み件数(9,503件)と一致しない。

3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。

4 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

5 斜線部分は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

(2) 利用決定までの期間の状況

特定歴史公文書等ガイドライン（第3章第1節第15条）では、利用決定までの期間について、以下のとおり定められている。

- ① 利用請求があった場合：速やかな利用決定
- ② 利用制限事由の存否確認作業が必要な場合等：30日以内の利用決定
- ③ 事務処理上の困難等の場合：②(30日)に加え30日以内の延長
- ④ 著しく大量の利用請求の場合：相当の部分について60日以内に利用決定し、残りの部分については相当の期間内に利用決定(特例延長)

ア 利用決定までの期間

令和6年度中になされた利用決定9,670件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、延長をしなかった7,195件(74.4%)については、即日に利用決定を行ったものは897件(9.3%)、30日以内に利用決定を行ったものは6,296件(65.1%)、期限を超過したものは2件(0.02%)であった。

また、30日以内の延長を行った156件(1.6%)については、全て期限内に利用決定がなされた。特例延長を行った2,319件(24.0%)について

も、全て期限内に利用決定がなされた。

表7 利用決定までの期間

(単位:件)

施設名	利用決定件数(再掲)									
	延長をしなかったもの				30日以内の延長			特例延長		
	即日	30日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過	
国立公文書館	3,107	2,237	231	2,006	0	48	48	0	822	822
宮内公文書館	1,047	811	0	811	0	37	37	0	199	199
外交史料館	1,399	46	0	46	0	55	55	0	1,298	1,298
北海道大学	268	268	0	268	0	0	0	0	0	0
東北大学	31	31	1	28	2	0	0	0	0	0
筑波大学	27	27	0	27	0	0	0	0	0	0
東京大学	136	129	0	129	0	7	7	0	0	0
東京外国语大学	277	277	0	277	0	0	0	0	0	0
東京科学大学	112	112	0	112	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	42	42	3	39	0	0	0	0	0	0
京都大学	2,125	2,125	0	2,125	0	0	0	0	0	0
大阪大学	11	11	1	10	0	0	0	0	0	0
神戸大学	446	446	438	8	0	0	0	0	0	0
広島大学	225	225	223	2	0	0	0	0	0	0
九州大学	190	190	0	190	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	227	218	0	218	0	9	9	0	0	0
令和6年度合計	9,670	7,195	897	6,296	2	156	156	0	2,319	2,319
(割合)	100.0%	74.4%	9.3%	65.1%	0.02%	1.6%	1.6%	0.0%	24.0%	24.0%
令和5年度合計	8,728	6,021	811	5,209	1	173	173	0	2,534	2,534
(割合)	100.0%	69.0%	9.3%	59.7%	0.01%	2.0%	2.0%	0.0%	29.0%	29.0%
										0.0%

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30日以内の延長をした理由

特定歴史公文書等ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができるとされている（第3章第1節第15条第3項）。

令和6年度に30日以内の延長を行った156件について、その適用理由をみると、表8のとおり、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが66件(42.3%)、審査が困難で時間を要したものが89件(57.1%)、複製物の作成に時間を要したものが1件(0.6%)であった。

表8 30日以内の延長をした理由

(単位：件)

施設名	30日以内の延長を行った件数(再掲)					
	対象文書が大量	審査が困難で時間を要した	第三者からの意見書提出に時間を要した	複製物の作成に時間を要した	その他の理由	
国立公文書館	48	1	46	0	1	0
宮内公文書館	37	10	27	0	0	0
外交史料館	55	55	0	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	7	0	7	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京科学大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	9	0	9	0	0	0
令和6年度合計	156	66	89	0	1	0
(割合)	100.0%	42.3%	57.1%	0.0%	0.6%	0.0%
令和5年度合計	173	124	39	0	0	10
(割合)	100.0%	71.7%	22.5%	0.0%	0.0%	5.8%

(注) 1 1件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数(合計)とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

ウ 特例延長の処理状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができるとしている(第3章第1節第15条第4項)。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は2,319件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表9のとおり、483件(20.8%)については利用請求から60日以内に利用決定がなされ、利用決定が61日から90日以内に行われたものが75件(3.2%)、91日から半年以内が856件(36.9%)、半年超から1年以内が482件(20.8%)となっており、1年を超えたものが423件(18.2%)という状況であった。

表9 特例延長の処理状況

(単位:件)

施設名	特例延長を行った件数(再掲)	利用請求から利用決定までに要した日数				
		60日以内	61日～90日	91日～半年	半年超～1年	1年超
国立公文書館	822	275	23	116	166	242
宮内公文書館	199	127	0	20	52	0
外交史料館	1,298	81	52	720	264	181
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京科学大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
令和6年度合計	2,319	483	75	856	482	423
(割合)	100.0%	20.8%	3.2%	36.9%	20.8%	18.2%
令和5年度合計	2,534	373	145	974	552	490
(割合)	100.0%	14.7%	5.7%	38.4%	21.8%	19.3%

(注) 「割合」は、特例延長を行った件数に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第19条及び公文書管理法施行令第24条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表10のとおり、利用件数4,888件のうち、閲覧・視聴・聴取によるものが3,538件、写しの交付によるものが1,350件となっている。なお、利用件数は令和5年度と比べて、256件（対前年度比5.5%）の増加となっている。

表 10 利用の状況

(単位:件)

施設名	利用件数		
		閲覧視聴聴取	写しの交付
国立公文書館	1,822	796	1,026
宮内公文書館	408	406	2
外交史料館	200	188	12
北海道大学	268	256	12
東北大学	175	171	4
筑波大学	27	27	0
東京大学	137	135	2
東京外国語大学	277	277	0
東京科学大学	112	112	0
東海国立大学機構	129	111	18
京都大学	166	148	18
大阪大学	12	11	1
神戸大学	476	430	46
広島大学	225	225	0
九州大学	190	190	0
日銀アーカイブ	264	55	209
令和6年度合計	4,888	3,538	1,350
令和5年度合計	4,632	3,115	1,517

(注) 令和6年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、合計数は利用決定件数（表6：9,670件）を満たしていない。

6 審査請求の状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる（公文書管理法第21条第1項）。

また、この審査請求がなされた場合、当該審査請求を受けた国立公文書館等の長は、①審査請求が不適法であり却下する場合、②全部利用決定に変更する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている（同条第4項）。

令和6年度には、利用請求に対する処分に係る審査請求は、表11のとおり、国立公文書館で7件、外交史料館で1件であった。

表 11 審査請求の処理件数

(単位:件)

年 度	施 設 名	利用請求に対する処分に係る審査請求										
		審査請求件数		処理件数								
		継 続	新 規	却 下	処 理 中	諒 問 準 備 中	全部利 用に変 更	公文書管理委員会に諮問した事件	諒 問 中	決 定 準 備 中	裁決済み	答申と異 なる裁決
令和6年度	国立公文書館	7	0	7	7	6	1	0	0	1	0	0
	外交史料館	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
令和5年度	外交史料館	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0

(注) 「裁決済み」とは、審査請求を受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第21条第4項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う審査請求に対する裁決（行政不服審査法第44条）がなされていることをいう。

7 訴訟の状況

令和6年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（公文書管理法第23条）。

(1) 簡便な方法による利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第16条第1項に基づく利用請求の手続を経なくとも、利用可能な範囲で隨時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが望ましいとしている（第3章第2節第22条第1項（留意事項））。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表12のとおり、38,578件が簡便な方法によって利用に供されており、令和5年度と比べると、2,446件（対前年度比6.8%）の増加となっている。利用方法の内訳としては、閲覧による利用が37,475件（97.1%）、複写物の提供による利用が1,103件（2.9%）となっている。

表 12 簡便な方法による利用の状況

(単位:件)

施設名	簡便な方法により利用に供した件数		
	閲覧件数	複写物の提供件数	
国立公文書館	14,969	14,945	24
宮内公文書館	7,893	7,811	82
外交史料館	14,335	13,360	975
北海道大学	119	119	0
東北大学	141	138	3
筑波大学	294	294	0
東京大学	505	504	1
東京外国語大学	6	0	6
東京科学大学	0	0	0
東海国立大学機構	87	87	0
京都大学	0	0	0
大阪大学	0	0	0
神戸大学	9	9	0
広島大学	0	0	0
九州大学	220	208	12
日銀アーカイブ	0	0	0
令和6年度合計	38,578	37,475	1,103
(割合)	100.0%	97.1%	2.9%
令和5年度合計	36,132	35,184	948
(割合)	100.0%	97.4%	2.6%

(注) 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するとしている。特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電磁的記録による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている（第2章第2節第7条（留意事項））。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表13のとおり、令和6年度に新規作成された件数は、文書又は図画から紙媒体の複製を作成したものが257件、文書又は図画から

電磁的記録の複製を作成したものが 30,225 件、電磁的記録から電磁的記録の複製を作成したものが 58 件となっている。

表 13 複製物の作成の状況

(単位:件、冊、コマ)

施設名		複製物作成件数										
		(元の資料が)文書又は図書					電磁的記録の複製を作成					
		紙媒体の複製を作成		令和6年度末までに複製が作成された資料の件数(累計)	うち、令和6年度に新規に複製が作成された資料の件数	令和6年度末までに複製が作成された資料の件数(累計)	電磁的記録の複製を作成		令和6年度末までに複製が作成された資料の件数	うち、令和6年度に新規に複製が作成された資料の件数	電磁的記録の複製を作成	
		複製によりできた紙媒体の冊数	複製によりできた紙媒体の冊数				複製によりできた紙媒体の冊数	複製によりできた紙媒体の冊数			複製によりできた紙媒体の冊数	複製によりできた紙媒体の冊数
国立公文書館	470,007	468,990	0	0	0	0	468,990	39,277,229	28,240	2,106,354	1,017	55
宮内公文書館	13,995	13,992	0	0	0	0	13,992	1,010,485	415	37,149	3	0
外交史料館	46,610	46,610	0	0	0	0	46,610	10,463,730	332	76,610	0	0
北海道大学	448	448	448	488	244	244	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	2
東京大学	1,162	1,162	0	0	0	0	1,162	266,302	55	23,375	0	0
東京外国语大学	847	847	0	0	0	0	847	35,262	698	2,314	0	0
東京科学大学	236	236	0	0	0	0	236	45,965	59	7,285	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	25,341	25,341	18,824	1,075	0	0	6,517	96,336	401	6,754	0	0
大阪大学	13	13	0	0	0	0	13	2,800	5	944	0	0
神戸大学	1,117	1,115	18	18	0	0	1,097	30,291	8	339	2	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	222	222	95	95	0	0	127	127	3	3	0	0
日銀アーカイブ	12,908	9,509	9,376	10,387	13	3	133	99,088	9	13,352	3,399	1
令和6年度合計	572,962	568,485	28,761	12,063	257	247	539,724	51,327,615	30,225	2,274,479	4,477	58
令和5年度合計	542,462	538,043	28,544	11,816	130	87	509,499	48,666,016	31,653	2,292,960	4,419	962

(注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

2 1 件の特定歴史公文書等について、紙等による複製物が作成された場合には、その作成された簿単位で「冊数」をカウントし、デジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

(3) デジタルアーカイブの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（第3章第2節第22条第2項）。

国立公文書館等において、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報を提供するための方法として、ウェブページ等により不特定多数の者がアクセスし利用することが可能な、いわゆるデジタルアーカイブの実施状況をみると、表 14 のとおり、実施しているのは、国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、東京大学、京都大学、神戸大学及び日銀アーカイブの7館となっている。

令和6年度における特定歴史公文書等の提供数は 499,520 件、40,239,890 コマであり、これに対して、年間で 7,369,697 件のアクセスがあった。

なお、デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供件数については、令和5年度と比べると、件数で 29,826 件（対前年度 6.4%）、コマ数で

2,152,516 コマ（対前年度比 5.7%）の増加となっている。

表 14 デジタルアーカイブの実施状況

(単位：件、コマ)

施設名	デジタルアーカイブ							
	実施の有無	特定歴史公文書等の提供件数		特定歴史公文書等の提供コマ数		年間アクセス件数		
年度	令和6年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	
国立公文書館	有	469,165	440,890	39,298,632	37,189,088	691,870	706,567	
宮内公文書館	有	10,032	9,662	577,455	554,748	6,466,732	5,219,798	
外交史料館	有	709	709	1,536	1,536	45,852	46,329	
北海道大学	無			—				
東北大学	無			—				
筑波大学	無			—				
東京大学	有	12,326	11,156	233,097	213,581	68,243	66,941	
東京外国語大学	無			—				
東京科学大学	無			—				
東海国立大学機構	無			—				
京都大学	有	6,105	6,105	90,563	90,563	59,657	109,339	
大阪大学	無			—				
神戸大学	有	1,019	1,012	23,431	23,176	35,115	13,498	
広島大学	無			—				
九州大学	無			—				
日銀アーカイブ	有	164	160	15,176	14,682	2,228	1,914	
合計	—	499,520	469,694	40,239,890	38,087,374	7,369,697	6,164,386	

(4) 展示会及び見学会の開催状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、展示会の開催や館内の見学会等の取組を行い、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の特定歴史公文書等への関心を高めることも重要であるとしている（第3章第2節第23条（留意事項））。

国立公文書館等において、令和6年度に開催された展示会（主催又は共催の展示、外部展示等を含む。）は、表15のとおり、64回であり、合わせておよそ531,781人が来場している。また、見学会は238回開催しており、3,417人の見学者を受け入れている。

なお、令和5年度と比べて、展示会の入場者数は103,309人（対前年度比24.1%）の増加、見学会の入場者数は731人（対前年度比27.2%）の増加となっている（展示会の開催状況については、別添資料1を参照）。

表 15 展示会及び見学会の開催状況

(単位：回、人)

施設名	展示会				見学会			
	開催回数		入場者数		開催回数		入場者数	
年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
国立公文書館	11	11	40,631	36,715	134	108	1,898	1,490
宮内公文書館	1	1	12,648	15,636	6	2	55	39
外交史料館	5	2	17,681	1,332	38	18	608	308
北海道大学	6	7	1,914	1,865	11	19	176	90
東北大学	8	7	2,990	2,972	0	0	0	0
筑波大学	1	2	42	722	4	5	37	53
東京大学	4	3	851	860	9	8	57	21
東京外国語大学	4	3	101,430	97,525	1	0	3	0
東京科学大学	1	1	2,220	425	3	2	15	13
東海国立大学機構	2	2	980	1,040	0	0	0	0
京都大学	4	5	58,838	52,865	5	9	32	86
大阪大学	2	2	不明	不明	11	10	73	72
神戸大学	5	5	12,988	9,091	4	7	382	417
広島大学	3	3	不明	不明	2	2	41	10
九州大学	4	4	9,976	9,727	8	5	24	71
日銀アーカイブ	3	3	268,592	197,697	2	1	16	16
合計	64	61	531,781	428,472	238	196	3,417	2,686

- (注) 1 「東京外国語大学」の展示施設は、同大学の図書館入口に設置され、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については図書館全体の合計数を記載している。
- 2 「東京科学大学」の展示会は、同大学博物館の展示施設において他の資料と併せて展示しており、同館資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については博物館全体の合計数を記載している。
- 3 「大阪大学」の展示会は、駅構内の電車利用者が自由に行き来できるスペースで行われ、来場者数の把握は困難なため、「不明」と記載している。
- 4 「広島大学」の展示会は、展示入場者数の集計を行っていないため、「不明」と記載している。
- 5 「日銀アーカイブ」の展示会は、日本銀行金融研究所貨幣博物館等の施設において他の資料と併せて同行の展示として行われていることから、入場者数については、展示会全体の合計数を記載している。

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等以外の機関での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。また、公共目的のある行事への積極的な対応のほか、地方公共団体をはじめとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出の機会の増加に努めることも重要であるとしている(第3章第2節第24条(留意事項))。

令和6年度の国立公文書館等における特定歴史公文書等の貸出件数は、表16のとおり、全体で81件となっており、その内訳をみると、地方公共団体へ79件(97.5%)、民間その他の団体へ2件(2.5%)となっている。

表 16 特定歴史公文書等の貸出件数

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数				
	国立公文書館等	国の機関	独立行政法人等	地方公共団体	民間その他の団体
国立公文書館	63	0	0	0	61
宮内公文書館	0	0	0	0	0
外交史料館	3	0	0	0	3
北海道大学	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0
東京科学大学	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	6	0	0	0	6
京都大学	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0
神戸大学	1	0	0	0	1
広島大学	0	0	0	0	0
九州大学	7	0	0	0	7
日銀アーカイブ	1	0	0	0	1
令和6年度合計	81	0	0	0	79
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.5% 2.5%
令和5年度合計	136	0	0	9	65 62
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	6.6%	47.8% 45.6%

(注) 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) 原本の特別利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、例えば、原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合には、特に慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することができるとしている（第3章第2節第25条（留意事項））。

この原本の特別利用の状況をみると、表17のとおり、令和6年度には、国立公文書館で48件、宮内公文書館で1件となっている。

表 17 原本の特別利用の状況

(単位：件)

施設名	原本の特別利用の件数		文書又は図画		電磁的記録		その他	
	年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国立公文書館		48	17	48	17	0	0	0
宮内公文書館		1	0	1	0	0	0	0
外交史料館		0	0	0	0	0	0	0
北海道大学		0	0	0	0	0	0	0
東北大学		0	0	0	0	0	0	0
筑波大学		0	0	0	0	0	0	0
東京大学		0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学		0	0	0	0	0	0	0
東京科学大学		0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構		0	0	0	0	0	0	0
京都大学		0	0	0	0	0	0	0
大阪大学		0	0	0	0	0	0	0
神戸大学		0	0	0	0	0	0	0
広島大学		0	0	0	0	0	0	0
九州大学		0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ		0	0	0	0	0	0	0
合計		49	17	49	17	0	0	0

(7) レファレンスの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するためには、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。レファレンスの具体的な内容は、国立公文書館等の体制、所蔵資料の性格等により異なるものであるが、例えば、以下のようなものが考えられる（第3章第2節第26条（留意事項））。

- ① 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- ② 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- ③ 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- ④ 特定歴史公文書等に関する参考文献
- ⑤ 他の公文書館等に関する情報の提供

令和6年度において、国立公文書館等では、上述の具体的な内容に該当するレファレンスが行われているほか、その他の情報の提供として、例えば、大学の歴史に関する情報などが提供された。

9 特定歴史公文書等の廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項）。ただし、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、

内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができるとしている（公文書管理法第 25 条）。

令和 6 年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第 32 条第 2 項）。

加えて、特定歴史公文書等ガイドラインにおいて、国立公文書館等は、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を行うこともできるとされている。また、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を実施することもできるとされている。（第 5 章第 30 条）

これらに基づき、国立公文書館等では、表 18 のとおり、令和 6 年度中に 54 回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から 10,941 人が参加している。

また、国立公文書館等においては、研修の実施のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるための取組を行っており、表 19 のとおり、令和 6 年度中は計 45 回の講師派遣が行われている。

表 18 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数										
	総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他者の者への研修	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
国立公文書館	9	7,497	0	0	4	5,885	2	1,391	3	221	0
宮内公文書館	2	52	1	5	1	47	0	0	0	0	0
外交史料館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	3	101	1	3	0	0	2	98	0	0	0
東北大学	1	65	0	0	0	0	1	65	0	0	0
筑波大学	10	40	10	40	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	1	107	0	0	0	0	1	107	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京科学大学	1	83	0	0	0	0	1	83	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	2	129	0	0	0	0	2	129	0	0	0
大阪大学	2	2,363	0	0	0	0	2	2,363	0	0	0
神戸大学	2	82	1	3	0	0	1	79	0	0	0
広島大学	2	134	0	0	0	0	2	134	0	0	0
九州大学	1	43	0	0	0	0	1	43	0	0	0
日銀アーカイブ	18	245	17	213	0	0	1	32	0	0	0
令和6年度合計	54	10,941	30	264	5	5,932	16	4,524	3	221	0
(割合)	100.0%	—	55.6%	—	9.3%	—	29.6%	—	5.6%	—	0.0%
令和5年度合計	59	11,852	36	279	6	6,522	14	4,736	3	315	0
(割合)	100.0%	—	61.0%	—	10.2%	—	23.7%	—	5.1%	—	0.0%

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 19 講師派遣の実施回数

(単位：回)

施設名	講師派遣の総実施回数				
	国立公文書館等への講師派遣	行政機関への講師派遣	独立行政法人等への講師派遣	地方公共団体への講師派遣	民間団体への講師派遣
国立公文書館	23	0	8	3	5
宮内公文書館	1	0	0	0	1
外交史料館	0	0	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0
東北大学	3	1	0	0	2
筑波大学	0	0	0	0	0
東京大学	7	2	0	2	2
東京外国語大学	2	0	0	0	2
東京科学大学	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	1	0	0	1	0
京都大学	3	0	0	2	0
大阪大学	0	0	0	0	0
神戸大学	2	1	0	1	0
広島大学	0	0	0	0	0
九州大学	3	0	0	3	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0
令和6年度	45	4	8	12	12
(割合)	100.0%	8.9%	17.8%	26.7%	26.7%
令和5年度	45	6	8	9	11
(割合)	100.0%	13.3%	17.8%	20.0%	24.4%

(注) 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

11 その他の取組状況

国立公文書館等においては、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、令和6年度中には、以下のような取組が行われている。

＜特定歴史公文書等の保存＞

- ・ 移管文書の受入れに支障がないよう、新しく第二南書庫を設置するとともに、一部の特定歴史公文書等の排架場所を変更した。(宮内公文書館)
- ・ 電子文書について、「電子文書の移管対応マニュアル案」を策定し、同マニュアル案を基に移管及び整理・保存処置を実施した。(東京外国語大学)
- ・ 有識者に資料の保存方法等に関してヒアリングを行った。(日銀アーカイブ)

＜利用の促進等＞

- ・ 明治天皇の御手許に報告・献上された資料群「明治天皇御手許書類」を始めとした、明治期の所蔵資料のデジタル・アーカイブ化を進めるべく、平成30年度から5か年計画で複製物を作製、引き続き令和5年度から第2次5か年計画として明治期の皇室建築図面の複製物作成を約3,450件実施した。(宮内公文書館)
- ・ 資料のデジタル化(複製物の作成)を加速させるため、A3判対応のブックスキャナーを追加導入した。(北海道大学)
- ・ 府中市との協働により中学校社会科教員向けの巡検及び研修を実施した。(東京外国語大学)
- ・ 所蔵する特定歴史公文書、歴史公文書等、学内刊行物、刊行物、図書についてオンライン検索システムを構築し公開した。(東京科学大学)
- ・ 日本銀行金融研究所アーカイブウェブサイトのデジタルアーカイブに、支店建物等の図面及び井上準之助関係資料を掲載し、コンテンツを拡充した。(日銀アーカイブ)

＜その他＞

- ・ 大学院プログラムとして認証アーキビスト養成コースの運営を行った。(東北大学)
- ・ 東海国立大学機構の歴史公文書等の選定作業に際し、専門的技術的な助言を積極的に行った。(東海国立大学機構)
- ・ 文書整理コードにバーコードを追加し、作業の効率化を図った。(京都大学)

資料1 展示会の開催状況

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	開催期間	備考
国立公文書館	1	基本展示「日本のあゆみ」	R6. 4. 1～R7. 3. 31	
	2	令和6年春の特別展「夢みる光源氏—公文書館で平安文学ナナメ読み！—」	R6. 4. 1～R6. 5. 12	会期はR6. 3. 16から
	3	令和6年度第1回企画展「1964 公文書で見る東京オリンピック開催への道」	R6. 6. 1～R6. 6. 30	
	4	令和6年夏の特別展「お札に描かれた人物—公文書で見る紙幣の歴史—」	R6. 7. 20～R6. 9. 16	
	5	芳賀町町制施行70周年記念 令和6年度国立公文書館所蔵資料展「近代日本のあゆみと芳賀町」	R6. 10. 5～R6. 11. 17	共催
	6	令和6年度第2回企画展「龍—日常にとけこむ神秘—」	R6. 10. 19～R6. 12. 15	
	7	令和6年度第3回企画展 「「普選」と「婦選」—選挙権の拡大とその歴史—」	R7. 1. 18～R7. 2. 24	
	8	デジタル展示「書物を愛する人々」	R7. 3. 19～	R7. 3. 19公開
	9	令和7年春の特別展「書物がひらく泰平一江戸時代の出版文化—」	R7. 3. 20～R7. 3. 31	会期はR7. 5. 11まで
	10	国立公文書館つくば分館 令和6年度常設展	R6. 4. 1～R7. 3. 31の月曜～金曜、R6. 4. 6～R6. 4. 7、企画展開催中の土曜	R6. 4. 6～R6. 4. 7は見学ツアー開催に合わせ開館
	11	令和6年度つくば分館夏の企画展「みんなで食べよう－公文書でえがく学校給食－」	R6. 7. 20～R6. 8. 31	
宮内公文書館	1	企画展「仁徳天皇陵と近代の堺」	R6. 9. 14～R6. 11. 10	堺市博物館・関西大学との共催展
外交史料館	1	常設展示	R6. 4. 8～R7. 3. 31	
	2	原本特別展示「日英通商航海条約 陸奥宗光と条約改正」	R6. 7. 12～R6. 8. 31	
	3	共催展示 「小村寿太郎とポーツマス条約」	R6. 11. 2～R6. 12. 1	小村寿太郎奉賛会（日南市）との共催展示（於小村寿太郎記念館）
	4	外交史料館・駐日ギリシャ大使館共催展示外交関係樹立125周年記念「外交文書に見る日本・ギリシャ関係」	R6. 12. 10～R7. 1. 11	
	5	外交史料館・駐日ブルガリア大使館共催展示「日本とブルガリア 交流の歴史」	R7. 3. 6～R7. 3. 29	
北海道大学	1	常設展示「北大生の群像——北大150年の主人公たち」・「新渡戸稻造と遠友夜学校」	常時	会場（大学文書館1階 展示ホール）
	2	オンライン展示「写真でたどる北大キャンパスの移り変わり1940's～1960's」	常時	
	3	常設展示「北海道大学沿革史展示」	常時	会場（北海道大学百年記念会館）・入場者不集計
	4	企画展示「数学者桂田芳枝が切り拓いた女性研究者の道」	R5. 10. 5～R6. 9. 30	会場（大学文書館1階 沿革展示室）
	5	企画展示「半澤洵博士の眼鏡に映った世界——植物誌から食物史へ、93年間の観察と探究」	R6. 10. 15～R7. 9. 30	会場（大学文書館1階 沿革展示室）
	6	パネル展示「札幌キャンパスを歩く～あの日あの場所、今昔～」	R6. 8. 4～、常時	会場（大学文書館2階 展示回廊）
東北大学	1	歴史の中の東北大学	R6. 4. 1～R7. 3. 31	常設展示
	2	魯迅記念展示室	R6. 4. 1～R7. 3. 31	常設展示
	3	階段教室展示ルーム	R6. 4. 1～R7. 3. 31	常設展示
	4	新入生歓迎展示「川内歴史さんぽ」	R6. 3. 16～R6. 5. 6	前年度からの継続
	5	西澤記念資料室 特別一般公開	R6. 10. 10～R6. 10. 31	学内展示
	6	東北大学ギャラリーひすとりあ	R6. 4. 1～R7. 3. 31	学内展示
	7	留学生120周年企画展示「魯迅の読書生活」	R6. 10. 26～R6. 11. 30	企画展示
	8	留学生120周年企画展示「東北大学と留学生」	R6. 10. 26～R6. 11. 30	企画展示
筑波大学	1	令和6年度筑波大学アーカイブズ企画小展示 『東京教育大学の創設—「小規模な総合大学」として—』	R7. 3. 24～R7. 3. 28	
東京大学	1	ホームカミングデイ企画「スポーツと東京大学2024」	R6. 10. 19	入場者数668人
	2	柏キャンパス一般公開企画「戦前の「帝大生」にせまる～学生部資料展示～」	R6. 10. 25、26	入場者数183人
	3	東京大学医学部・附属病院健康と医学の博物館 (1)「明治15年、虎列刺大流行」 (2)「学生生活とスポーツ：田口文太資料から」	(1)R6. 2. 1～9. 30、 (2)R6. 10. 1～ R7. 4. 30	
	4	柏図書館展示「文書館所蔵資料展示：戦前の帝大生に迫る」	R6. 6. 10～9. 27	
東京外国語大学	1	学内競漕大会の歴史	R6. 4. 22～R6. 7. 24	
	2	東京外国語大学150年のあゆみ	R6. 7. 24～R7. 3. 17	
	3	内藤家資料群「教科書」にみる府中市域西部における近代教育の変遷～教科書にみる東京外国語学校の教員たち～	R7. 3. 17～R7. 5. 15	R7. 4. 7より企画展増設
	4	東京外国語大学の歩み	R6. 4. 7～R7. 3. 31	常設展示
東京科学大学	1	「インド陶芸界の父となった卒業生 グルチャラン・シン展」	R6. 11. 15～R6. 12. 19	

東海国立大学機構	1	スライドショー「写真で見るあの頃の名大」	R6. 10. 19	第20回名古屋大学ホームカミングデイでの企画展示。この展示はオンラインでも同時に展示了。
	2	法人化20周年記念展「写真と図表でたどる法人化後の名大」	R6. 10. 19	第20回名古屋大学ホームカミングデイでの企画展示。
京都大学	1	京都大学の歴史	通年	常設展。本学の創立から近年までの間の歴史的資料を8つのテーマに区分して展示了。
	2	第三高等学校の歴史	通年	常設展。第三高等学校の歴史に関する歴史的資料を3つのテーマに区分して展示了。
	3	「京都帝国大学」から「京都大学」へ—戦後改革が残したもの—	R6. 8. 6～R6. 10. 6	企画展。「京都帝国大学」から「京都大学」への変化を戦後新たに導入された六・三・三・四制のもとで新制大学が発足し、一般教育や教員養成が大学で行われるようになった戦後改革の過程を通じてうかがわせるもので6つのテーマに区分して展示了。
	4	職員たちの京都帝国大学—舞台裏の主役—	R7. 2. 4～R7. 4. 13	企画展。京都帝国大学期の職員に焦点をあてて展示することで、大学という空間を構成する人的資源の多様性を示そうとするもので4つのテーマに区分して展示了。
大阪大学	1	大阪と北摂の過去と現在をつなぐ記録と記憶	R7. 3. 4～R7. 3. 17	大阪大学アーカイブズ・大阪府内自治体「公文書と保存」連絡会議主催
	2	閲覧室でのミニ展示	R6. 4. 1～R7. 3. 31	
神戸大学	1	常設展「神戸大学史展—創立1902（明治35）年から現代まで—」	通年（展示替、特別展開催時を除く）	会場：神戸大学百年記念館1階展示ホール 入場者数：3,789人
	2	特別展「1995. 1. 17—神戸大学震災犠牲者の追憶—」	R6. 10. 24～R7. 1. 31	会場：神戸大学百年記念館1階展示ホール 入場者数：4,246人
	3	巡回展（神戸Ⅰ）「1995. 1. 17—神戸大学震災犠牲者の追憶—パネル展」	R6. 12. 16～R7. 2. 5	会場：神戸大学海事博物館（開館：月・水・金） 入場者数：108人
	4	巡回展（東京）「神戸大学史展—創立1902（明治35）年から現代まで—パネル展」	R6. 12. 10～R7. 1. 17	会場：神戸大学東京六甲クラブ 入場者数：700人
	5	巡回展（神戸Ⅱ）「1995. 1. 17—神戸大学震災犠牲者の追憶—」	R7. 2. 14～R7. 3. 23	会場：神戸大学社会科学系図書館2階展示ホール 入場者数：4,145人
広島大学	1	オブジェ「あの日」展示	R6. 8. 2～R6. 8. 7	広島原爆記念日の特別展示（広島師範学校被爆建物廃材を利用したオブジェ）（会場：中央図書館1F）
	2	広島大学創立75+75周年写真展「—あの頃—」	R6. 8. 22～R6. 8. 27	広島大学創立75周年記念式典・記念事業（会場：福屋八丁堀本店）
	3	特別展「広島大学の歴史展～75+75の歩み～」	R6. 11. 1～R6. 12. 11	図書館と共に。広島大学創立75+75周年記念事業（第18回ホームカミングデーにおける広島大学の歴史展、会場：中央図書館）
九州大学	1	常設展 九州大学の歴史	R3. 5～実施中	主催
	2	特別展示九州大学法文学部の百年「変貌するキャンパスラифー1980年代の九州大学」	R6. 7. 26～R6. 8. 8	主催。出入自由のオープンスペースで開催
	3	九州大学法文学部創立100周年記念展示「学生の変遷を振り返る」	R6. 11. 5	主催。出入自由のオープンスペースで開催
	4	「第九」日本人初演100周年記念事業九大フィル史料展示	R6. 6. 10～R6. 8. 4	共催
日銀アーカイブ	1	日本銀行本店の店内見学ルートにおける常設展示	R6. 4. 1～R7. 3. 31	入場者数：16,808人
	2	日本銀行金融研究所貨幣博物館における常設展示	R6. 4. 1～R7. 3. 31	入場者数：151,460人
	3	日本銀行旧小樽支店金融資料館における常設展示	R6. 4. 1～R7. 3. 31	入場者数：100,324人